

議第 9 号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 成 澤 和 則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表通年の項中

「

鶴岡市立西郷小学校	七窪、西沼、東茨、道地
-----------	-------------

を

」

「

鶴岡市立西郷小学校	七窪、西沼の一部、東茨、道地
-----------	----------------

に改める。

」

別表第 1 号の表冬季の項中

「

鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原
鶴岡市立鶴岡第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢馳、白山、 山田

を

」

「

鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原
鶴岡市立西郷小学校	長崎、西茨新田、面野山、下川上、辻興屋の一部、 千安京田の一部
鶴岡市立鶴岡第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢馳、白山、 山田

に改める。

」

別表第 3 号の表冬季の項中

「

鶴岡市立羽黒中学校	玉川、大口、金森目、川代山、泉野、清水、河原、 中屋、楯東、中島、高寺、狩谷野目、松尾、石野新 田、下馬渡、松ヶ岡、桜野
-----------	--

を

」

「

鶴岡市立羽黒中学校	玉川、大口、金森目、川代山、泉野、清水、河原、 中屋、楯東、中島、高寺、狩谷野目、松尾、石野新 田、下馬渡、松ヶ岡、桜野、染興屋、川行、町屋、 小増川
-----------	--

に改める。

」

別表第 5 号の表冬季の項中

「

鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、 北野、熊出中、熊出下、漆原
-----------	---

を

」

「

鶴岡市立あさひ小学校	下名川
鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、 北野、熊出中、熊出下、漆原

に改める。

」

別表第 6 号の表中

「

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立あつみ小学校	一霞、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	鍋倉、小名部、小岩川
	鶴岡市立温海中学校	一霞、湯温海、湯之里、釜谷坂、温海、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、鼠ヶ関、鍋倉、小名部、早田、小岩川、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
冬季	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	早田

を

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立あつみ小学校	一霞、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	鍋倉、小名部、小岩川、早田
	鶴岡市立温海中学校	一霞、湯温海、湯之里、釜谷坂、温海、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、鼠ヶ関、鍋倉、小名部、早田、小岩川、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
冬季	鶴岡市立あつみ小学校	温海、釜谷坂

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1) 合併前の鶴岡市の区域			(1) 合併前の鶴岡市の区域		
対象区分	対象学校名	対象集落・地区	対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	(略)	(略)	通年	(略)	(略)
	鶴岡市立西郷小学校	七窪、 <u>西沼</u> 、東茨、道地		鶴岡市立西郷小学校	七窪、 <u>西沼の一部</u> 、東茨、道地
	(略)	(略)		(略)	(略)
冬季	鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部	冬季	鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部
	鶴岡市立黄金小学校	高坂の一部、民田		鶴岡市立黄金小学校	高坂の一部、民田
	鶴岡市立大泉小学校	中清水		鶴岡市立大泉小学校	中清水
	鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原		鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原
	(新設)	(新設)		<u>鶴岡市立西郷小学校</u>	<u>長崎、西茨新田、面野山、下川上、辻 興屋の一部、千安京田の一部</u>
	鶴岡市立鶴岡第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、 矢馳、白山、山田		鶴岡市立鶴岡第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢 馳、白山、山田

(5) 合併前の朝日村の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	(略)	(略)
冬季	(新設)	(新設)
	鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、北野、熊出中、熊出下、漆原

(6) 合併前の温海町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立あつみ小学校	一霞、暮坪、宮名、浜中、楨代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	鍋倉、小名部、小岩川、 <u> </u>
	鶴岡市立温海中学校	一霞、湯温海、湯之里、釜谷坂、温海、暮坪、宮名、浜中、楨代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、鼠ヶ関、

(5) 合併前の朝日村の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	(略)	(略)
冬季	鶴岡市立あさひ小学校 <u>下名川</u>	
	鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、北野、熊出中、熊出下、漆原

(6) 合併前の温海町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立あつみ小学校	一霞、暮坪、宮名、浜中、楨代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	鍋倉、小名部、小岩川、 <u>早田</u>
	鶴岡市立温海中学校	一霞、湯温海、湯之里、釜谷坂、温海、暮坪、宮名、浜中、楨代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、鼠ヶ関、

		鍋倉、小名部、早田、小岩川、木野俣、 温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、 戸沢
冬季	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	早田
	(新設)	(新設)

		鍋倉、小名部、早田、小岩川、木野俣、 温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、 戸沢
冬季	(削除)	(削除)
	鶴岡市立あつみ小学校	温海、釜谷坂

○鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第11号

改正 平成19年2月22日教育委員会規則第1号

平成19年4月27日教育委員会規則第3号

平成19年5月17日教育委員会規則第4号

平成20年3月26日教育委員会規則第3号

平成24年3月30日教育委員会規則第12号

平成26年2月17日教育委員会規則第2号

平成27年2月18日教育委員会規則第2号

平成27年11月18日教育委員会規則第12号

平成28年1月20日教育委員会規則第2号

平成29年1月19日教育委員会規則第2号

平成30年1月18日教育委員会規則第2号

令和元年10月17日教育委員会規則第2号

令和3年3月23日教育委員会規則第1号

令和4年3月21日教育委員会規則第2号

令和6年3月21日教育委員会規則第1号

令和7年3月26日教育委員会規則第1号

令和8年 月 日教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、スクールバスの運行管理に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(運行区間)

第2条 スクールバスの運行区間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急用務等の場合は、臨時に運行することができる。

(運行時刻)

第3条 スクールバスの運転者は、別に定める時刻表により運転しなければならない。ただし、緊急その他臨時に運行するときは、この限りでない。

(運転者の義務)

第4条 運転者は、法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

- 2 運転者は、スクールバスを運行するときは、運行前点検実施内容（様式第1号の付表）に定める運行前点検を行い、その結果を運行前点検実施表（様式第1号）に記録し、教育長に提出しなければならない。
- 3 運転者は、スクールバスに故障又は変調があるときは、所要の措置を講ずるとともに、速やかに教育長に故障又は変調の箇所及びその度合を報告しなければならない。
- 4 運転者は、スクールバスの運行を終了したときは、所要の整備を行い、所定の場所に格納するとともに、運転日誌（様式第2号）に所要事項を記載し、教育長に提出しなければならない。
- 5 運転者は、スクールバスに交通事故その他の事故が発生したときは、法令に定める処置をとるとともに、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 前項の場合において、運転者は、遅滞なく事故発生報告書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。
- 7 運転者は、スクールバスの運行中に異常事態が発生したときは、冷静に対処し、直ちに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(運転業務等の委託)

第5条 市は、スクールバスの運転業務及び管理の一部を委託することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市児童生徒通学対策事業実施要綱（鶴岡市平成2年3月22日制定）、藤島町立小・中学校スクールバスの管理及び使用に関する規則（昭和56年藤島町規則第2号）、羽黒町スクールバス運行管理に関する規則（昭和46年羽黒町規則第4号）、櫛引町スクールバスの運行管理に関する規則（昭和51年櫛引町規則第6号）、朝日村スクールバス運行管理に関する規則（昭和53年朝日村規則第7号）、温海町有スクールバス運行管理規則（昭和54年温海町規則第4号）、鶴岡市児童生徒通学対策事業実

施事務要領（鶴岡市平成2年3月22日制定）又は藤島町スクールバス特別利用要項（藤島町平成14年10月1日制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年2月22日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則及び第2条の規定による改正後の鶴岡市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月17日教委規則第4号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日教委規則第2号）

この規則中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月18日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月20日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月19日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月18日教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第5号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月17日教委規則第2号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月23日教委規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日教委規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日教委規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（全部改正〔平成26年教委規則2号〕、一部改正〔平成26年教委規則2号・27年2号・12号・28年2号・29年2号・30年2号・令和元年2号・4年2号・6年1号・7年1号〕）

(1) 合併前の鶴岡市の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立朝暘第四小学校	田川地区、湯田川地区、井岡沢田、岡山の一部
	鶴岡市立朝暘第五小学校	文下
	鶴岡市立黄金小学校	滝沢、上山谷、金谷、谷定
	鶴岡市立大泉小学校	上清水
	鶴岡市立京田小学校	栄地区
	鶴岡市立上郷小学校	石山、中山、竹の浦、草井谷、山口、金山、矢引、中沢

	鶴岡市立豊浦小学校	由良地区、小堅地区
	鶴岡市立大山小学校	中楯、下小中、下興屋、米出新田、加茂地区
	鶴岡市立西郷小学校	七窪、 西沼の一部 、東茨、道地
	鶴岡市立鶴岡第一中学校	上郷地区、上清水
	鶴岡市立鶴岡第三中学校	滝沢、上山谷、金谷、谷定
	鶴岡市立鶴岡第四中学校	田川地区、湯田川地区、岡山
	鶴岡市立鶴岡第五中学校	中楯、下小中、下興屋、加茂地区、湯野浜地区、西郷地区（馬町及び下川の一部を除く。）
冬季	鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部
	鶴岡市立黄金小学校	高坂の一部、民田
	鶴岡市立大泉小学校	中清水
	鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原
	鶴岡市立西郷小学校	長崎、西茨新田、面野山、下川上、辻興屋の一部、千安京田の一部
	鶴岡市立鶴岡第一中学校	下清水、中清水、清水新田、森片、矢馳、白山、山田
	鶴岡市立鶴岡第二中学校	高田、北京田、荒井京田の一部、福田、豊田、林崎、本田の一部、播磨、平田、中京田、湯野沢
	鶴岡市立鶴岡第三中学校	青龍寺、寿、中橋の一部、高坂の一部
	鶴岡市立鶴岡第五中学校	菱津
	鶴岡市立豊浦中学校	由良地区、小波渡地区、堅苔沢地区

(2) 合併前の藤島町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立藤島小学校	大川渡、谷地興屋、下平形、須走、三和、八栄島地区、長沼地区
	鶴岡市立東栄小学校	添川
	鶴岡市立渡前小学校	荒俣、宝徳、大半田、箕升新田、柳久瀬
	鶴岡市立藤島中学校	添川、鷲畑、千原、東堀越、上蛸井、上中野

		目、下蛸井、平足、川尻、工藤、長沼地区、荒俣、宝徳、幕野内、大半田、箕升新田
冬季	鶴岡市立藤島小学校	古郡、下中野目、野田目、越後京田、藤岡
	鶴岡市立東栄小学校	鷺畑、東堀越、上蛸井、関根、樺
	鶴岡市立渡前小学校	幕野内
	鶴岡市立藤島中学校	大川渡、谷地興屋、三和、豊栄、小中島、無音、関根、樺、東渡前、西渡前、和名川、砂塚、柳久瀬

(3) 合併前の羽黒町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立羽黒小学校	上川代、中川代、下川代、玉川、大口、町屋、染興屋、川行、金森目、小増川、鎌田、川代山、泉野、八森、清水、海谷森、古墓町、上長屋町、桜小路、下長屋町、亀井町、鶴沢町、池ノ仲、入江町、八日町、松原町、執行坂
	鶴岡市立広瀬小学校	細谷、押口、瑞穂、今野、向山、桜ヶ丘、東山、上野新田、三軒屋
	鶴岡市立羽黒中学校	上川代、中川代、下川代、今野、向山、八森、桜ヶ丘、海谷森、上野新田、三軒屋、三ツ橋、細谷、押口、赤川、東山、緑ヶ丘、希望ヶ丘、瑞穂、古墓町、上長屋町、桜小路、下長屋町、亀井町、鶴沢町、池ノ仲、入江町、八日町、松原町、執行坂
冬季	鶴岡市立羽黒小学校	戸野、坂ノ下、中里
	鶴岡市立広瀬小学校	高寺、昼田、三ツ橋、赤川、石野新田、下馬渡、富沢、松ヶ岡、緑ヶ丘、希望ヶ丘
	鶴岡市立羽黒中学校	玉川、大口、金森目、川代山、泉野、清水、河原、中屋、楯東、中島、高寺、狩谷野目、松尾、石野新田、下馬渡、松ヶ岡、桜野、 染興

		屋、川行、町屋、小増川
--	--	-------------

(4) 合併前の櫛引町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立櫛引東小学校	宝谷地区、梳代地区、黒川上地区（三礎林に限る。）
	鶴岡市立櫛引中学校	宝谷地区、梳代地区、黒川上地区（三礎林に限る。）
冬季	鶴岡市立櫛引東小学校	黒川上地区（上の山に限る。）、王祇地区（春日山に限る。）、黒川下地区（成沢山に限る。）、田代地区、馬渡地区
	鶴岡市立櫛引中学校	黒川上地区（橋本を除く。）、王祇地区（春日山に限る。）、黒川下地区（成沢山に限る。）、田代地区、馬渡地区、西荒屋地区、常盤木地区（木原の一部に限る。）、板井川地区、西片屋地区、東荒屋地区（押切の一部、志田及び小島を除く。）、松根地区

(5) 合併前の朝日村の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
通年	鶴岡市立あさひ小学校	大鳥地区、荒沢地区、上田沢、倉沢、下田沢、大平、松沢、大針、砂川、行沢、上本郷、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、北野、熊出中、熊出下、漆原、大網地区、田麦俣地区
	鶴岡市立朝日中学校	大鳥地区、荒沢地区、上田沢、倉沢、下田沢、大平、松沢、大針、大網地区、田麦俣地区
冬季	鶴岡市立あさひ小学校	下名川
	鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、北野、熊出中、熊出下、漆原

(6) 合併前の温海町の区域

対象区分	対象学校名	対象集落・地区
------	-------	---------

通年	鶴岡市立あつみ小学校	一霞、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
	鶴岡市立鼠ヶ関小学校	鍋倉、小名部、小岩川、早田
	鶴岡市立温海中学校	一霞、湯温海、湯之里、釜谷坂、温海、暮坪、宮名、浜中、槇代、小国、峠ノ山、鈴、五十川、安土、小菅野代、鼠ヶ関、鍋倉、小名部、早田、小岩川、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、山五十川、戸沢
冬季	鶴岡市立あつみ小学校	温海、釜谷坂

様式第1号（第4条関係）

(表)

_____年 _____月分

運行前点検実施表

車両番号 _____

項目 日	点検者印	点検時刻	1 ハンドル及び運動部	2 ブレーキ及びビク	3 タイヤ及びディスクホイール	4 シヤンばね及び付属品	5 原動機及び冷却装置	6 燃料装置	7 バックアイテレビ	8 灯火装置	9 向指示器、ワイクラクション、ワイパー及び洗浄装置	10 及びサイドミラーアンダーミラー並びにサイドミラー及びルームミラー	11 反射器及び車両番号標	12 計器	13 エアータンク	14 車体及び乗降ドア	15 非常ロック及び非常ドア	16 その他	17 前日認めた異状箇所	記入要領
																				レ...点検異常なし ×...不良箇所 ◎...不良箇所を調整、修理したもの 不良箇所の内容を備考欄に記入すること。
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				

鶴岡市教育委員会

様式第1号の付表

運行前点検実施内容

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ハンドル及び連動部	1 著しい遊び又は不良でないこと。 2 異常にふれたり、取られたり、また重かったりしないこと。 3 締付部の弛み、接続部のがた、また損傷がないこと。
2 ブレーキ及びクラッチ	1 ブレーキ、ペダルの踏代が適当でブレーキのききが充分であり、かつ、片ききがないこと。 2 空気圧の上り具合が不良でないこと。 3 ブレーキ、ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。 4 ブレーキ及びクラッチの液量が充分であること。 5 ブレーキ、レバーの引代が適当で、かつ、ブレーキのききが充分であること。 6 クラッチの作動が不良でないこと。
3 タイヤ及びデスク、ホイール (タイヤ、チェーン)	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 タイヤに亀裂損傷及び異常な磨耗がないこと。 3 デスク、ホイール及びリムに亀裂、損傷がないこと。 4 ハブ、ボルトの締付に弛みがないこと。 〔タイヤ、チェーンの装着状態が不良でなく、かつ、甚しい磨耗がない〕 こと。
4 シヤシばね及び附属品	1 シヤシばね及び附属品に折損及び弛みがないこと。 2 エア、ペローズに損傷がないこと及びエアパイプの取付けに弛み及び損傷がないこと。
5 原動機及び冷却装置	1 排気の色が不良でないこと。 2 ラジエター等の冷却装置から水漏れがなく、水量が充分であること。 3 ラジエター、キャップが確実に装着されていること。 4 ファンベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。 5 オイルの量が適量であること。 6 バッテリー液漏れがなく量が充分であること。
6 燃 料 装 置	燃料洩れがなく量が充分であること。
7 バックアイテレビ	写影作用及び取付けが不良でないこと。

8 灯 火 装 置	点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
9 クラクション、方向指示器、ワイパー及び洗淨装置	1 作用が不良でないこと。 2 洗淨液量が十分であること。
10 アンダーミラー並びにサイドミラー及びルームミラー	写影及び取付けが不良でないこと。
11 反射器及び車両番号標	汚れ及び損傷がなく、かつ、取付けが不良でないこと。
12 計 器	作用が不良でないこと。
13 エアータンク	1 エアータンクに凝水がないこと。 2 空気圧が適当であること。
14 車体及び乗降ドア	1 車体の四囲及び装着物に異常がないこと。 2 乗降ドアの開閉が不良でないこと。
15 非常コック及び非常ドア	開閉及び作用が不良でないこと。
16 そ の 他	免許証、検査証、保査証、非常信号具、手工具
17 前日認めた異状箇所	当該箇所に異状がないこと。

様式第2号（第4条関係）

運 転 日 誌

月 日	月 日	曜 日	曜 日	天 候		運 氏 転 名 者 名	
運 行 状 況							
ス バ ス の 状 況							
区 分	午 前	午 後	前 走 行 キ ロ 数	Km			
出 庫 時 間	時 分	時 分	1 日 走 行 キ ロ 数	Km			
入 庫 時 間	時 分	時 分	走 行 計 キ ロ 数	Km			
給 油	燃 料	1	業 者 名	備 考			
	オ イ ル	1	業 者 名				
			業 者 名				

様式第3号 (第4条関係)

(表)

事 故 発 生 報 告 書

事 故 の 当 事 者	(甲) 当方	所 属				
		職氏名		生年月日	年 月 日生 歳	
	相 手	運 転 者 等	住 所			
			氏 名		生年月日	年 月 日生 歳
			勤 務 先			
	(乙) 車両所有者	車 両 所 有 者	住 所			
			会 社 名			
			氏 名			
			車 種		車両番号	
	発 生 年 月 日 時		年 月 日	午前	時 分	午後
発 生 場 所		(詳細図等裏面)				
被 害 状 況 (甲・乙別に記入)	物 損	(甲)				
		(乙)				
	人 身	○住 所	氏 名	性別	生年月日	年 月 日生 歳
			世帯主	続柄		
		○住 所	氏 名	性別	生年月日	年 月 日生 歳
			世帯主	続柄		

(裏)

事故発生 の 場所 及び 状況							
保 險 関 係	種 別	甲 車 両			乙 車 両		
		契約先	証 明 番 号	保 金 額	契約先	証 明 番 号	保 金 額
	自 賠 責 保 險						
	任 意 対 人 保 險			万円			万円
任 意 対 物 保 險			万円			万円	
備 考							

上記のとおり相違ないことを報告します。

年 月 日

所 属
職氏名



鶴岡市教育委員会教育長 様

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

（一部改正〔令和3年教委規則1号〕）

様式第3号（第4条関係）

議第10号

藤島地域義務教育学校整備基本構想の策定について

藤島地域義務教育学校整備基本構想を別紙のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤 和則

藤島地域義務教育学校 整備基本構想

令和8年3月

鶴岡市教育委員会

目次

I はじめに

- 1 基本構想策定の目的と経緯……………1
- 2 基本構想の位置づけ……………3

II 藤島地域の小中学校の現状

- 1 小中学校の現状……………4

III 藤島地域義務教育学校の概要

- 1 形態……………5
- 2 開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み……………5
- 3 本市の教育目標と学校教育の基本方針……………6
- 4 鶴岡型小中一貫教育について……………7
- 5 藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）……………7
- 6 教育課程編成の基本的な考え方（案）……………8
- 7 義務教育学校設置により実現を目指すこと……………8

IV 施設整備について

- 1 整備基本方針……………10
- 2 校舎建設予定地……………12
- 3 配置計画……………13
- 4 事業費……………14
- 5 事業スケジュール……………15

- 参考資料……………16

I はじめに

1 基本構想策定の目的と経緯

(1) 基本構想策定の目的

藤島地域においては、藤島中学校をはじめとする学校施設の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全性の確保と、より良い教育環境の整備が急務となっています。

義務教育学校の設置により、施設の統合と再編を図り、安全・安心で快適な学びの場を提供することを目的としています。

この基本構想は、藤島地域の子どもたちが安心して学び、成長できる学校環境の実現を目指すとともに、地域の未来を見据えた教育の指針として策定するものです。

(2) これまでの経緯

藤島地域では、令和3年度に開催された藤島地域振興懇談会において、老朽化している藤島中学校の改築が話題となり、同校改築に伴う今後の藤島地域の教育環境のあり方と周辺諸施設の整備について早期の検討が求められました。このことを専門的に協議するため、令和4年9月28日に教育委員会が「藤島地域教育振興会議」を設置しました。

藤島地域教育振興会議では、令和4年度から令和5年度にかけて慎重な協議を重ね、教育委員会に対する次の四つの提言がなされました。

- ①藤島中学校改築に早期に取り組むこと
- ②藤島中学校改築にあたり、小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備を基本とし、この対象となる各学校区の検討を加速すること
- ③提言②のための各学校区の検討組織を設置し、整備スケジュールに応じた地域合意を得ること
- ④小中一貫教育及び小中一貫校の推進にあたり、藤島地域教育振興会議の各会議、地区説明会、保護者説明会・アンケートで挙げられた課題、要望、不安等については、今後しかるべき組織での協議・検討を加え、適切に対処すること

藤島地域教育振興会議による四つの提言を受け、提言②にある「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）整備」について地域の議論を推進し、藤島地域住民の意向を把握するため、令和6年6月19日に教育委員会が「藤島地域小中学校整備検討委員会」を設置し、検討が行われました。

藤島地域小中学校整備検討委員会では、施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成であるというとりまとめ結果が示されるとともに、次の6つの附帯意見が示されました。

①教育課程の編成について

教育課程の編成にあたっては、小学校卒業に代わる節目の行事を行うなど児童・生徒の成長の機会確保に努めるとともに、地域の伝統行事の継承が図られるよう配慮し、地域の魅力が失われないよう、地域活性化に繋がる魅力ある学校づくりに取り組まれない

②教育環境の整備について

児童・生徒、教員にとってより良い教育環境となるよう、幼保小の円滑な接続に向けて丁寧な連携を図るとともに、適切な教員体制整備と教員のレベルアップに取り組み、環境変化に適切に対応できるサポート体制を整えられたい

③通学支援対策について

スクールバス運行等の通学対策の検討にあたっては、遠距離通学の児童・生徒とその保護者の負担軽減のため、乗車時間については概ね30分以内を目途にし、乗車場所の位置にも配慮されたい

④安心感の醸成について

年齢の離れた児童・生徒間の安全面や、いじめ発生時の長期化、教員の負担増等に対する不安の声があることを認識し、児童・生徒、保護者、教員等関係者の意見を聞き、不安の解消、課題の解決に努められたい

⑤周辺諸施設整備との一体的な検討について

学校施設及び藤島文厚エリア諸施設の整備について、複合化、動線の確保、地域住民と交流を図れる施設のあり方等の観点から、関係部局とともに一体的に検討し、施設の将来像を示されたい

⑥学校施設整備等について

新しい学校施設の建築について可能な限り早期の竣工を目指すとともに、閉校後の旧校舎等の利活用について、地域住民とともに検討されたい

渡前小学校区懇談会からの要望として、新校舎竣工前の小学校統合について子育て世代の保護者をはじめ地域の意見を聞き、三つの小学校が同じスタートラインとなる新設統合を前提として検討されたい

以上の検討結果を踏まえ、令和6年12月18日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の設置に関する方針」が原案どおり可決されました。

方針では、「鶴岡市立藤島小学校、鶴岡市立東栄小学校、鶴岡市立渡前小学校及び鶴岡市立藤島中学校を統合し、新たに設置する学校の形態は施設一体型義務教育学校とする」ことが示されました。

また、令和 7 年に開催した藤島地域義務教育学校設立準備委員会での協議や保護者や児童を対象にしたアンケート調査の結果、保護者説明会及び地域説明会での意見を踏まえ、令和 7 年 12 月 17 日に開催された定例教育委員会で「藤島地域における義務教育学校の開校時期は令和11年4月1日とする」ことが決定されました。令和 11 年度からは既存の藤島小学校と藤島中学校の校舎を使用し、令和14年度から新校舎を供用する予定になります。

2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、藤島地域における義務教育学校の設置・整備に向けた基本的な方針や方向性を明確にするための指針として位置づけるものです。

また、本構想は、基本計画（具体的な施設整備計画など）や、基本設計（工事スケジュールなど）などを策定する際の基本となるものであり、地域の教育の方向性を示すものです。

II 藤島地域の小中学校の現状

1 小中学校の現状

(1) 藤島小学校

- ・所在地 : 鶴岡市藤の花 2 丁目 1 番地 1
- ・建設年度 : 1976 年度 (昭和 51 年度)
- ・経過年数 : 49 年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造 + 鉄骨造
- ・階数 : 地上 3 階建て
- ・延床面積 : 校舎 4,119 m²、屋体 995 m²
- ・在籍児童数 : 246 人 (R7.5)



(2) 東栄小学校

- ・所在地 : 鶴岡市川尻字町上 14 番地
- ・建設年度 : 1984 年度 (昭和 59 年度)
- ・経過年数 : 41 年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造 + 鉄骨造
- ・階数 : 地上 2 階建て
- ・延床面積 : 校舎 2,072 m²、屋体 718 m²
- ・在籍児童数 : 62 人 (R7.5)



(3) 渡前小学校

- ・所在地 : 鶴岡市渡前字中屋敷 1 番地
- ・建設年度 : 1988 年度 (昭和 63 年度)
- ・経過年数 : 37 年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造 + 鉄骨造
- ・階数 : 地上 3 階建て
- ・延床面積 : 校舎 2,284 m²、屋体 719 m²
- ・在籍児童数 : 45 人 (R7.5)



(4) 藤島中学校

- ・所在地 : 鶴岡市藤島字笹花 86 番地 1
- ・建設年度 : 1968 年度 (昭和 43 年度)
- ・経過年数 : 57 年
- ・構造 : 鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 : 校舎 5,101 m²、屋体 1,356 m²
- ・階数 : 地上 3 階建て
- ・在籍生徒数 : 212 人 (R7.5)



Ⅲ 藤島地域義務教育学校の概要

1 形態

藤島小学校、東栄小学校、渡前小学校と藤島中学校を統合した9年制の義務教育学校

2 開校予定時の児童生徒数・教員数の見込み（令和7年時点）

（1）令和11年度（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

□児童生徒数 児童 302名 生徒数 188名 合計 490名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	48	58	34	54	52	56	58	66	64	490名
通常学級数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	17学級

※ このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	14	16	30
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			39

※前期課程通常11クラス、
後期課程6クラス

特別支援学級

前期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

後期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

と仮定

※義務教育学校加配を含む

(2) 令和14年度（新校舎を供用予定）

□児童生徒数 児童 247 名 生徒数 162 名 合計 409 名

□学年構成

学年	前期課程						後期課程			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	(30)	33	44	48	58	34	54	52	56	(409)名
通常学級数	(1)	1	2	2	2	1	2	2	2	(15)学級

※ 1年は令和7年度生まれのため、予想値

※ このほかに、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置

□職員数

	前期課程	後期課程	計
校長	1		1
教頭	2	1	3
教諭	12	16	28
養護教諭	1	1	2
栄養教諭	1	0	1
事務職員	1	1	2
計			37

※前期課程通常9クラス、

後期課程6クラス

特別支援学級

前期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

後期課程2クラス(知的1, 自閉・情緒1)

と仮定

※義務教育学校加配を含む

3 本市の教育目標と学校教育の基本方針

□ 本市の教育目標

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくり

いのち輝く市民が躍動する環境づくり

□ 基本方針（学校教育）

逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛練」を大切にされた教育風土を受け継いできました。

その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域とともにある学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化の激しい社会を生き抜く、意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図

ります。

また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、円滑な学校経営を推進します。

学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身ともに健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣を養い、地産地消の推進や食文化創造都市にふさわしい食育の充実と食文化の継承に取り組みます。

次代を担う子どもの育成に向け、学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、積極的に情報発信を行っていきます。

4 鶴岡型小中一貫教育について

鶴岡型小中一貫教育とは、現在の中学校ブロックごとに小学校と中学校の教職員が連携・協働しながら、義務教育の9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導等を行い、義務教育の質的な向上を図り、子どもたちの生きる力を確実に育成していくものになります。また、「目標」・「教育課程」・「活動」・「家庭・地域」の4つのつながりを大切にしていくとともに、中学校区ごとにコミュニティ・スクールを実施し、コミュニティ・スクールと連携した小中一貫教育を進め、「地域とともにある学校」の実現を目指します。さらに、この小中一貫教育を進めていく中で、成果と課題を検証し、必要に応じて保護者や地域の方々の意見、考えを丁寧に聞きながら義務教育学校の設置も含め、地域の実情に応じた一貫教育の形態を検討していくこととします。

5 藤島地域義務教育学校の目標ならびにめざす子ども像（案）

□ 藤島地域における小中一貫教育目標

夢に向かって、仲間と共に、たくましく生きる 藤島の子
＜自己調整＞ ＜共生＞ ＜自立＞ ＜ふるさと＞ キーワード

□ めざす子ども像

- ・ 自分から、粘り強く学ぶ子ども
- ・ 相手の気持ちを考える、思いやりのある子ども
- ・ 心と体を鍛え、しなやかさを持つ子ども
- ・ ふるさと藤島のよさを知り、誇りを持つ子ども

□ めざす学校像

- ① 9年間を見通した教育課程を編成して系統的な学習指導を進め、確かな学力を育成する学校
- ② 未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能力を育成する学校
- ③ 異学年交流や多様な教職員との関わりにより、豊かな社会性や人間性を育成する学校

- ④ 9年制により規範意識や憧れの気持ちを早期に醸成し、目標へ向かい互いに高め合う学校
- ⑤ 地域の自然や文化、伝統等を活かした特色ある教育活動を行い、ふるさとを誇りに思う気持ちを高める学校

6 教育課程編成の基本的な考え方

(1) 令和11年度から3年間（既存の藤島小学校・藤島中学校の校舎を使用）

校舎が別々となるものの、「4-3-2制」を原案とし、9年間の継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和8年度から設置する開校準備委員会にて検討・決定する。

(2) 令和14年度から（新校舎を供用予定）

「4-3-2制」を原案とし、以下のように、継続的で系統的な教育課程を編成する。実際には、令和11年度からの3年間の実践の成果と課題を踏まえ、学校運営協議会の承認を得て学校にて決定する。

教育課程	前期課程 (小学校の教育課程)						後期課程 (中学校の教育課程)		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ブロック	前期				中期			後期	
重点	学習・生活の基礎基本を定着させる				学習・生活の基礎基本を生かし、充実・深化させる			学習・生活の完成期 個の資質・能力の伸長	
指導形態	学級担任制		一部教科担任制				教科担任制		

7 義務教育学校設置により実現を目指すこと

□ 義務教育の質の向上及び小中ギャップの軽減

従来の「6-3制」の小学校と中学校において蓄積された教育の成果を継承しつつ、義務教育学校の特徴である「9年間の一貫したカリキュラム」を編成します。その中で、「4-3-2制」を導入し9年間の系統性や連続性に配慮した指導を行うとともに、組織的かつ計画的に義務教育の質の向上を図ります。また、小学校教育から中学校教育へのスムーズな接続を可能にし、小中ギャップの軽減につなげます。

□ 豊かな心の育成及びいじめ・不登校等の未然防止や減少

1年生から9年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで、「先輩にあこがれる下級生」や「後輩の面倒を見る手本となる上級生」が育ち、規範意識や社会性等の豊かな心の育成を図ります。このことに加え、生徒指導提要で提唱されている4つの視点（「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の

育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を踏まえた支援により、自分を大切にできる心や他者を尊重し思いやる心の育成、生徒指導面での諸課題（いじめ・不登校等）の未然防止や減少につなげます。

□ 「確かな学力」の育成

一人の校長の下で前期課程と後期課程の教職員が1つの職員室で連携・協働することにより、学習面においても9年間を見通した継続的できめ細やかな指導を行います。また、乗り入れ授業による教科担任制を導入し、前期課程からより専門性の高い授業を実施するとともに、前期と後期の接続を円滑にします。そして、多くの教員による多面的な支援により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童生徒の「確かな学力」の育成につなげます。

□ ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成

これまで藤島地域の学校で大切にしてきた獅子踊りや農業体験等を、教育課程に取り入れ、地域の方々からご指導、ご協力いただきながら特色ある教育活動を実践します。また、学校運営協議会との協働をさらに推進し、地域の方々が見学できる教育活動の場を増やしていく環境をつくり、児童生徒がよりよく育ち、地域が元気になる学校を目指します。このことにより、ふるさとに誇りを持つ心と持続可能な社会の実現を担う人材の育成につなげます。

□ 幼保小連携の推進

藤島ブロックで作成する「架け橋期のカリキュラム」をもとに、幼保小が連携・協働しながら架け橋期(※)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことを目指します。

※ 架け橋期 …… 義務教育開始前の5歳児から小学校1年生までの2年間

IV 施設整備について

1 整備基本方針

藤島地域義務教育学校の施設整備にあたっては、めざす学校像(Ⅲ-5-①~⑤)の実現を基軸に、以下の基本方針に基づき計画を進めます。

(1) 9年一貫の学びを支える学習環境

1年生から9年生までの発達段階に応じた学習空間を整備し、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成とします。図書・ラーニングコモンズ※1を学びの中心に据え、各学習空間と連続性を持たせることで、教科横断的な学習や探究活動に対応できる配置とします。

(2) 異学年交流と多様な連携を促す空間構成

異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置する計画とし、学年ゾーンと共用部を緩やかにつなぐ構成とします。教職員の連携と情報共有が進む配置とし、学習支援体制を高めます。

(3) 安全・安心で快適な学校づくり

耐震性能の確保と多雪地域への配慮を基本とし、バリアフリー・UD(ユニバーサルデザイン)※2を徹底します。防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気等により快適な学習環境を確保します。

(4) 地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)

地域利用を前提とした交流スペースを整備し、周辺諸施設との連携も見据えた配置計画とします。学校エリアと地域利用エリアを適切に区分した上で、地域の防災拠点としての避難所機能を確保します。

(5) ICTと多様な学びに対応する学習基盤

校内ネットワーク、無線LAN、電源・提示環境※3等を計画的に整備し、日常的なICT活用を支えます。図書資料とICT機器を組み合わせ活用できる環境を整え、探究学習や校内外への情報発信に対応します。

(6) 環境に配慮した持続可能な施設整備

省エネルギー化とZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)※4の考え方を踏まえ、高断熱・日射制御・自然採光・高効率設備、創エネ・蓄エネ、エネルギーマネジメントを組み合わせ、環境負荷低減と運用コスト抑制を検討します。

(7) 将来変化への対応

将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画とします。

学級編制や学習形態の変更に応じて、間仕切り等により用途転換が可能な空間構成とし、日常の授業に加え、特別活動や多目的利用にも対応できる施設とします。

(8) 学童機能の一体整備

藤島放課後児童クラブについては、校舎と一体的に整備し、放課後における児童の居場所の確保と見守り体制の充実を図ります。

学校教育との円滑な連携により、放課後の学びや生活の連続性を高め、子育て支援及び児童の健全育成につなげます。

※1 ラーニングコモンズ：図書や ICT 機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。

※2 UD（ユニバーサルデザイン）：年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。

※3 提示環境：電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。

※4 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。

2 校舎建設予定地

・鶴岡市立藤島中学校グラウンド（グラウンド面積：13,985㎡）

建設候補地は「藤島小学校グラウンド」と「藤島中学校グラウンド」とし、両候補地について、敷地条件など客観的な視点による定量的評価と、まちづくりなどの質的視点による定性的評価を行いました。

■定量的評価

項目	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
1. 敷地面積	17,180 ㎡	13,985 ㎡
2. 土地所有状況	市	市
3. 土地利用状況	学校グラウンド	学校グラウンド
4. 隣接地の状況	体育館・住宅地	体育館・住宅地
5. 都市計画（建蔽／容積率）	第一種住居、第一種中高層住居専用地域 (60%/200%)	第一種住居、第一種中高層住居専用地域 (60%/200%)
6. ハザードマップ	避難所指定（想定浸水域0m）	避難所指定（想定浸水域0m）
7. 埋蔵文化財／土壌汚染	埋蔵文化財包蔵地の範囲外	埋蔵文化財包蔵地の範囲外
8. 先行解体物件	藤島小学校体育館	藤島武道館、旧老人福祉センター

■定性的評価

基準	藤島小学校グラウンド	藤島中学校グラウンド
1. 周辺施設が現場連携しやすい全体配置が可能か	隣接配置が難しい	隣接配置が可能で現場連携しやすい
2. 将来的な人口減少に対応し、再活用を見据えた施設配置が可能か	隣接配置が難しく施設間連携に課題	隣接配置により学校諸室への機能拡大が可能
3. 児童生徒・教職員の活動のしやすさ、動線の明確さ	周辺施設とやや距離があるが、一体再編により動線明確化しやすい	周辺施設と隣接し、移動距離を最小化でき、教職員の見守り動線が明快
4. 快適な教育環境の整備が可能か	緑地帯等で騒音緩衝帯を確保可能	活動音への配慮が必要だが、緑地帯確保、小学校敷地の一部取り込みも可能
5. コミュニティスクールや学校の地域開放等、学校と地域連携が可能か	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる
6. 地域でこどもの育ちを見守る環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、交流や環境の創出しやすさは中学校に劣る	隣接配置により、地域でこどもの育ちを見守る環境を創出可能
7. 既存住宅地と連続した土地利用が可能か	利用可能な土地がエリア中心部に限定され、既存住宅地との連続性がない	既存住宅地（藤の花町内会）と連続した土地利用が可能
8. 地域の人が学習と交流をしやすい環境を創出できるか	隣接配置が難しいため、中学校に劣る	隣接配置により施設間の相互作用を生み出し、様々な世代間の交流を促進
9. 災害時対応・現場連携のしやすさ	隣接配置が難しいため、現場連携のしやすさは中学校に劣る	隣接配置により現場連携を図れる

定量的評価では、両候補地について、必要面積の確保や通学条件、周辺環境等に大きな差はありませんでした。

一方、周辺諸施設の集約や地域拠点形成の観点から定性的に整理すると、地域活動センター等との近接性を活かし、学校と公共施設を一体的に運用して日常的な連携を展開しやすい点で、藤島中学校グラウンドが、本構想で目指す地域拠点形成の考え方とより整合していると判断しました。放課後や行事時の動線を短くでき、児童生徒の移動負担の軽減、教職員の見守り・管理の容易さにもつながります。

将来の地域の交流促進や利便性向上を通じた活性化にもつながることから、総合的に藤島中学校グラウンドを選定しました。



※本図のゾーニングの考え方については、P16「参考資料」を参照

3 配置計画

■基本コンセプト

建設予定地は現藤島中学校グラウンド部分とし、ここに校舎・屋内運動場・グラウンドを一体的に整備するとともに、放課後の居場所として学童機能を付加します。なお、グラウンドは必要な規模を確保しつつ、配置や動線の整理を図るため、小学校敷地も含め検討します。あわせて、隣接・近接する地域活動センターとの連携により、平時の学びと地域活動が自然に交わる拠点形成を図ります。

施設は学校機能に加え、災害時の二次避難所としての役割を担えるよう、構造・設備・運用面の信頼性を確保します。屋外プールは現行の施設を活用し、安全性と維持管理性の向上を図ります。

敷地計画※5では歩車分離を徹底し、スクールバスや大型バスの進入・転回、乗降の安全性を確保します。教職員・来客・行事時の保護者利用を見込んだ駐車スペースを整備し、学校動線と屋内運動場等の一般開放区画への動線が交錯しないよう、出入口・動線・管理区画を明確化します。加えて、交通安全と敷地利用の合理化の観点から、小学校南側市道の付け替えについて検討します。

建物計画※6は周辺が住宅地であることを踏まえ、周辺環境への影響を低減する計画と



します。

※5 敷地計画：学校敷地全体について、校舎や屋外施設の配置、歩行者・車両の動線、安全対策、周辺道路との関係などを整理する計画。

※6 建物計画：校舎や屋内運動場等の建物について、階数や高さ、諸室の構成、外観、周辺環境への配慮などを整理する計画。

4 事業費

本事業の事業費は、義務教育学校の校舎棟、屋内運動場（体育館・武道場）、藤島放課後児童クラブ、屋外運動場、外構・造成、プール改修、旧校舎・屋内運動場解体等の整備に要する工事費、設計監理費及び諸経費から構成されます。

具体の総事業費および内訳は、今後の基本設計・実施設計や物価動向等を踏まえ、精査します。

財源については、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」を主たる財源として位置付け、老朽化した既存小・中学校の統合改築、防災拠点機能の強化、バリアフリー・特別支援教育への対応等に係る経費の一部を充当することを基本とします。

そのうえで、学童機能に係る整備費については、厚生労働省所管の補助制度(国庫負担金等)の活用を検討します。また、ZEBの考え方を踏まえた省エネルギー化や、太陽光発電設備、蓄電設備、BEMS※7等の導入に要する経費については、関係省庁の省エネルギー・再生可能エネルギー支援制度の活用を検討します。さらに、国および山形県の防災・減災、木造・木質化、地方創生等に関する補助金・交付金についても、対象要件を踏まえつつ幅広く活用を検討します。

これらの財源を最大限活用したうえで、残余の財源については、有利な地方債の活用を基本とすることを検討します。

※7 BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）：建物のエネルギー使用状況を見える化し、空調や照明などを効率的に制御することで、省エネルギー化を図る仕組み。

5 事業スケジュール



■基本計画から建設工事までの流れ

基本計画（令和8年度）

- ・必要な施設規模、諸室構成、配置計画などを具体化し、事業費全体の概算金額を算出します。

基本設計（令和8～9年度）

- ・建物の概略図面や構造、設備の基本仕様を決定し、校舎・体育館等の建設工事に係る概算工事費を算出します。

実施設計・建設工事（令和9～13年度）

- ・実施設計：工事に必要な詳細図面や仕様書を作成し、使用材料や設備機器を選定して正確な工事費を算出します。
- ・建設工事：実施設計に基づき、校舎・体育館等の建設工事を実施します。

■整備にあたっての進め方 …地域とともにある学校づくり…

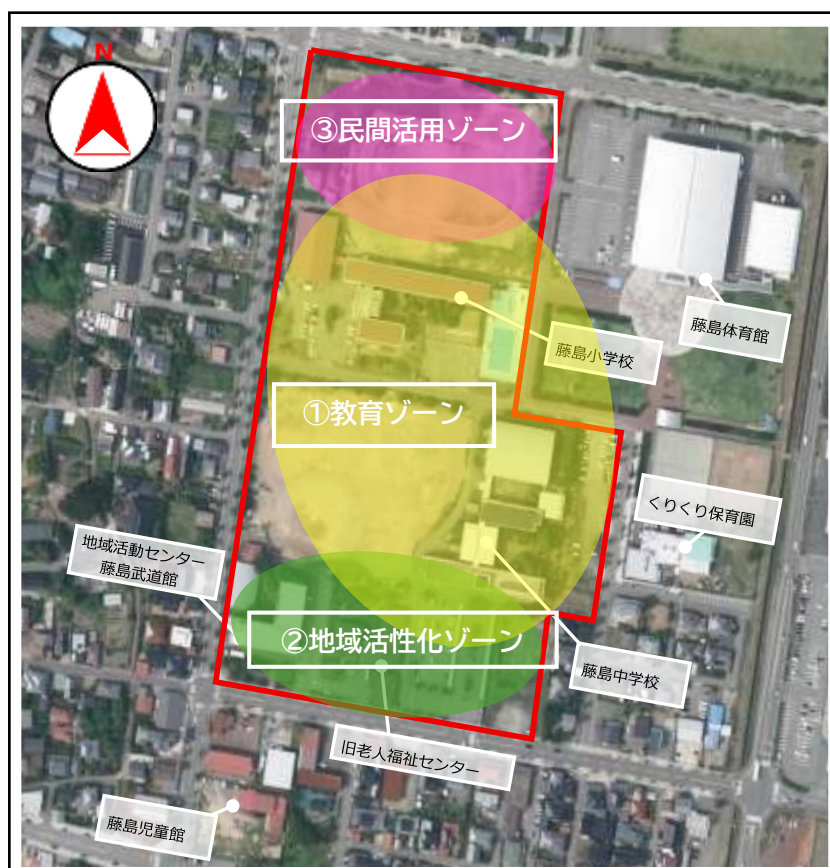
藤島地域義務教育学校の整備にあたっては、これまでの検討委員会や設立準備委員会での議論を踏まえ、今後も計画や設計段階で地域説明会等を適宜開催するとともに、開校準備委員会で地域住民や関係者の意見を聴取しながら、より良い学校づくりを進めます。

義務教育学校周辺諸施設のあり方とゾーニングについて

義務教育学校整備に伴い、将来的な土地利用の考え方を踏まえたゾーニング及び周辺諸施設のあり方について、現在の施設配置や学校との連携・動線等を整理した考え方を参考として以下に示す。

1. ゾーニング

中央に義務教育学校のゆとりある教育環境を実現する「①教育ゾーン」、南側に義務教育学校をはじめとする諸施設と地域活動センターとの連携を考慮した「②地域活性化ゾーン」、北側に発生が見込まれる余剰地は、将来的に民間活用を検討する「③民間活用ゾーン」として、3つのゾーンに区分整理した。



2. 諸施設等のあり方

義務教育学校建設に伴い、諸施設の機能性や学校との動線・連携等を考慮するとともに、人口減少へも配慮しつつ諸施設等のあり方を整理した。

① 教育ゾーン内施設

◆義務教育学校

藤島小、東栄小、渡前小、藤島中を統合し、藤島中学校グラウンドに施設一体型義務教育学校を整備する。今後見込まれる児童数減少による余裕教室の発生も考慮した施設設計とする。

◆武道場

藤島活動センター附帯の現武道館は学校整備と合わせ先行解体する。今後は義務教育学校内に設置する武道場を地域開放し、子どもから大人まで活用できる施設とする。

◆放課後児童クラブ

新校舎内で実施するものとし、学校施設を活用した事業が行えるよう施設整備を進める。

なお、現有児童館で実施している「子育て支援センター事業」及び「健全育成事業（太鼓・書道教室等）」は、近隣施設における実施を検討することとし、現施設は廃止する。

② 地域活性化ゾーン内施設

◆藤島地区地域活動センター

適切な維持管理を行い今後も活用する。また、義務教育学校内で行う学童事業との連携や子育て支援センター事業及び健全育成事業などの実施についても検討を進める。

③ 民間活用ゾーン

◆余剰地

将来的な民間活用の可能性を踏まえ、人口減少や子育て支援等に資する活用方法について検討する。

◎ 基本構想の位置づけ

- ・ 義務教育学校設立・建設に向けた構想として策定
- ・ 今後の基本計画(施設整備計画等)・基本設計の指針
- ・ 教育内容・施設整備の基本的な考え方を整理し、地域の教育の方向性を具体化するもの

👤 設立準備委員会での説明状況

- R7.7.18** 第1回会議:現状と課題、義務教育学校概要を説明
- R7.11.20** 第2回会議:施設整備の項目について頭出し
- R8.1.22** 第3回会議:施設整備計画の詳細について説明

事業スケジュール(概要)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	
工事	基本構想	基本計画 基本設計	実施設計・建設工事(校舎竣工R13年度)					校舎供用開始(R14年度)			
							外構・グラウンド工事、プール改修、旧校舎解体工事				
学校	藤島小				義務教育学校開校 ・現藤島小中校舎を使用 ・9年間の教育課程スタート				新校舎へ引越し ・施設一体型での教育		
	東栄小										
	渡前小										
	藤島中										

！ 地域の現状・課題

児童生徒数の減少

少子化の進行により、児童生徒数が年々減少傾向

- ・ 少人数・複式学級の発生による教育環境への影響
- ・ 集団活動や部活動の規模縮小

🏠 校舎の老朽化

既存校舎は建設から長期間が経過し、老朽化が進行

藤島中
築57年(S43)

藤島小
築49年(S51)

東栄小
築41年(S59)

渡前小
築37年(S63)

📍 統合対象校

以下の4校を統合し、新たな学校を設置

藤島小

東栄小

渡前小

藤島中

🏫 義務教育学校の概要

▲ 施設一体型義務教育学校

9年間を見通した系統的な教育課程で、「4-3-2」のブロック制の導入を検討

前期(1-4年)

中期(5-7年)

後期(8-9年)

学級担任制

一部教科担任制

教科担任制

👥 開校時の規模見込み(R11年度)

490名
全校児童生徒数

17学級
通常学級数

約39名
教職員数

※特別支援学級も設置予定

★ 期待される教育効果

- ・ 小中ギャップの軽減
: 段差の滑らかな接続
- ・ 確かな学力・豊かな心の育成
: 異学年交流や教科担任制の早期導入
- ・ 地域連携・幼保小連携
: 伝統・農業体験、幼児との交流促進

義務教育学校における施設整備の基本的な考え方



1. 9年一貫の学びを支える学習環境

- ・ 発達段階に応じ、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成
- ・ 図書・ラーニングcommons※1を学びの中心に配置



2. 異学年交流と多様な連携を促す空間構成

- ・ 異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置
- ・ 教職員間の連携と情報共有が進む配置



3. 安全・安心で快適な学校づくり

- ・ 耐震性能確保と多雪への配慮、バリアフリー・UD※2の徹底
- ・ 防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気環境を確保



4. 地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)

- ・ 地域住民との交流スペースの整備
- ・ 地域の防災拠点としての避難所機能を確保



5. ICTと多様な学びに対応する学習基盤

- ・ 校内ネットワーク、無線LAN、電源・提示環境※3の整備
- ・ 図書資料とICT機器を組み合わせ活用できる環境づくり



6. 環境に配慮した持続可能な施設整備

- ・ 省エネルギー化とZEB※4(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の視点
- ・ 断熱・自然採光・高効率設備等で環境負荷と運用コストを抑制



7. 将来変化への対応

- ・ 将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画
- ・ 日常の授業から特別活動、地域利用まで幅広く活用できる環境の整備



8. 学童機能の一体整備

- ・ 放課後児童クラブ(学童)を校舎と一体的に計画し、子育て支援を強化

※1 ラーニングcommons:図書やICT機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。

※2 UD(ユニバーサルデザイン):年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。

※3 提示環境:電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。

※4 ZEB:建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。

校舎建設予定地 鶴岡市立藤島中学校グラウンド

※屋外プールは現行の施設を活用 ※周辺諸施設との一体的な検討

藤島地域義務教育学校整備基本構想策定までの主な経過

【令和 4～5 年度】

● 藤島地域教育振興会議

- ・施設老朽化、児童生徒数減、鶴岡型小中一貫教育を踏まえ協議
- ・「施設一体型義務教育学校の整備」を提言

【令和 6 年度】

● 藤島地域小中学校整備検討委員会

- ・各小学校区で議論(藤島／東栄／渡前)
- ・施設一体型義務教育学校整備に賛成の報告
- ・併せて渡前地区から「新校舎完成前の統合も検討すべき」と附帯意見が出された

● 12 月定例教育委員会

- ・藤島小・東栄小・渡前小・藤島中を統合し、施設一体型義務教育学校を設立と議決

【令和 7 年度】

● 藤島地域義務教育学設立準備委員会(第1回会議) R7.7.18

- ・早期開校を検討すべき、開校時期に関するアンケートを実施すべき

● 保護者説明会(藤島／東栄／渡前)、アンケート R7.9.24～R7.10.9

- ・保護者・児童アンケートでは R11 派と R14 派が概ね拮抗
- ・低学年の保護者ほど R11 を支持、高学年ほど R14 を支持

● 地域説明会(藤島／東栄／渡前) R7.10.28～R7.11.4

- ・地域説明会では R11 開校を望む意見が多数

● 子どもワークショップ R7.11.16

- ・学校施設等に関する児童・生徒の意見を参考とするためワークショップを開催

● 藤島地域義務教育学設立準備委員会(第2回会議) R7.11.20

- ・複式学級・少人数学級の早期解消を求める意見多数
→ 委員の多数が「令和 11 年度開校が望ましい」と発言

● 12 月定例教育委員会 R7.12.17

- ・開校時期は令和11年4月1日と議決

● 藤島地域義務教育学設立準備委員会(第3回会議) R8.1.22

- ・藤島地域義務教育学校整備基本構想(案)について協議

● 総合教育会議 R8.1.29

- ・藤島地域義務教育学校整備基本構想(案)について協議・意見交換

● 基本構想案に関する地域説明会 R8.2.9

- ・地域住民からの意見聴取

● パブリック・コメントの実施 R8.2.18～R8.3.19

- ・整備基本構想(案)に対する意見公募

● 3月定例教育委員会 R8.3.25(本日)

- ・藤島地域義務教育学校整備基本構想の策定を議決

藤島地域義務教育学校整備基本構想（案）に対する意見公募の結果

1 概要

(1) 募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月19日（木）まで（30日間）

(2) 意見提出者

9名（意見総数19件）

2 いただいたご意見への対応状況

分類	対応	意見数
賛同	案に対して同趣旨の意見、賛同いただいたもの	0
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	19
修正	ご意見の趣旨を参考にして案を修正したもの	0
合計		19

3 ご意見とそれに対する市の考え方

・ご意見等について一部要約等を行っている場合があります。

No.	いただいたご意見	分類	ご意見に対する市の考え方
1	藤島地域の自然や人のつながりを活かした新たな学校づくりに大きな期待を感じている。一方で、不登校やいじめへの対応は、仕組みや校舎の刷新だけでは根本的な解決にはつながらないと感じる。背景には、個の違いが十分に尊重されにくい学校の構造や画一的な評価軸があるのではないかと感じる。実際に、従来の学校で苦しんだ子どもが環境を変えたことで自己肯定感を回復した事例もある。市内にはフリースクール等に通えない子どもや、不登校の一手前で踏みとどまっている子どもも多い。だからこそ「学びとは何か」を柔軟に捉え直してほしい。自然の中で作物を育てること、地域の食文化や営みに触れることも立派な学びであり、ユネスコ食文化創造都市である鶴岡の強みを活かせると思う。また、地域内の保育実践に見られる子どものもっとの主体性を尊重する姿勢も、学校づくりの重要な視点になる。完成された理想像ではなく、子ども・保護者・地域の人々とともに時代に合わせて柔軟に変化し続けられる学校を望む。	参考	義務教育学校の教育課程につきましては、来年度設置される開校準備委員会で検討することとなります。その中で、いただいたご意見や時代の要請を踏まえた学習活動の在り方、藤島地域の特色を生かした教育課程等についても検討してまいります。この度開校する義務教育学校は、単なる施設刷新にとどまらず、学びの場としても生活の場としても安心安全で、子どもが通いたくなる、保護者が通わせたいと思う、不登校が生まれにくい学校づくりについて話し合っており、いただいたご意見は、今後の学校づくりの参考とさせていただきます。

2	<p>〈未来に生きる子どもたちに不可欠であるグローバル感覚とICTに対応する能力を育成する学校〉とありますが、AIが作成した情報や映像も氾濫して真偽が判断しづらくなっていくことが容易に想像できる未来に対応するには実体験を増やして自ら疑問を持ち仮定から判断していく素地を養っていくことが重要であると思います。</p> <p>学力ばかりを追い求める学び方ではなく、一貫校ならではの致道館とは違う独自の学びを追求していただきたい。</p> <p>そうすることで、藤島地区だけでも不登校率を低下させ通学に自ら意義を感じる学校になることを求めます。</p> <p>あと、ほかほかの昼食を時間をかけてゆっくり噛んで食べられる給食の時間を確保していただきたい。</p>	参考	<p>VUCAと呼ばれる不確実であいまいな時代を生き抜くための力をつける必要性は、市としても認識しております。</p> <p>義務教育学校の教育課程につきましては、来年度設置される開校準備委員会で検討することとなります。いただいたご意見は、今後の教育課程検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>基本構想をご提示いただきありがとうございます。結論から申し上げますと、この案に反対いたします。構想を拝見しましたが、このようにうまくいくわけがないと率直に思ったところです。その理由が以下の通りです。</p> <p>学校の先生方の負担をどうお考えなのが見えてきません。学校の働き方改革も進んでいるようですが、実際には遅くまで仕事をしている、休日に出勤している人もいる状況があります。開校にむけ動き出すとなると、会議が増え、意見の食い違いをどう合意するのかが大きな課題となることが考えられます。その上で普段の仕事をこなすとなると、すでに余裕のない先生方からは、さらなる業務の上積みにはかなりません。人手不足は今後も解消されないでしょう。となれば、かなりの負担感を教職員が背負うことが危惧されます。</p> <p>本当に義務教育学校でなければいけないのでしょうか。</p> <p>私はそうは思いません。これまでのパブコメでの反対の声も含めそれをふまえ、教育行政のみなさまには適切なご判断をしてもらいたいと考えています。</p>	参考	<p>藤島地域の義務教育学校の設置につきましては、地域の皆様のご意見を踏まえ決定したところであり、開校に向けた準備を来年度から進めてまいります。開校に係る教職員の負担軽減につきましては、スクラップアンドビルドの視点で話し合いを進めるとともに、教職員の加配等を要望するなど、働き方改革に逆行することのないよう魅力ある学校づくりを進めてまいります。いただいたご意見は、今後の学校づくりの参考とさせていただきます。</p>
4	<p>体育館およびグラウンドは、2つ設置し、子どもの発達段階に応じて使いやすくすべきである。体育館で中学生(後期)と小学校低学年児童(前期)が同時に遊ぶことには無理がある。小さい子どもは安心して遊ぶのは難しいことになるだろう。</p>	参考	<p>藤島地域義務教育学校の施設整備にあたっては、整備基本方針において「1年生から9年生までの発達段階に応じた学習空間を整備すること、また「異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置しつつ、学年ゾーンと共用部を緩やかにつなぐ構成とする」ことを基本としており、前期・中期・後期の各ブロックの特性に配慮した施設計画を進めることとしております。</p> <p>体育館・グラウンドの整備については、現時点では屋内運動場(体育館・武道場)及び屋外運動場を一体的に整備する計画としておりますが、ご意見のとおり、発達段階の異なる児童生徒が同じ施設を安全・安心に利用できるよう、使用区分や時間割の工夫、ゾーニングによる安全確保など、運用面での配慮についても重要な視点であると認識しております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の基本計画・基本設計における施設の空間構成や利用区分のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

5	前期課程に教頭二人となっているが、一人で良いと思う。その分、教科担任などの一般教員を増やすのが良い。	参考	義務教育学校では、校長一人、教頭三人の配置となります。教頭が授業を持つこともありますので、いただいたご意見を参考にしながら、よりよい教職員の配置や授業担当の割り当てを検討してまいります。いただいたご意見は、今後の学校運営体制検討の参考とさせていただきます。
6	「実現を目指すこと」の中で、==1年生から9年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで、「先輩にあこがれる下級生」や「後輩の面倒を見る手本となる上級生」がと記述しているが、これは願望を述べているだけで、このようになる保障はない。このように育てるための方策や理由がないのは、計画の不十分さである。	参考	この度お示した方針を実現するための具体的な手立て等につきましては、来年度設置される開校準備委員会で検討してまいります。検討状況のお知らせの方法につきましても、今後検討してまいります。いただいたご意見は、今後の学校づくりの参考とさせていただきます。
7	「ふるさとに誇りを持つ…」のところで、「獅子踊り・を教育課程に取り入れ」とあるが、これまで2つの学校でおこなってきたものには明確な違いがあるが、それをどうするのか、方針を早急に明らかにすべきである。	参考	ご指摘いただいた点につきましては、来年度設置される開校準備委員会の中で検討してまいります。いただいたご意見は、今後の教育課程検討の参考とさせていただきます。
8	IV 施設整備について 1 整備基本方針 (8) 学童機能の一体整備 について 「藤島放課後児童クラブについては、校舎と一体的に整備」としているが、朝陽第五小学校のような単なる合築では連携が図れるとは言えないし、使いやすいとは言えない。朝陽第一小学校のように隣接した敷地に建設した方が敷地内など学童施設の機能の充実が図れるし、時代のニーズの変化に対応した改築等もしやすいと考えます。	参考	整備基本方針(8)「学童機能の一体整備」においては、「藤島放課後児童クラブについては、校舎と一体的に整備し、放課後における児童の居場所の確保と見守り体制の充実を図る」こととしており、学校教育との円滑な連携により、放課後の学びや生活の連続性を高め、子育て支援及び児童の健全育成につなげることを基本方針としております。 「校舎と一体的に整備」とは、校舎棟に単純に組み込む(合築)ことのみを意味するものではなく、学校敷地内において学童施設としての独立性・機能性を確保しながら、学校との連携が図りやすい配置を検討するものです。放課後児童クラブとしての専用スペースや専用の出入口・動線の確保、屋外の遊び場の整備など、施設としての機能充実についても重要な視点と認識しております。 いただいたご意見は、今後の基本計画・基本設計の段階において、学童施設の配置・機能・将来的な改築対応のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。

9	<p>4 事業費について 「本事業の事業費は、…旧校舎・屋内運動場解体等…に要する工事費…から構成されます。」と記載されていますが、藤島中学校屋内運動場と藤島小学校屋内運動場は、耐震改修工事を行っているので今後も使用可能であり、有効活用を図るべきと考えます。</p>	参考	<p>藤島中学校屋内運動場及び藤島小学校屋内運動場については、ご指摘のとおり耐震改修工事が実施されており、構造上の安全性は一定程度確保されているものと認識しております。</p> <p>一方、既存の屋内運動場を残して活用する場合、建物や設備の老朽化に伴う改修費用や維持管理コストが継続的に発生するほか、1年生から9年生までの全児童生徒が利用するための規模・機能の確保や、施設が分散することによる管理運営上の負担増も課題となります。施設一体型の義務教育学校として、屋内運動場を含む必要な機能を複合化して新たに整備することにより、施設の維持管理コストの縮減や管理運営の効率化が図られ、長期的な事業費の面からも優位であると判断しております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
10	<p>施設整備について、建物の基礎部分に莫大な費用が生じることがないように、2階建の木造にしてエレベーターを設置すべきと考えます。建設費と将来の児童生徒人数を考えても、コンクリート3階建にする大規模の必要を感じません。市有林も伐採期を迎えていると思われるので、市の木材を活用した校舎として、財産の有効活用を希望します。</p>	参考	<p>新校舎の構造・規模・階数については、今後の基本計画・基本設計の段階で具体的に検討することとしており、現時点で確定しているものではありません。検討にあたっては、必要な諸室の確保、多雪地域への対応、バリアフリー・ユニバーサルデザインの徹底、耐震性能の確保、将来の児童生徒数の変化への対応など、様々な観点から総合的に判断してまいります。</p> <p>木造・木質化については、構想(案)においても国・山形県の「木造・木質化」に関する補助金・交付金の活用を検討することとしており、市としても地域材の活用を含めた木造・木質化の可能性について、基本計画・基本設計の段階で検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

11	隣接配置の考え方において、藤島中学校グラウンドに建設の場合、藤の花町内会が上がっているが、位置や住所的には中町町内会であろうかと思えます。	参考	<p>藤島中学校グラウンドへの建設において、隣接するのは藤の花町内会ではなく中町町内会であろうのご指摘について、当該箇所を記載している構想(案)12ページの定性的評価の基準7「既存住宅地と連続した土地利用が可能か」を補足してご説明いたします。</p> <p>この評価基準は、新校舎建設後に生じる未利用地の活用の観点から整理したものです。藤島中学校グラウンドに校舎を建設した場合、新たなグラウンドは北側に整備されることが想定され、その際に生じる未利用地が北側の民間活用ゾーンと連続する藤の花町内会のエリアと接することから、地域のまちづくりへの活用が期待できることを評価したものです。一方、藤島小学校グラウンドに建設した場合は、新たなグラウンドが南側に整備されることが想定され、未利用地がエリアの中心部に発生することとなり、周辺との連続性・活用性が低くなるとの評価としております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の基本計画等における説明の充実を図るうえでの参考とさせていただきます。</p>
12	災害時の二次避難所としても活用とありますが、藤島地域地区活動センターは1978年の新築物件で、50年近く経過する建物となります。避難所としての安全性は新学校が格段に高いと思えますので、地域の防災計画に反映させるなど柔軟な対応を希望します。	参考	<p>構想(案)においては、新校舎について「災害時の二次避難所としての役割を担えるよう、構造・設備・運用面の信頼性を確保する」こととしており、また整備基本方針(3)においても「耐震性能の確保と多雪地域への配慮を基本とし、バリアフリー・ユニバーサルデザインを徹底する」こととしております。新たに整備する学校施設は、高い耐震性能と防災機能を備えた施設として計画しており、ご意見のとおり、地域の安全・安心を支える重要な拠点となるものと考えております。</p> <p>地域の防災計画への反映については、学校施設の整備と並行して、関係部署と連携しながら検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の防災機能の充実を図るうえでの参考とさせていただきます。</p>

13	<p>文厚エリア整備として進められてきた経過を考えると、図書館についてもしっかり考える必要があると考えます。学校の図書室との併用や、学童に隣接することで、幅広い利活用が可能になると考えます。朝の子どもの居場所にもなりえます。市の図書館本館の方針を待つことなく、同時に整備をしてもらいたい。またはそのスペースを確保すべきと考えます。</p>	参考	<p>構想(案)においては、整備基本方針(1)「9年一貫の学びを支える学習環境」として、図書・ラーニングコモンズを学びの中心に据え、各学習空間と連続性を持たせることで、教科横断的な学習や探究活動に対応できる配置とすることとしており、学校図書機能の充実については重要な視点として位置付けております。また、整備基本方針(4)「地域とともにある学校」として、地域利用を前提とした交流スペースの整備や周辺諸施設との連携も見据えた配置計画とすることとしております。</p> <p>図書館機能の整備については、学校図書室の充実を図ることを基本としつつ、地域への開放や公共図書館機能との連携の在り方については、関係部署と連携しながら検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備及び地域の文化・学習環境の充実を図るうえでの参考とさせていただきます。</p>
14	<p>毎日の業務お疲れ様です。藤島の小中一貫校に関しての意見を記載します。図書館に関してですが、現在の図書館藤島分館は文化記念館の一階にあり、靴を脱いで入らなくてはなりません。また館内が暗く狭く、調べものや読書するにはスペースが狭すぎ、机はひとつ置いてあるだけ。</p> <p>この度、小中一貫校建設に向かうわけですので、学校図書館と図書館藤島分館と併設されてはどうでしょう！</p> <p>子どもたちと地元の方々とのコミュニケーションも生まれ、藤島地域が少しでも、明るく前向きになれる方法のひとつの様に思います。</p>	参考	<p>現在の図書館藤島分館の環境についてのご指摘は、地域の皆様の率直なお声として真摯に受け止めております。</p> <p>構想(案)においては、整備基本方針(1)として「図書・ラーニングコモンズを学びの中心に据え、各学習空間と連続性を持たせる」こととしており、また整備基本方針(4)として「地域利用を前提とした交流スペースを整備し、周辺諸施設との連携も見据えた配置計画とする」こととしております。ご意見いただいた学校図書室と公共図書館機能の併設については、子どもたちと地域の方々が共に学び交流できる場の創出という観点からも、大変意義深い視点であると認識しております。</p> <p>公共図書館機能の整備については、市全体の図書館施策との整合を図りながら、関係部署と連携して検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備及び地域の学習・交流環境の充実を図るうえでの参考とさせていただきます。</p>

15	<p>総じて、「人口が少なくなったので、仕方なく統合します」という趣旨にしか見えない。そこに希望や明るい未来を見いだしていない。教育が良くないと、その地域から人が離れる。移住者も増えない。故に本計画は、市や藤島地区の人口ビジョン・活性化計画との連動を明確化すべき。場当たりの計画ではない。この教育を通じて、鶴岡・藤島をこのように繁栄させていく」という道を示さなくてはならない。全国の他地域と比べても、質の高い教育を提供する前提であれば、教育委員会は全国的な事例を1つではなく複数・調査・視察すべきである。経産省未来の教室、文部科学省、風越学園、ドルトン東京など各種事例などを参考にすべき。その結果を取りまとめて、改めて鶴岡・藤島独自の資産・理念を活かした学校と学びのコンセプトをつくるべきである。現状藤島小中一貫校のコンセプトは、当たり障りのない抽象的な文言が並んでいるに過ぎない。致道館の理念は素晴らしいが、教員自身がその理念を体現できるような採用・育成・環境になっているか。体現していない教員は子どもを導くことはできない。AI時代の教育に必須のコーチング、コーディネート、ファシリテートの素養はいかに。それらへの対応方針も打ち出すべき。個別最適な学びや個性伸長のため、子ども達の認知的特性などのアセスメントおよび保護者への共有・フィードバックを高度に行う体制をどのように担保するか。その際に生成AIの活用をどのように行うか。またそれらのデータをどのように活かし、学級経営やいじめ防止につなげるか。文部科学省資料「キャリア教育とは何か」p11, 12の基準を満たせるようなキャリア観を育む体制が不十分ではないか。自己探究、職場体験、プロジェクト型学習などの充実を、これを機に打ち出すべきではないか。合併しても生徒が減少する現状を踏まえ、鶴岡市内の特色ある他地域や学校との連携を行い、充実した学びや多様な同世代との交流を促進するプランを盛り込むべきではないだろうか。市外や他県からの生徒の一次的な生徒の受け入れや交流に関しても、中長期には視野に入れることを求める。藤島地域の独自の食・農の特色を、地域と連携して取り入れるべき。食育、お弁当の日、農業体験、様々な体験を「単発では終わらず」どう織り込んでいくのか。サイエンスパークや出羽三山など、鶴岡全体の資源をどのように教育に活かしていくのか。単発で「形だけややった」にとどまらず、子ども達の個別の興味に合わせてどのように体験できる体制をつくっていくか。ご年配の方々のお力を、どのようにお借りするのか。単純な伴走だけでなく、文化や技術の継承をいかにして行っていくのか。子ども達のキャリア観醸成や多世代交流のために、高校・大学との連動を積極的に行う構想・計画を盛り込むべきでは。建築においても、そもそもデザインとして「子どもを枠にはめる前提」で作ってはいけない。子ども達をどのように扱うかが、教室の設計や椅子机のデザインから、子ども達の認知に影響を与える。児童心理学や成人発達理論等の学びやその実践を、教員・保護者で共有し、「豊かなこころを育む」を理念で終わらせずに実現する計画を求める。生成AIの活用に関して、計画に全く盛り込まれていないのが疑問である。子どもが自ら学ぶために最適なツールであり、その活用に向けてまずは教員・教育委員会が学びと活用を進めるべき。自分から粘り強く学ぶ子、という理念を達成するために、そもそも「子どもが自ら学ぶとはどういうことなのか」「粘り強さとは何なのか」という基本的な概念を、理論的かつ現場として理解している教員はどれほどいるのか。自己効力感、好奇心の育成、目標設定の技術、社会認知的キャリア理論など、理念を体現するための知識や体験の教員への落とし込みをどのように実践するのか。</p>	<p>義務教育学校の教育課程や施設整備の具体的な内容につきましては、来年度設置される開校準備委員会や基本計画・基本設計の中で検討を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の学校づくりの参考とさせていただきます。</p> <p>参考</p>
----	---	--

16	<p>これまで私立などの小中一貫校では、小学部と中学部に分けていたと思いますが、4・3・2制では、6年生の最高学年としての意識や自己肯定感などの醸成に不安を感じています。5年生の自然教室や6年生の修学旅行などは、実施されるのではないかと思います。5・6年生を中心とした委員会活動や児童会運営、児童総会など、高学年が意欲を発揮する場を意識的に作ってほしいと思います。これらの活動は、自分のことだけでなく、みんなのことを考え、学校のことを考えて協力する力を養います。責任感も必要になります。12歳は、結構大人のような考えを持っています。それに対し中学生は、部活や受験など、自分のことで忙しくなることも考えられます。</p> <p>例えば、総会が小中合同開催になっても、小学部代表と中学部代表など、任務を分け合って共同体制を作ることが重要だと思います。</p> <p>成長過程に合った教育は、当然考えていると思いますが、始めに制度ありきではなく、児童・生徒の成長に即した制度であってほしいと思います。</p>	参考	<p>4-3-2制の先進事例では、4年生、7年生、9年生がそれぞれのブロックのリーダーを、8年生が生徒会のリーダーを担当するなど、6-3制以上にリーダーを経験する機会を創出している学校があります。いただいたご意見に加え、このような事例も参考にしながら開校準備委員会で検討してまいります。いただいたご意見は、今後の教育課程検討の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>心配なこととして、いじめや不登校の問題があります。学校規模が大きくなることにより、目が届きにくくなる懸念もあります。年長者が年少者に何かを無理強いしたり押さえつけたりすることのないように相談しやすい環境が必要です。カウンセラーの常駐も考えてください。特にいじめが起きやすいトイレは、小中分けたほうが良いと思います。</p>	参考	<p>学校規模が大きくなることへの不安や、いじめ・不登校に対するご心配については、これまでの地域での検討過程においても多くの方から寄せられており、市としても重要な課題として認識しております。</p> <p>構想(案)では、義務教育学校の設置により実現を目指すこととして、「豊かな心の育成及びいじめ・不登校等の未然防止や減少」を掲げております。1年生から9年生までが同じ学び舎で過ごし、行事や縦割り活動などを合同で行うことで規範意識や社会性の育成を図るとともに、いじめ・不登校等の未然防止や減少につなげることとしております。</p> <p>また、施設整備においても、学年ゾーンと共用部を緩やかにつなぐ空間構成により教職員の連携・情報共有を促進するとともに、防犯に配慮した安全・安心な施設整備を基本方針としております。</p> <p>ご指摘のトイレにつきましては、前期課程(小学校段階)と後期課程(中学校段階)で学年ゾーンを分けた空間構成を基本としており、発達段階に応じた配置となるよう、今後の基本計画・基本設計の中で検討してまいります。</p> <p>スクールカウンセラーの配置につきましては、相談しやすい環境づくりは大変重要であると認識しており、児童生徒が安心して相談できる体制の充実について、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備及び教育環境の充実を図るうえでの参考とさせていただきます。</p>

18	<p>藤島地域ということを生かして、庄内農業高校と交流を深めたり、身近な農家の人から地産地消について日常的に学んだりする場を作り、独自性や特色を出した魅力的な学校づくりをしてほしいと思います。(移住したくなるような)</p>	参考	<p>今年度から全市で取り組んでいる「鶴岡型小中一貫教育」の中で掲げている「大切にする『4つのつながり』」の一つに「家庭地域とのつながり」があります。これによる「地域のよさや強みを知る『ふるさと学習』の推進」は義務教育学校でも確実に実施してまいります。いただいたご意見は、今後の教育課程検討の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>合併により廃校となる校舎の活用は、地域の防災拠点としてベッドや食料、トイレ等備蓄を整え、普段から子ども食堂や高齢者食堂などとして活用し、災害で避難所になった場合にも、共同調理ができるように家庭科室など整備しておくことが重要と考えます。地域の伝統芸能などの伝承の場として活用するのはもちろんのことです。 これからも地域住民の対話の場を数多く設け、要望・意見を聞き、話し合い、みんなが納得して協力できる活用法を実現できれば、地域の誇りとして重要な拠点になると考えます。</p>	参考	<p>統合に伴い使用しなくなる校舎等の利活用につきまして、それぞれの閉校施設の状況も考慮しながらどのような活用が可能かを検討していくこととなります。藤島地域小中学校整備検討委員会の附帯意見においても「閉校後の旧校舎等の利活用について、地域住民とともに検討されたい」とされており、市としても重要な課題であると認識しております。防災や地域活動の拠点等、具体的な利活用の在り方につきましては、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、関係部署と連携して検討を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の閉校後施設の利活用検討の参考とさせていただきます。</p>

議第11号

第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定について

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条2項の規定に基づき、第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画を別紙のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤和則



本といっしょ

第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画

鶴岡市教育委員会

「本といっしょ」に育つ鶴岡の子どもたち

読書は、子どもたちの心を豊かに育て、思考力や想像力を高めるとともに、人を思いやる心や挑戦する勇気を育み、未来へとつながる確かな力となります。本を通して得られる言葉や知識は、子どもたちが自らの世界を広げ、地域や社会とつながっていくための大切な土台です。

本市では、平成27年に第1次、令和2年に「第2次鶴岡市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書に関わる課や学校、保育園、認定こども園などが連携しながら、読書環境の整備・充実を進めてきました。

第3次計画では、目指す子どもの読書活動の姿を「『本といっしょ』読書の楽しさを知ることによって言葉を育み、主体的に考え豊かに表現する子ども」としています。子どもが本と出会い、その楽しさを知るためには、家庭や学校、地域における大人との温かな関わりが欠かせません。家庭での読み聞かせや地域でのおはなし会、学校図書館を活用した授業づくりなど、日常の中で本と触れ合う機会を広げていくことが重要です。

その実現に向けて、本計画では、年代別の取組や子どもたちに関わる現場で参考となる事例をまとめ、誰もが読書活動を支えやすい環境づくりや取組を示しています。今後も、市民の皆様を対象とした読書活動の推進と子どもたちが「本といっしょ」に健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。市民の皆様におかれましては、子どもたちが自ら本を手に取り、学びと想像を広げていく姿を地域全体で温かく支えていければ幸いです。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びにご協力を賜りました子ども読書活動推進委員の皆様方に、心から御礼を申し上げます。

令和8年3月

鶴岡市教育委員会教育長 成澤 和則

目次

表紙絵／つちだよしはる

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の背景 1
- 2 第2次計画の成果・課題 4

第2章 計画の方針

- 1 計画の位置づけ 8
- 2 計画の期間及び対象 8
- 3 計画の策定体制 8
- 4 目指す子どもの読書活動の姿 9
- 5 計画の基本的方針 9
- 6 計画の数値目標 10

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

- 1 プレママ・パパ(生まれる前から) 11
- 2 0・1・2歳児の頃 11
- 3 3・4・5歳児の頃 12
- 4 小学生の頃 15
- 5 中学生の頃 17
- 6 高校生の頃 19
- 7 大人になっても 21
- ◇コラム「読書バリアフリー法」について 23

第4章 計画推進のために

- 1 関係機関・施設の連携と情報共有 24
- 2 広報啓発 24
- 3 推進体制の整備 24

参考資料

- ◇具体的な取り組み一覧 26
- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 33
- 2 鶴岡市子ども読書活動推進委員会設置要綱 35
- 3 鶴岡市子ども読書活動推進委員名簿 37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

(1) 国の動向

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」

令和5年3月に策定された国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」（令和5年度～令和9年度）では、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の4点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

基本の方針

1. 不読率の低減
2. 多様な子どもたちの読書機会の確保
3. デジタル社会に対応した読書環境の整備
4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

時期(年)	名称
平成13	子どもの読書活動の推進に関する法律
平成14	第1次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (以降、基本計画という)
平成17	文字・活字文化振興法
平成20	第2次基本計画
平成25	第3次基本計画
平成30	第4次基本計画
令和元	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
令和4	第6次学校図書館図書整備等5か年計画
令和5	第5次基本計画

(2) 県の動向

令和6年3月に策定された「第四次山形県子ども読書活動推進計画」（令和6年度～おおむね5年間）の主な重点は以下のとおりです。

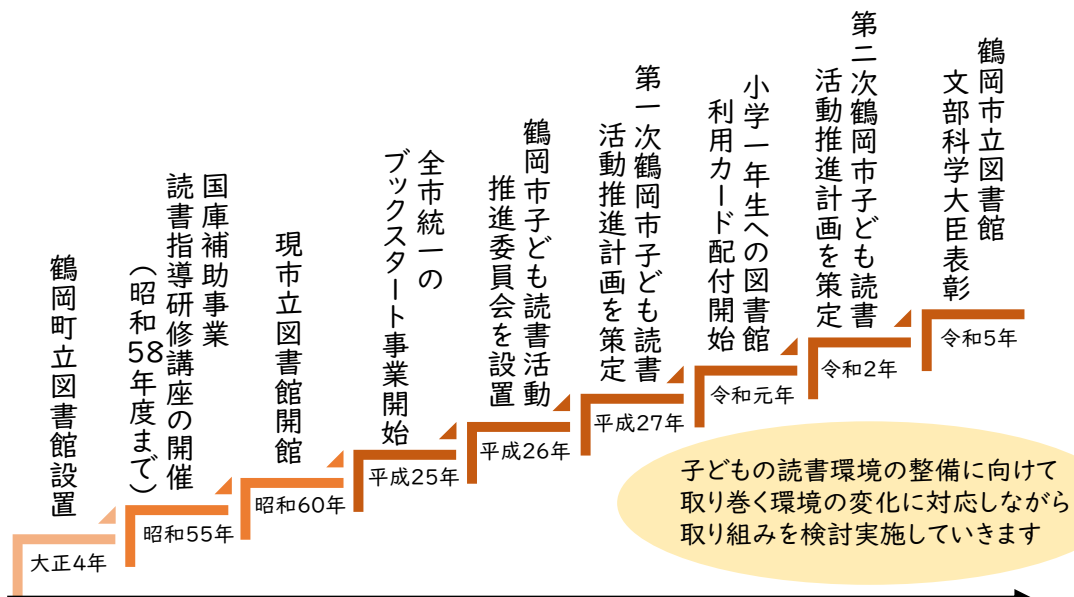
取組みの重点

- ◎子どもの意見を取組みに反映させることによる、多様な子どもの読書への関心の向上
- ◎デジタル社会に対応した多様な読書活動の普及と読書環境の整備
- ◎子どもの教育に携わる全ての大人（保護者・教員・読書活動関係者等）に対する子どもの読書活動の重要性や意義の理解促進

時期(年)	名称
平成16	第5次山形県教育振興計画
平成18	第1次山形県子ども読書活動推進計画（以下、推進計画という）
平成24	第2次推進計画
平成29	第3次推進計画
令和2	第6次山形県教育振興計画
令和6	第4次推進計画

(3) 鶴岡市の動向

このような国や県の動向を踏まえ、市では、読書が育む力に対する意識を共有し、全ての子どもが、いつでもどこでも読書に親しめるような環境を整えるため、平成27年3月に「鶴岡市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、令和2年3月に第2次計画を策定し、推進計画に掲げた具体的な取り組みのもと、それぞれの立場で様々な事業を実施し、計画の推進のために取り組んでまいりました。



時 期(年)	内 容
昭和32	児童読書感想文コンクール・児童読書感想画展(～現在)
昭和34	上野甚作賞短歌募集(～現在)
昭和55	国庫補助事業 読書指導研修講座の開催(昭和58年度まで)
平成元	「夏休みこどもおもしろ教室」を実施(平成16年度まで)
平成8	児童室おたより発行開始
平成10	赤ちゃんと楽しみたい絵本リスト発行 (その後平成23年度・令和2年度改訂)
	手づくり絵本・紙芝居コンクールの実施(～現在)
平成12	朝暘第一小学校 子ども読書年記念事業「読書活動優秀実践校」文部大臣賞を受賞
平成19	学校図書館支援員の派遣開始(～現在)
	朝暘第四小学校 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
平成21	おはなしポケット(鶴岡市立図書館おはなしボランティア) 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
平成25	全市で統一してブックスタート事業を開始
平成26	鶴岡市こども読書活動推進委員会を設置
	大山小学校 / 鶴岡南高等学校山添校 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
平成27	第一次鶴岡市子ども読書活動推進計画策定
	YA(ヤングアダルト)コーナーの設置
平成28	山形小説家・ライター講座第1回鶴岡出張講座を開催(～現在)
平成29	朝暘第三小学校 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
平成30	小学生のための図書館講座を開催(～現在)
令和元	新小学1年生への利用カード配布開始(～現在)
令和2	第二次鶴岡市子ども読書活動推進計画策定
	子ども読書活動推進計画パンフレット「本といっしょ」発行
	鶴岡中央高等学校 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
	プレママ・パパへの読書活動の啓発のため図書館利用案内及び乳幼児おはなし会の周知 母子手帳配布に合わせてチラシ配布
令和5	鶴岡市立図書館 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰
	学校図書館勤務職員の勤務時間延長
令和6	致道館中学校・高等学校 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人) 文部科学大臣表彰

2 第2次計画の成果・課題

基本方針

子どもの近くに
本がある暮らし

子どもたちが日々の生活の中で、すぐに手に取れるところに本のある暮らしを目指します。

子どもの近くに
本の渡し手がいる暮らし

子どもたちが日々の生活の中で、すぐ近くに子どもに本を渡せる大人がいる暮らしを目指します。

子どもの近くに読書活動
を見守る人がいる暮らし

子どもたちが日々の生活を送る近くに、子どもの読書活動が推進されることを願う人がいる暮らしを目指します。

主な取り組み状況

◆ブックスタート事業

赤ちゃんに絵本とその絵本に触れる体験をプレゼントし、絵本を通じた親子のふれあいや楽しさを伝える機会として、本市では7か月児健康相談時に実施しています。読み聞かせの実演を行い、子育ての中で一緒に本を手に取り、身近な人の声で読み聞かせをすることで、楽しいひとときを分かち合うことの大切さを伝えています。

また、図書館の利用方法やおはなし会の周知等も併せて行い、その後の継続的な読書活動にもつなげるよう努めています。

◆乳幼児健診会場への絵本コーナーの設置

乳幼児健診時、会場へ図書館の本を設置し、待機時間を利用して親子で絵本を楽しむ機会となるよう、実施しています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、やむを得ず設置を中止した期間もありましたが、令和6年度より再開しそれぞれの年齢に合わせた絵本を提供しています。

◆子育て応援ギフト事業

令和6年度からの新規事業として、出産後の乳児訪問時に、親子の愛着形成やスキンシップを促す童謡やわらべうた等の絵本、その後1歳6か月児健診時に、セカンドブックとして歯みがきなどの生活習慣についての絵本をそれぞれ贈呈しています。

◆子どもに関わる各施設での図書の実充

子育て支援施設では、児童図書コーナーの配置及び充実が図られています。また、市立図書館では児童図書の充実に努め、学校をはじめ各施設に団体貸出を行っています。

◆読書のきっかけづくりの取り組み

保育園・認定こども園そして学校では、日常的に読み聞かせや朝読書を実施しており、児童館や子育てサークル等においてもおはなし会が開催されています。また、市立図書館の移動図書館（やまびこ号）は、子どもに関わる施設の巡回の増加に努めながら、本に親しむきっかけづくりとなるよう、取り組んでいます。

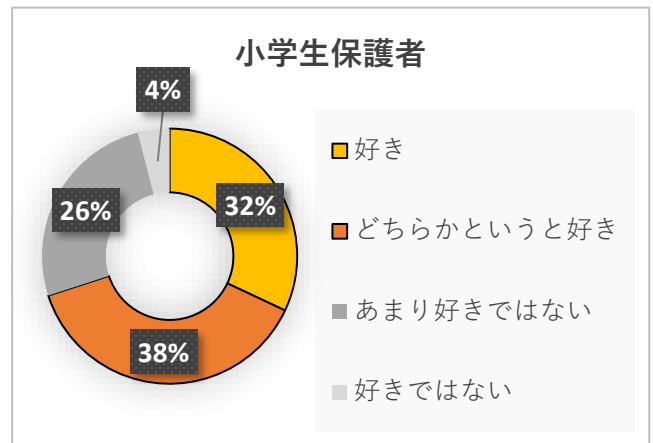
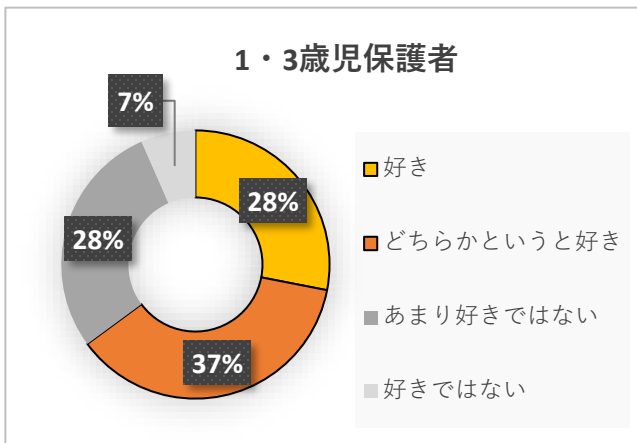
各調査結果から見える現状と課題

(1) 保護者の読書推進について

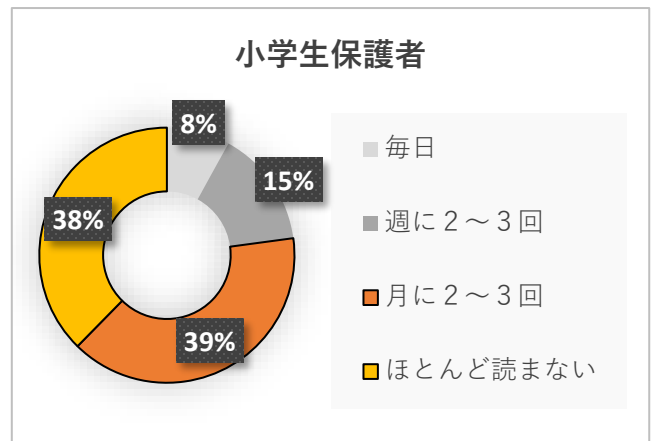
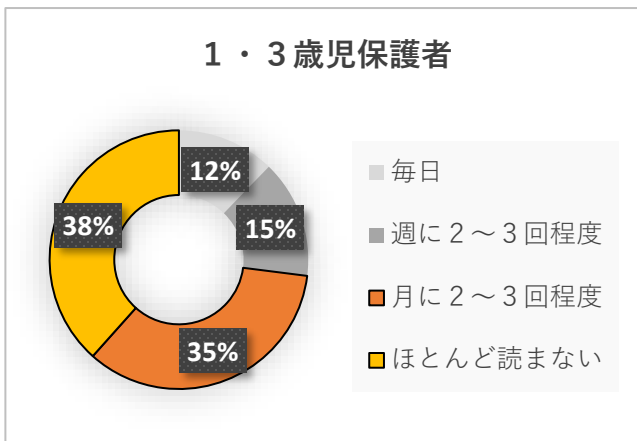
アンケート結果より、保護者の6割以上が読書は「好き」または「どちらかという好き」と回答している一方、本を読む頻度は7割以上が「月に2～3回」または「ほとんど読まない」と回答しています。

子育て世代の時間の確保が難しい状況の中、短時間でも本を手にとることが習慣化することで、子どもが家庭の中で身近な大人が読書をする姿を目にすることができます。そういった読書に興味を持つきっかけづくりが重要となります。

Q.あなたは読書が好きですか



Q.あなたはどのくらい本を読みますか

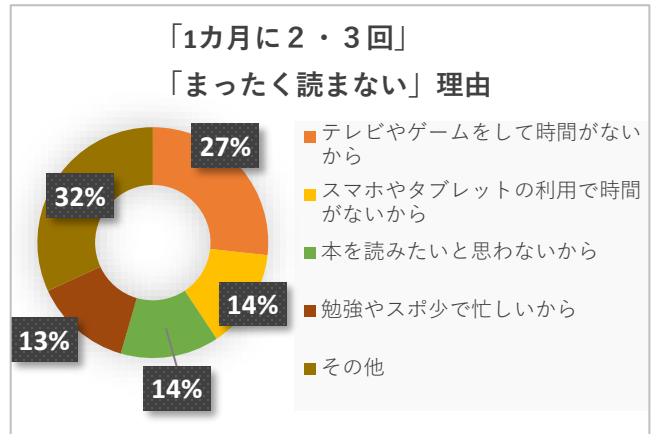
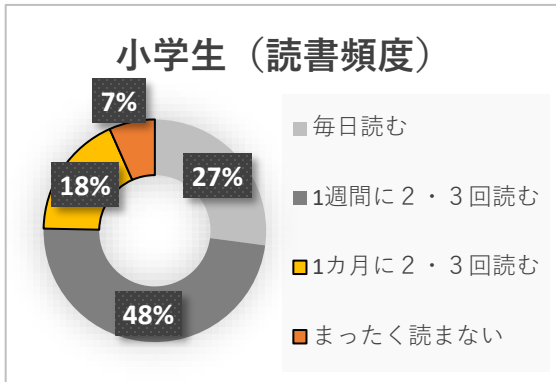


R7年度実施読書に関するアンケート結果より
・市内教育・保育施設に通園する1・3歳児の
保護者368人回答

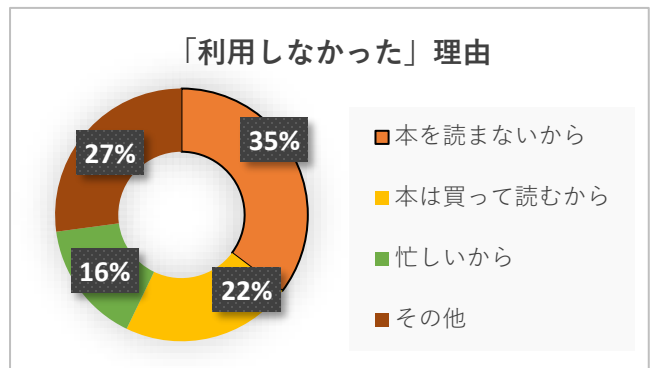
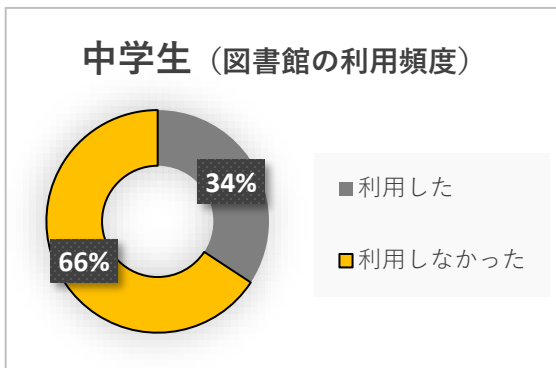
R6年度実施読書に関するアンケート結果より
・市内小学生及び保護者1,373人回答

(2) 子どもたちの読書状況について

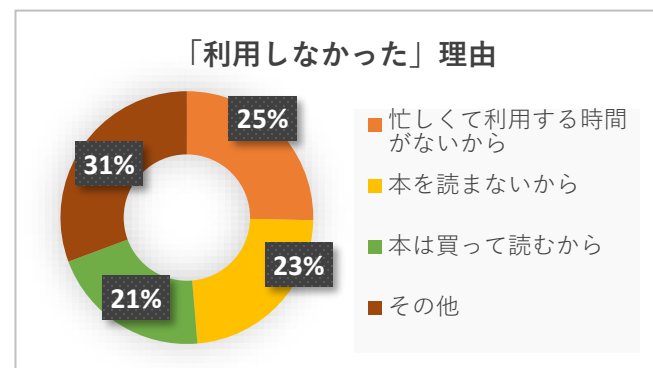
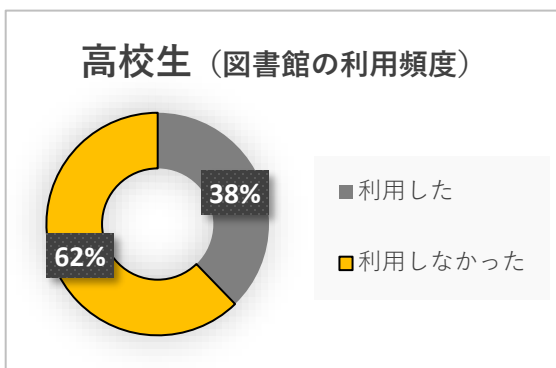
鶴岡市で行ったアンケートでは、読書の頻度や図書館の利用頻度についての問いに対して、ゲームやスマホ等の利用が優先されていて読書時間が確保できていない、またそもそも本を読みたいと思わないという回答が多くなっています。本の面白さを知るきっかけづくりや好きな本との出会いが重要であり、自主的に読書に親しむことにつながられるよう、様々な方面からのより充実したアプローチが必要です。



- ・ゲームやスマホの利用が優先され読書時間が確保できない状況
- ・「本を読みたいと思わない」が14%



最も多い回答は「本を読まないから」が35%



- ・最も多い回答は「忙しくて利用する時間がないから」が25%
- ・「本を読まないから」が23%

R6年度実施読書に関するアンケート結果より
 ・市内小学生及び保護者1,373人回答
 ・市内中学生841人回答 ・市内高校生242人回答

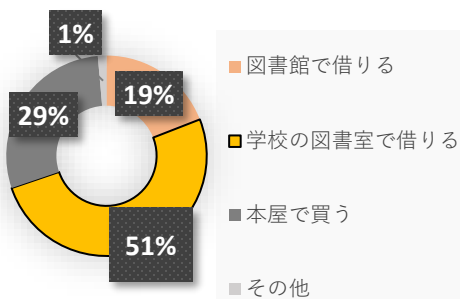
(3) 学校図書館の利用状況について

アンケート結果より、小学生は読みたい本があった場合、半数が学校図書館を利用すると回答しています。市立図書館の利用にあたっては、小学生だけでは行くことが難しいこともあり、より身近にある学校図書館を活用していることがわかります。

また、小中学校の学校図書館の利用状況を調査したところ、1人あたりの貸出冊数は小学校、中学校ともに学年が上がるにつれて減少傾向となっています。小学生の場合は、絵本から幼年文学等へ移行し冊数は増えにくいことが考えられますが、継続的に利用し本との出会いを広げられるような環境の整備が重要です。

小学生

Q.読みたい本があったら
どうしますか。



●学年ごとの貸出冊数(1人あたり)●

- ・全学年、大きな変動はなく推移していますが、高学年はわずかに減少傾向が見られました。
 - ・貸出冊数が最も多いのは2年生でした。
- ※学年が上がるにつれ、読む本のページ数や内容は多くなる傾向はあります。

(冊)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
R2	163.5	186.5	144.1	119.9	106.6	98.3
R3	180.0	184.4	145.7	131.0	106.2	102.3
R4	155.7	185.6	134.7	123.5	104.0	93.1
R5	169.7	174.5	145.6	115.0	99.0	93.8
R6	163.9	189.2	135.5	114.3	88.6	86.3

中学生

●学年ごとの貸出冊数(1人あたり)●

- ・3年生が最も数値は低いが、わずかに増加傾向。
- ・学年が上がるにつれて減少しています。
- ・小学6年生と中学1年生を比較すると、年間約60冊程度減少しています。

(冊)	1年生	2年生	3年生
R2	28.5	23.7	12.7
R3	30.8	24.9	15.4
R4	31.1	23.1	15.2
R5	31.0	27.8	17.1
R6	29.6	25.3	17.2

【学校図書館の充実・学校での取り組み】

・朝読書等の一斉に取り組む読書活動の実施

(令和7年度の状況)

→小学校全校実施・中学校11校中5校実施

・学校司書の配置

・展示やイベント等の実施

・資料のバーコード化 など



子どもが自然と本に関われる環境の整備について、市立図書館と学校が連携しながら進めていく必要があります。

OR6年度実施読書に関するアンケート結果より

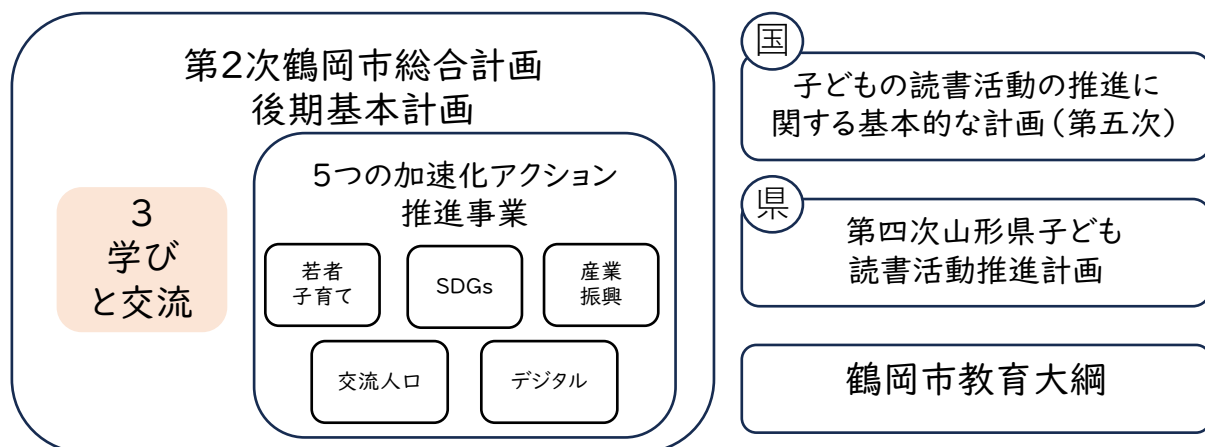
・市内小学生及び保護者1,373人回答

OR7年度市内小中学校対象

学校図書館利用状況調査結果より

第2章 計画の方針

1 計画の位置づけ



第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画

2 計画の期間及び対象

本計画の期間は、令和8年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行います。対象は、0歳から18歳までの子どもとします。ただし、子ども読書活動を推進していくための具体的な取り組みについては、大人を含む全ての市民を対象としたものとします。

3 計画の策定体制

推進計画の策定にあたっては、図書館運営・読書活動に関わる有識者等で構成する「鶴岡市子ども読書活動推進委員会（以下「推進委員会）」及び市の関係課職員で構成する「鶴岡市子ども読書活動推進計画策定庁内会議」を設置し、市立図書館が事務局となって策定しました。

さらに、関係機関・施設からの意見聴収やパブリックコメントの実施等、市民の意見の反映に努め、市民全体の計画となるように策定しました。

4 目指す子どもの読書活動の姿

「本といっしょ」

読書の楽しさを知ることによって言葉を育み、
主体的に考え豊かに表現する子ども

5 計画の基本方針

基本方針

子どもの近くに 本がある暮らし

子どもの視点に立った取組みの実施や、学校図書館の充実等により、身近に本がある環境の中で、自然と本に触れ合い、読書の習慣化を目指します。

子どもの近くに 本の渡し手がいる暮らし

身近にいる人々の協力により、様々な場面で子どもが本に興味を持つきっかけづくりを行い、自主的に本に親しむ環境をつくります。

子どもの近くに読書活動 を見守る人がいる暮らし

子どもたちを取り巻く環境の変化にも対応しながら、読書環境を確保し活動を見守ります。また、多様な子どもたちに適した読書環境を整備します。

基本的な視点

目指す姿を達成するため、基本的な視点として以下の3点を重視し、子どもの読書活動を推進していきます。

◆子どもが自然と本に触れ合える環境の整備

子どもが関わる様々な環境において、日常の中で自由に読みたい本を手にとることができる環境を整備し、読書の習慣形成に繋げるとともに、子どもの学びと成長を支援します。

◆自主的に本に親しむきっかけづくり

周りの環境や大人の関わり、子ども同士の交流など、子どもが本に興味を持つきっかけづくりを充実し、“読んでみたい”、“本が好き”という自主的な読書活動に繋がるよう、支援します。

◆多様な子どもに必要なサービスの提供

多様なニーズに対応した資料の充実と、新たな技術の活用も取り入れながら、全ての子どもが平等にサービスを受け読書ができるよう、子どもの成長と学びを支援します。

6 計画の数値目標

目標項目	平成25年度	平成30年度	令和6年度	令和12年度
①児童図書の蔵書冊数[市立図書館] (15歳以下1人あたり)	4.3冊	6.4冊	8.6冊	10冊以上
②児童図書の貸出年間冊数 [市立図書館] (15歳以下1人あたり)	9.1冊	10.3冊	11.7冊	14冊以上
③学校への団体貸出年間冊数 [市立図書館] (1学級あたり)	9.8冊	11.6冊	12.0冊	15冊以上
④保育園・認定子ども園への 団体貸出年間冊数 [市立図書館] (入園者1人あたり)	1.1冊	2.5冊	3.0冊	4冊以上
⑤ブックスタート事業による効果 (問)ブックスタートで絵本をもらったことが、 読み聞かせをするきっかけになったか →「あてはまる」または「ややあてはまる」		59%	56.8%	60%
⑥子どもの不読率 (1か月に一冊も本を読まない) ※小学生：2年生と5年生の平均 中学生：中学2年生 高校生：高校2年生		小学生6.8% 中学生12.5% 高校生55.3%	小学生8.5% 中学生23.4% 高校生48.3%	小学生2%以下 中学生8%以下 高校生26%以下 ※

全国の結果
「学校読書調査」(公益社団法人全国学校図書館協議会)参照

※第2次計画に引き続き、
国の第4次計画目標数値を
本市でも目指します。

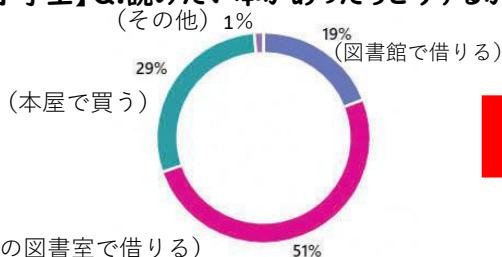
注③：鶴岡市立小学校・中学校への1学級あたりの市立図書館団体貸出の冊数
注⑤：平成30年度は社会教育課、令和6年度は市立図書館にてアンケート実施

参考数値

学校図書館での貸出年間冊数 [市内小学校・中学校] (生徒1人あたり)	令和6年度実績		
	〈小学校〉		
	1年生：163.9冊	2年生：189.2冊	3年生：135.5冊
	4年生：114.3冊	5年生：88.6冊	6年生：86.3冊
	〈中学校〉		
	1年生：29.6冊	2年生：25.3冊	3年生：17.2冊

令和6年度実施アンケートより

【小学生】Q.読みたい本があったらどうするか。→半数が「学校の図書室で借りる」と回答



数値目標には15歳以下1人あたりの市立図書館での貸出冊数を設定していますが、学校図書館の利用状況から、子どもたちの身近にある学校図書館のより一層の充実と、利用の習慣づけについても重要項目としていきます。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

プレママ・パパ (生まれる前から)

これからママ・パパになる方に向けた取り組みが、子どもの読書推進に繋がる最初の機会となります。

子どもが生まれる前から、読み聞かせや本に触れる大切さを伝え、子育ての中での読書活動を支援していく必要があります。

【主な具体的な取り組み】(P.26参照)

プレママ・パパへの読書活動の啓発

- ・母子手帳交付時リーフレット配付
<内容>
- ・市立図書館の利用案内
- ・手遊びの紹介

0・1・2歳児の頃

言葉の記憶を創る時期であり、本と初めて関わり、目の前の本に興味を示します。周りの保護者や保育者が子どもと一緒に、本に関わる時間を楽しみながら、触れ合える大切な機会となります。

子どもの反応を見守りながら、読み聞かせ、まためくる・なめるなどの自発的な行動など、五感で本の楽しさを感じることの大切さを伝える“たねまき”の時期です。

【主な具体的な取り組み】(P.26・27参照)

- ・子育て支援施設での絵本コーナーの配置・充実
- ・ブックスタート事業の実施
- ・乳幼児健診会場への絵本コーナーの配置・充実
- ・市立図書館でのおはなし会の実施(0・1・2歳向)
- ・子育て応援ギフト事業(令和6年度～)



令和7年リーフレット

◆◆館内おはなし会(本館)◆◆

毎週水曜日 午後 4時 ~ 午後4時30分
毎週土曜日 午後 3時 ~ 午後3時30分
第2日曜日・第4水曜日(0,1,2歳児向け)
午前 11時 ~ 午前 11時30分

定例のおはなし会のほか、例、祭、会の季節にあわせたおはなし会もあります。また、各分館でも開催していますので、詳しくは、お問合せください。

ライオン
シンキール

龍岡市立図書館の活動時間と休館日

	999999	休館日
主 館	9:30~19:00 11月~3月 9:30~19:00 4月~9月 9:00~17:00	休館日(国定および振替休日) 祭日 特別定休館日
東条分館	9:00~17:00	祭日 休館日
日清分館	9:00~18:00 土・日・祝日は9:00~17:00	祭日 休館日(国定および振替休日) 祭日
柳井分館	9:00~18:00 土・日・祝日は9:00~17:00	祭日 休館日(国定および振替休日) 祭日
朝日分館	9:00~19:00 土・日・祝日は9:00~17:00	祭日 休館日(国定および振替休日) 祭日
工業分館	9:00~17:00	祭日 休館日

3・4・5歳児の頃

●ブックスタート事業



7か月児健康相談時に、おすすめの絵本をプレゼントするとともに、絵本を通じた親子でのふれあいや読書の大切さを伝えています。

この時期は、知的興味が広がるとともに、想像力が発達する頃で、本の楽しさを知る大切な時期です。
日常生活の中で、本と親しむ環境を周りの大人が積極的に関わりながらつくっていくことが重要です。

【主な具体的な取組み】(P.27参照)

- ・保育園・認定こども園での絵本コーナーの配置・充実
- ・絵本の読み聞かせの実施
- ・おはなし会の実施
- ・保護者への読書活動の啓発

●赤ちゃんを楽しみたい絵本リスト



おはなしボランティアの協力により作成した絵本リストです。

市立図書館内の赤ちゃん向け本棚等に設置し、その他ブックスタートや子育て支援施設等での事業でも活用されています。

●おはなし会の実施



本館及び分館において、定例のおはなし会のほか、季節ごとに大きなおはなし会も実施しています。

かたばみっこのもう一つの保育園！「図書館に行きた～い」

かたばみ保育園は、市立図書館本館の隣にあり、子どもたちのもう一つの保育園として、日頃から利用しています。たくさんある本の中から自由に好きな絵本を選び、静かな環境の中で絵本に触れ楽しんでます。

保育参観の機会に親子で図書館に行き、図書カードを作成して絵本を借りたり、定期的に行われるおはなし会にも参加したりしています。

お迎えに来た時や休みの日に図書館を利用する家庭も増え、親子で絵本が大好きになってくれていることを実感しています。



<活動紹介> テーマ「海」 ～ 年長クラスの一年間の取り組み ～

春

親子遠足や園外保育で由良海岸に行き、海の大きさや波の動き、潮の香を感じたり魚や貝殻などを見つけたりして遊んできました。



その経験から、海の生き物に興味をもつようになり、保育園の図鑑だけでは満足できず、図書館で納得がいくまで調べるようになりました。そこから、自分で興味をもった生き物を描くようになり、より関心が深まりました。

夏

夕涼み会では海の絵本に触れ、実際に見て感じてきた海をイメージし、海底の世界を再現しました。図書館の本棚から海にちなんだ本を探しては、くいいるように見えていました。様々な本との出会いを通して、子ども達はイメージを膨らませ、おもしろい形のクラゲや魚、大ダコなどを作り、大きなカメにまたがって竜宮城に向かい、海の世界を楽しみました。



秋

「海の運動会がしたい!」と声があがり、担任が図書館から10冊の本を借りてきました。



本を見ながら相談会を行い、「おさかな運動会」をすることに決まり、「かめチーム」と「たこチーム」というユニークなチームも生まれました。競技では、子どもたちが考えた海の中をジャンプしたり、くぐったり、とんだりする内容も取り入れ、様々なおさかなになって、仲間と一緒に力を合わせて頑張りました。

冬

「うらしまたろうの劇がいいんじゃない!」と声が上がると、ゆうぎ会は「うらしまたろう」に決定!

さっそく図書館に調べに行くと「先生、大変!うらしまたろうの絵本がいっぱいある!」と驚きの声!!図書館は同じタイトルでも出版社や作者が違う本を数多く所蔵していました。様々なストーリーから、かたばみっこのオリジナルのうらしまたろうが出来上がりました。当日は役になりきり、素敵な海の世界を発表しました。

図書館には数多くの本があり、静かな環境の中でより興味を深めることができます。日常の保育に図書館を取り入れることで、子どもたちにとって図書館が身近な場所になってきていると思います。今後は、0歳から各年齢ごとに、図書館で本に触れる様子を保護者に発信していきたいと考えています。

◇民田母親クラブの活動◇

母親クラブでは、絵本を通して親子で楽しい時間を過ごしてほしいという願いから、親子お話し会を開催しました。本を通じた親子の触れ合い・交流の時間となり、わらべうたの温かい声に耳を傾けて楽しむ子どもたちの様子も見られ、貴重な機会となっています。

親子お話し会で、普段園で子ども達に人気の絵本を展示しました。子ども達がその場で大好きな絵本を選び、お家の方から抱っこしてもらいながら一緒に読んだり、本の読み聞かせに挑戦するお父さんをおうちの方が見守ったりする様子も見られました。



子どもたちのお気に入りの本の展示



読み聞かせに挑戦!



ふれあいわらべうたあそびの様子



親子で工作をする様子

◇ボランティア団体によるおはなし会の実施◇



おはなし会の様子

普段の読み聞かせの他に、読み聞かせボランティアの方々からの協力を得て、おはなし会を実施することもあります。先生やお家の方以外が読み手となり、いつもとはまた違った雰囲気で見られる様子が見られ、子どもたちにとって記憶に残る良い機会となっています。

年齢層や参加人数に合わせて演目も準備してもらい、手遊びや体操も組み入れるなど、親子で楽しい時間を共有することができました。

～その他の取り組み～

- 毎週の絵本貸出
園児が自ら選んだ1冊を貸出し、週末に家庭で楽しんでもらえるよう継続して行っています。
- 親子遠足での市立図書館活用
(利用カードを作成し貸出体験を実施)
- おすすめ絵本紹介
(園だよりのコラムにて毎月1冊紹介)
- 保護者会等での読書推進
(読み聞かせの大切さや市立図書館の利用について説明)
- 市立図書館移動図書館(やまびこ号)の利用
- 支援センターあそぼにて、未就園児向けの絵本や子育て関連本の貸し出し事業

市立図書館では、利用カードをまとめて作成できます。また、読み聞かせや図書館のご案内、本を借りる体験をすることもできます。
(※事前に図書館へご相談ください)

小学生の頃

低学年

この頃は、様々な分野の本と出会いながら、自ら本を選び読書ができるようになる時期です。また、少しずつ絵本から児童書へ移行していく時期でもあります。大人が見守りながら、読書を自由に楽しめるように働きかけることが大切です。

中学年

個人差はありますが、絵のない本へ移行していく時期です。また、本を使った調べ学習を知る時期でもあります。現代のデジタル社会の中で、本を使って正しい情報を得る体験を学びながら、自主的に本に向き合えるよう支援が必要です。

高学年

読む本の幅が広がる時期です。しかしその一方で、読書以外の活動も充実し、読書時間が確保しづらくなり、読書離れもしやすい時期でもあります。身近な大人が本の渡し手となり、本との出会いに繋がる場所へ一緒に行く等、大人からきっかけを与えることが大切です。

【主な具体的な取組み】(P.27~29参照)

- ・小学校の読書環境の充実
- ・学校図書館を活用した授業の実施
- ・読書感想文、読書感想画コンクールの実施
- ・郷土出身絵本作家とのワークショップの開催
- ・各種読書活動コンクール及び奨励・表彰の実施
- ・学校図書館関係職員の情報共有及び研修会の実施
- ・文芸創作の芽を育む事業の実施検討(読書ノートの実施検討)
- ・図書館リレー企画の実施(令和6年度~)



事例紹介～小学生～

◇学校保健委員会での読書啓発事業◇

〈上郷小学校〉

本をきっかけに、家族で会話する機会を作る取り組みとして、「家族への本のプレゼント」企画が行われました。「家族と一緒に読みたい」「家族に読んでほしい」といった想いで、子どもたち一人ひとりが一冊の本を選び、プレゼントを準備しました。「最後まで読み切らなければ」「〇冊読まなければ」といった思い込みは捨て、肩の力を抜いて、一緒に本について親子で楽しく話す時間を作ることを目的としています。

『心と体の健康と読書』をテーマとした講話の中でも、ハードルを下げて“我が家流”で読書を楽しむことの大切さや、読書が心と体の健康にどのように影響するのかなどについてお話いただきました。

実施後、保護者からも家族でその本について話す時間ができて良かったという声も寄せられました。



本の入った家族へのプレゼント



講話『心と体の健康と読書』



◇小学生向け事業図書館ナイトツアー◇

【市立図書館】

閉館後の図書館で、市内の小学生を対象に実施しています。普段は入ることのできない閉架書庫の探検のほか、本の貸出体験やおはなし会を行っています。

その他、本を探すゲームや、お気に入りの本を事前に準備したPOP（※POP（ポップ）とは本の紹介カードのこと）を使って紹介し合うなどの体験もしています。

◇学校図書館での企画展示◇

〈東栄小学校〉

学習に役立つ展示
（戦争について）

学校図書館では、図書館の職員が工夫して、子どもたちが読みたくなるような企画展示を様々なテーマに沿って行っています。

また、先生や図書委員のおすすめ本を展示するなど、普段は手に取らないような本との出会いにも繋げています。

11月には各学校にて「読書まつり」を実施し、展示の充実のほか、読書ビンゴやしおりプレゼント、図書委員や保護者による読み聞かせなどを実施しています。



〈羽黒小学校〉

本に触れるきっかけとなるような展示
企画展示「あおの本」
（青色の本を集めたもの）



中学生の頃

この頃は、生活環境が大きく変わり、様々な要因で読書離れが加速する時期です。電子メディアへの依存もより進み、小学生と比較すると本を読む冊数も激減している現状があります。

読書時間の確保が難しくなる年代ではありますが、朝読書等を通して学校や家庭の中でわずかな時間でも本に触れることが習慣となるような、働きかけが重要です。

また、電子メディアがより身近な存在となっている中で、多くの情報の中から正しい情報を選択する方法を習得する必要があります。本を使うことの重要性を日常の中で大人が伝えていくことが大切です。

学校図書館年間貸出冊数(1人あたり)

小学校							中学校			
(冊)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	(冊)	1年生	2年生	3年生
R6	163.9	189.2	135.5	114.3	88.6	86.3	R6	29.6	25.3	17.2

中学生になると大幅に減少

【主な具体的な取組み】(P.29・30参照)

- ・学校での朝読書等の実施及び読書環境の充実
- ・「青春の煌めき文庫」(YAコーナー)の充実
- ・市立図書館での職場体験・インターンシップの受け入れ
- ・学校図書館便り等による読書推進情報の発信
- ・各種読書活動コンクール及び奨励・表彰の実施
- ・学校図書館関係職員の情報共有及び研修会の実施
- ・文芸創作の芽を育む事業の実施検討(読書ノートの実施検討)
- ・市立図書館での読書や自習のための環境・居場所の提供



「青春の煌めき文庫」YAコーナー

事例紹介～中学生～

◇学校図書館の取り組み◇

〈鶴岡第一中学校・鶴岡第二中学校〉

学校図書館では、学校の行事に合わせた展示のほか、読書週間を中心に企画展示を積極的に行っています。展示場所は、生徒たちの目につきやすい図書館以外にも設けている学校もあり、定期的に内容を入れ替えながら生徒たちが気軽に本を見ることのできる環境を作っています。また、文化祭に合わせてしおりやPOPのコンクールの実施や、国語の授業の中で推し本のプレゼンテーションを行い、紹介カードとともにその本を展示するなど、生徒同士が本について情報交換することに繋がる取り組みも行われています。

行事に合わせた展示



読みたくなるような企画展示
(紅白本合戦・月や秋の星空の本など)



◇市立図書館の取り組み◇

○職場体験の受け入れ

市立図書館では、図書館司書の仕事を体験し、職業・仕事に関して学びを深めるとともに、読書活動推進事業に触れる機会を提供するため、職場体験を受け入れています。カウンター業務のほか、移動図書館(やまびこ号)に乗り、地域の方々や子どもたちと本を通して交流するなど、短期間の中で本や本を楽しむ多くの方との触れ合いができる機会となっています。

○学校図書館支援委員の派遣

司書としての経験を持つ職員を各校の要望に応じて派遣し、学校図書館の運営を支援することを目的として実施しています。よりよい図書館環境の整備を目指し、助言をしながら取り組んでいます。(令和6年度実績 市内小中学校27校 延べ80回派遣)

高校生の頃

勉強や部活の時間がより多くなり、SNS等の普及の影響もあって読書への関心が薄れるとともに、嗜好もより多様になります。市立図書館の利用者は一定数いるものの、多くは自習を目的としてのみの利用となっています。図書館という本に囲まれた環境を利用していることを活かし、気分転換の手段として、また調査研究や目標達成のための手段としての活用についても、広く伝えていくことが大切です。

また、この頃は大人からよりも、同年代での情報共有がより有効です。学校や市立図書館では、読書の有益性を伝えながら、本を手にするきっかけとなるような取り組みをし続けていく必要があります。また、生徒の幅広い関心に対応できる豊富で多様な本が身近にあること、本に関心を持つような情報を提供することが重要です。

授業における学校図書館の計画的な利活用についても、生徒の主体的・対話的で深い学びを实践する機会として積極的に行っていくことが大切です。

【主な具体的な取組み】(P.29・30参照)

- ・「青春の煌めき文庫」(YAコーナー)の充実
- ・市立図書館での職場体験・インターンシップの受け入れ
- ・学校での読書活動推進事業の実施
- ・学校図書館便り等による読書推進情報の発信
- ・各種読書活動コンクール及び奨励・表彰の実施
- ・市立図書館での読書や自習のための環境・居場所の提供
- ・市立図書館と高校図書委員会の連携(※右写真)



学校の真ん中にある“学習センター”

1 本校概要

平成10年4月、鶴岡家政高校、鶴岡西高校が統合し新設されました。令和8年現在、普通科、総合学科ともに各学年3クラス240名定員となっています。普通科は、選択により2年次から人文科学コースと自然科学コースに分かれ、総合学科は美術デザイン、情報ビジネス、家政科学、社会福祉の4つの系列に分かれています。

2 「学習センター」の設置

開校当初から、「新しい時代に適応できる人材の育成」を目指し教育活動がなされています。図書館は校舎の真ん中に“学習センター”の名称で設置されました。通称「学セン」とよばれて活用されています。「学セン」が校舎の全てとつながっていることから、通行も多く展示などの需要の高い場所です。

令和2年度には、子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)の文部科学大臣表彰を受賞しました。



3 取り組み実践

(1) 授業での活用

・年間200時間利用

- 「総合的な探究の時間」「産業社会と人間」
- 「世界史探究」新書を読む

・新聞の活用

- 新聞を活用した教育実践校(NIE実践指定校)に令和6年度指定
- 山形新聞 | 学級 | 新聞の活用

・検索システムの活用

(令和3年度より“カーリル”蔵書検索システム導入)

・図書館オリエンテーション「情報I」で実施

・藤沢周平作品に取り組む(書道部)

・情報端末の活用

(学習センター課に情報化主任を配置)

- 平成25年度からiPad 48台導入
- 令和2年「GIGAスクール構想」により設置された一人一台端末の活用

・「探究学習」コーナーの設置

(学習センター課が探究学習を運営)

“本を読む”の実施

それぞれのテーマに対応した探究カルテ(図書の一覧)から選んで本を読む機会をつくる

(2) 活用しやすい「学セン」の取り組み

生徒視点で「学セン」を変える ～美術デザイン系列と共に～

- ・館内の配置の変更(空間デザイン)
- ・館内掲示の作成(ビジュアルデザインⅡ)
- ・「考える・まとめる・発表する」探究型学習の先駆け



選択するコースや系列で活用可能な種類の雑誌



保育の授業で紙芝居の活用



バリアフリー図書の展示

4 今後の課題

一人一台端末、スマートフォン、生成AIの普及で学びの形が変化しています。じっくり文献を読み込むことで、語彙力を高め、相手に伝えるための共通言語を獲得する、わかりやすく論述するなどの力を育成していくことが必要です。これからの学びには、読書が必要です。

大人になっても

この計画の推進には、大人の読書を推進することがとても重要です。身近にいる大人が習慣的に読書をしている姿は、子どもの読書意欲に大きく影響します。しかしアンケート結果からは、読書好きな保護者が多い一方、読書の時間は確保できていない傾向が見られました。

市立図書館では、市民の多様なニーズに応えた豊富な図書資料で市民の学びや仕事、暮らしを支えるとともに、よりアクセスしやすい図書館であるために、本館と分館の連携と移動図書館（やまびこ号）の運行、団体貸出等を実施しています。その他、様々な企画展示や講座・講演会等を実施し、読書を楽しむきっかけづくりの場を提供し、大人の読書奨励に繋がっています。

また、図書館は誰もが気軽に立ち寄り居心地よく過ごせる場所となり、本との出あいや本を通じた人と人との出会いと交流を生み出せるよう、環境の整備に努めます。

【主な具体的な取組み】(P.30~32参照)

◎大人のため

- ・子どもの読書活動を推進するための講座の開催
- ・読書教育関連研修及び講演会の開催
- ・市立図書館ホームページによる情報発信
- ・市立図書館での新たな利用者開拓に向けた事業の実施検討
- ・市立図書館と他部署との連携展示



他部署との連携企画展示

◎子どもと大人のため

- ・市立図書館の図書資料の充実
- ・子どもに関わる施設への市立図書館からの団体貸出の実施
- ・自動車文庫（移動図書館）による巡回貸出
- ・郷土出身作家の絵本原画展の開催
- ・各種読書活動コンクール及び奨励・表彰の実施



小説家・ライター講座

事例紹介～大人～

◇子どもの読書環境を支える活動◇

本市では読み聞かせサークルが図書館や学校、各地域に存在し、長年にわたり子どもたちに直接本の楽しさを届け続けています。その他にも、子どもたちの読書環境の充実や読書が盛んなまちを目指して、市内で多くの読書団体が活発に活動しています。

～主な活動内容～

- ・子どもの本について学ぶ研修会の実施
(児童文学作家や地元で活躍する有識者を講師とするもの)
- ・読書会
(絵本の持ち寄り、好きな本を朗読し合うなど)
- ・学校図書館を語る会
- ・サークル交流会
- ・好きな本を朗読し合う読書会
- ・読み聞かせボランティア(学校・図書館)
→絵本の読み聞かせ、昔語り(庄内弁)など
- ・地域での親子読書会
- ・絵本などの寄贈(地域の企業・団体・篤志家等)
- ・「私の一冊」エッセーを新聞掲載及び鶴岡市立図書館に展示(本貸出あり)



読書会の様子

本が好き、子どもが好きという人々のネットワークづくりの機会となり、また少人数であっても本についての語り合いの場が活気にも繋がっています。

読み聞かせサークルは市内に多数あり、コロナ禍には中断や解散を余儀なくされたサークルもありましたが、活動する方々の強い思いにより、現在も子どもたちのために継続した活動が行われています。おはなしの楽しさを子どもたちに届け、子どもたちが楽しさを知る入口にもなるような取り組みとして、地域や学校、保護者等が協力し合いながら続けられています。



読み聞かせボランティアによるおはなし会の様子



「私の一冊」展示(市立図書館内)

様々な立場で子どもに関わる大人が、コミュニティの中で読書に親しみを持ち、楽しさを共有し合う環境が充実することで、子どもたちの生活の中にも本と出会う機会に繋がることが期待できます。

読書バリアフリー法について

「読書バリアフリー法」成立 2019年6月

(正式名称:「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」)

- ・誰もが読書のできる社会を目指して、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。
- ・さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを旨とする。



本の種類

○紙の本

- ・大活字本:目の見えにくい方にも読みやすいよう、大きな文字で書かれている(鶴岡市立図書館所蔵有)
- ・点字図書:点字に翻訳(点訳)された本
- ・LLブック:やさしい言葉や絵・記号などでわかりやすく書かれた本(鶴岡市立図書館所蔵有)
- ・布・さわる絵本:さわって絵の形が分かり、しかけなども施された本

○デジタルの本

- ・DAISY(デイジー):本を耳で楽しむことができる録音図書
- ・電子書籍:パソコン・スマートフォン・専用機器で再生できる書籍
目の見えにくい方に配慮されており、文字の大きさや色などを調整できるほか、内容を音声で聞くことができるものもある(山形県立図書館で導入済)



公立図書館の取り組み例

- 対面朗読サービス:書籍を音読者が読み上げるサービス(鶴岡市立図書館にて実施)
- 貸出・郵送サービス:来館が困難な方への郵送サービス
- 機器の利用:拡大読書器やDAISY再生機の貸出サービス
- りんごの棚:紙の資料に限らず、様々なニーズに対応した資料(アクセシブルな資料)を一つの棚に集め、利用者をサポートするもの



その他

- 点字図書館:図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けている。
- サピエ図書館:Web上の電子図書館。
30万タイトル以上の点字・電子図書を、PC等を使って利用可能。
- 国立国会図書館:約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データ等を、インターネット経由で利用可能。

【市立図書館での今後の取り組み】

障害や多言語等に配慮した資料の提供

すべての子どもたちが本に触れることができる環境の整備のため、障害の有無や言語等に配慮した資料の収集に努め、館内での貸出のほか学校や施設等への団体貸出も積極的に行います。また、所蔵している外国語の資料も含めて有効的に活用してもらえよう、より一層の周知に努めます。

第4章 計画推進のために

1 関係機関・施設の連携と情報共有

本計画の推進にあたっては、関係機関、読書ボランティア等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る必要があります。関係機関への団体貸出の活用促進や、他部署との連携強化、情報共有により一層の読書活動の推進を図ります。

また、読書のきっかけとなるような様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連事業の実施について、地域社会と協働し推進を図ります。

2 広報啓発

子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について子どもに関わる全ての市民の理解や関心を深めることが大切です。

市立図書館では、児童室おたよりの発行や読書推進に向けたイベントの開催等で、直接子どもたちへ読書の楽しさを伝えていきます。それとともに、大人に向けた事業もより充実し、発信していくことが重要です。

イベント等のホームページや広報紙での周知のほか、様々な講演会や講座の際に、子ども読書活動推進パンフレットや、赤ちゃん向け絵本リストを活用し、広報啓発に努めます。

3 推進体制の整備

子ども読書活動の推進のため、今後も関係各課からなる庁内会議を設けるとともに、子ども読書活動推進委員会を継続して開催します。推進委員会では、関係機関・団体からの情報を共有するとともに、その計画と取り組みの進捗状況を確認し、一層の推進のため取り組みの見直しを随時行うなど、効果的な推進を目指していきます。

参 考 资 料

【新規】・【継続】・【拡充】：第2次計画からの経過 ●：取り組みをするところ

年代	No.	取り組み	内容
生まれる前	1	<p>プレママ・パパへの読書活動の啓発</p> <p>【継続】</p> <p>●子育て推進課 市立図書館</p>	<p>子育ての始まる前のもうすぐママ、パパになる人たちへ読書活動の啓発をする。</p> <p>・母子手帳交付時にリーフレットを配付 (乳幼児向けおはなし会・図書館利用案内・手遊びの紹介等)</p>
0・1・2歳	2	<p>子育て支援施設での絵本コーナーの配置・充実</p> <p>【継続】</p> <p>●子育て支援センター 児童館・子育て推進課</p>	<p>乳幼児対象施設での絵本コーナーの配置、及び充実を図る。</p> <p>【対象施設】</p> <p>・こども家庭センター ・まんまルーム</p> <p>・各子育て支援センター(13施設)</p> <p>・中央児童館 ・西部児童館 ・南部児童館</p> <p>・暁光児童館 ・大山児童館 ・藤島児童館</p>
	3	<p>ブックスタート事業の実施 (7か月児健康相談時)</p> <p>【継続】</p> <p>●社会教育課・健康課・市立図書館</p>	<p>絵本を通しての親子のふれあいや読書の大切さを保護者に説明するとともに、絵本の読み聞かせを実施し、絵本1冊、おすすめ本リスト等を贈呈する。</p>
	4	<p>乳幼児健診会場への絵本コーナーの配置・充実</p> <p>【継続】再開</p> <p>●健康課・市立図書館</p>	<p>市立図書館の団体貸出を利用して、健診会場内に絵本コーナーを設置し、待ち時間に自由に、親子で絵本に親んでもらう機会を提供する。</p> <p>【対象健診】1歳6か月児健診</p>
	5	<p>絵本の読み聞かせの実施</p> <p>【継続】</p> <p>●家庭・保育園・認定こども園 子育て支援施設</p>	<p>絵本の読み聞かせを実施する。</p> <p>・家庭(家族)による読み聞かせ</p> <p>・保育園、認定こども園での読み聞かせ</p> <p>・子育て支援施設での読み聞かせ</p>
	6	<p>市立図書館でのおはなし会の実施</p> <p>【継続】</p> <p>●市立図書館</p>	<p>乳幼児の親子に向けた絵本のおすすめのおはなしをするとともに、おはなし会を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>絵本のほか、わらべうたや手遊び等</p> <p>・第2日曜日、第4水曜日 午前11時～(月2回)開催</p>
	7	<p>乳幼児サークル等への支援</p> <p>【継続】</p> <p>●子育て推進課 市立図書館</p>	<p>・乳幼児サークル等へ絵本の読み聞かせ等の啓発をする。</p> <p>・子育て支援に関わる施設での育児講話において、出張貸出を行う。</p>
	8	<p>赤ちゃんを楽しみたい絵本リスト(0・1・2歳向)の作成・周知</p> <p>【継続】</p> <p>●市立図書館</p>	<p>おはなしボランティアの協力によりおすすめの絵本リストを作成し、周知する。</p>

0 ・ 1 ・ 2 歳	9	子育て応援ギフト事業 【新規】 ●健康課	出産後の乳児訪問時に親子の愛着形成やスキンシップを促す童謡やわらべうたなどを歌い聞かせる保護者向けの絵本を贈る。 【対象】生後4か月未満の児の保護者
			1歳6か月児健診時にセカンドブックとして、歯みがきや手洗いなど生活習慣の確立を促す。 【対象健診】1.6歳児健診
3 ・ 4 ・ 5 歳	10	保育園・認定こども園での絵本コーナーの配置・充実 【継続】 ●保育園・認定こども園 子育て推進課	保育園・認定こども園に図書コーナーを設置し、図書資料の充実を図り、家庭への貸出を実施する。 ・市立図書館からの団体貸出も活用
	11	乳幼児健診会場への絵本コーナーの配置・充実 【継続】再開 ●健康課 市立図書館	市立図書館の団体貸出を利用して、健診会場内に絵本コーナーを設置し待ち時間に、自由に親子で絵本に親しんでもらう機会を提供する。 【対象健診】・3歳児健診
	12	絵本の読み聞かせの実施 【継続】 ●家庭・保育園・認定こども園 子育て支援施設	絵本の読み聞かせを実施する。 ・家庭(家族)による読み聞かせ ・保育園、認定こども園での読み聞かせ ・子育て支援施設での読み聞かせ
	13	おはなし会の実施 【継続】 ●子育て支援センター・児童館 保育園・幼稚園・認定こども園 市立図書館	子どもに関わる施設、保育園、認定こども園、市立図書館で、子どもたちが絵本やおはなしと触れ合う機会として、おはなし会を充実させる。
	14	保護者への読書活動の啓発 【継続】 ●子育て支援センター 保育園・認定こども園・市立図書館	子どもに関わる施設、保育園、認定こども園発行のおたより等による読書推進情報を発信する。 また、親子行事、保護者参観等で読書活動推進に関する研修会等を開催する。
小 学 生	15	小学校の読書環境の充実 【継続】 ●小学校 市立図書館	学校図書館の図書資料の充実を図る。 また、市立図書館の団体貸出を利用し、学級文庫の設置や授業への活用を促進する。 【目標】 資料整備率として学校図書館蔵書達成率を、全学校100%以上とする。
	16	小学校での読書活動推進事業の実施 【継続】 ●小学校	各校において、図書館運営年間計画のもと、読書推進活動の充実を図る。 【取り組み例】 ・朝読書・読書週間事業・読書郵便・おはなし会 ・読書マラソン(読書のたび)・読書記録(カード) ・親子読書・読書貯金・読書ビンゴ・図書館クイズ ・先生おすすめの本の紹介・しおりコンクール ・辞書引き大会

小 学 生	17	学校図書館を活用した授業の実施 【継続】 ●小学校 学校教育課	学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業を実施する。
	18	論語抄「親子で楽しむ庄内論語」の配布・活用 【継続】 ●小学校 学校教育課	鶴岡らしい教育を伝える資料として、論語抄「親子で楽しむ庄内論語」を全児童に配布するとともに、学校図書館に配置し授業等で活用する。
	19	読書感想文コンクール 読書感想画コンクールの実施 【継続】 ●小学校 市立図書館	子ども達の読書活動の発表の機会として、読書週間記念読書感想文、感想画コンクールを開催し、表彰、展示会を行う。
	20	小学生のための図書館講座の開催 【継続】 ●市立図書館	子どもたちが本を手取るきっかけ作りとして、子どもたちが興味を持てるテーマを設定した「小学生のための図書館講座」を開催する。
	21	市立図書館での施設見学の受け入れ 【継続】 ●市立図書館	小学校の希望により、自分たちの住んでいる町の公共図書館について学習するとともに、読み聞かせや本の貸出サービスが体験できる施設見学を受け入れる。また、親子行事等による親子での図書館体験を受け入れる。
	22	おはなし会事業の実施 【継続】 ●小学校 市立図書館	子どもたちが、絵本やおはなしと触れ合う機会としておはなし会を充実させる。 ・保護者、ボランティア団体、先生によるおはなし会 ・市立図書館主催のおはなし会
	23	郷土出身絵本作家とのワークショップの開催 【継続】 ●市立図書館 櫛引庁舎総務企画課 読書活動推進市民団体	絵本をより身近に感じてもらうきっかけづくりとして、郷土出身の絵本作家と一緒にワークショップを実施する。
	24	学校図書館利用オリエンテーションの実施 【継続】 ●小学校	小学校による学校図書館利用オリエンテーションを実施する。
	25	学校図書館便り等による読書推進情報の発信 【継続】 ●小学校	各校発行のおたより等により読書推進情報を発信する。
	26	おすすめの本リスト等の作成・配布 【継続】 ●小学校	子どもの年代に合わせた本のリストを作成し、配布する。また、読書週間事業等でのおすすめの本の紹介をする。 ・必読図書、推薦図書リスト ・先生、学校司書、図書委員会等によるおすすめの本

小学生	27	市立図書館利用促進事業の実施 【拡充】 ●市立図書館	市立図書館利用促進のため事業を実施する。 ・利用案内の配布 ◇小学生(夏の図書館利用) ◇新1年生保護者向け ◇教員向け(団体貸出利用についても含む) ・小学1年生への利用カード配付 ・図書館ナイトツアーの実施 ・図書館リレー企画の実施
	28	学校図書館関係職員の情報共有及び研修会の実施 【継続】 ●小学校・管理課 学校教育課・市立図書館	学校図書館関係職員の情報共有と資質向上のための研修を実施する。 ・学校図書職員新任者研修 ・学校図書職員研修
	29	学校図書館支援員派遣による学校図書館の支援と連携 【継続】 ●小学校・管理課 学校教育課 市立図書館	司書としての経験を持つ支援員を、市立図書館から各校の要望に応じて派遣し、学校図書館の運営を支援する。
中学生・高校生	30	中学校の読書環境の充実 【継続】 ●中学校 市立図書館	学校図書館の図書資料の充実を図る。 また、市立図書館の団体貸出を利用し、学級文庫の設置や授業への活用を促進する。 【目標】 資料整備率として学校図書館蔵書達成率を、全学校100%以上とする。
	31	「青春の煌めき文庫」(YAコーナー)の充実 【継続】 ●市立図書館	市立図書館におけるYAコーナー「青春の煌めき文庫」の充実を図る。 ・高等学校図書司書のおすすめの本の展示 ・全国高等学校ビブリオバトル参加作品等の紹介 ・職業、就職関係図書資料の充実
	32	市立図書館での職場体験・インターンシップの受け入れ 【継続】 ●中学校・高等学校 市立図書館	図書館司書の仕事を体験し、職業・仕事に関して学びを深めるとともに、読書活動推進事業に触れる機会を提供し、読書推進の一助とするため、中学生・高校生の職場体験、インターンシップを受け入れる。
	33	学校での読書活動推進事業の実施 【継続】 ●中学校・高等学校	各校において、図書館運営年間計画のもと、読書推進活動の充実を図る。 【取り組み例】 ・朝読書 ・読書週間事業
	34	学校図書館を活用した授業の実施(中学校) 【継続】 ●中学校 学校教育課	学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業を実施する。
35	論語抄「親子で楽しむ庄内論語」の配布(中学校) 【継続】 ●中学校・学校教育課	鶴岡らしい教育を伝える資料として、論語抄「親子で楽しむ庄内論語」を市内中学校に、資料として整備する。	

中学生・高校生	36	学校図書館利用 オリエンテーションの実施 【継続】 ●中学校・高等学校	中学校、高等学校による学校図書館利用オリエンテーションを実施する。
	37	学校図書館便り等による 読書推進情報の発信 【継続】 ●中学校・高等学校	各校発行のおたより等により読書推進情報を発信する。
	38	おすすめの本等の紹介 【継続】 ●中学校・高等学校	読書週間事業等でのおすすめの本の紹介をする。 ・先生、学校司書、図書委員会等によるおすすめの本
	39	市立図書館利用案内の配布 (中学校) 【継続】 ●市立図書館	市立図書館利用案内(教員向け)を作成し、配布する。
	40	学校図書館関係職員の情報共有 及び研修会の実施 (中学校) 【継続】 ●中学校・管理課・市立図書館	学校図書館関係職員の情報共有と資質向上のための研修を実施する。 ・学校図書職員新任者研修 ・学校図書職員研修
おとな	41	子どもの読書活動を推進する ための講座の開催 【継続】 ●市立図書館	子どもの読書活動を推進するために、大人ができることを研修する講座を開催する。 (これまでに実施した講座のテーマ) ・「本といっしょ～子どもの成長に合わせた本選び～」 ・「物語を読む楽しさ～絵本から幼年文学への移行を中心に～」
	42	読書教育関連研修及び講演会の開催 【継続】 ●社会教育課	家庭教育支援事業等により、家庭での読み聞かせ、読書活動推進となる講演会、研修会を開催する。
	43	子ども読書活動推進計画 パンフレットの作成・配布 【継続】 ●市立図書館	子ども読書活動推進計画のわかりやすいパンフレットを作成し、配布する。読書の意義や大切さ、また楽しさについて周知、啓発する。
	44	市立図書館ホームページによる情報発信 【継続】 ●市立図書館	市立図書館ホームページにて、読書活動推進事業等の情報を発信する。 【掲載内容】 ・「鶴岡市子ども読書活動推進計画及び概要版」 ・児童室おたより「シャワー」 ・おすすめの本リスト ・おはなし会他子ども向け事業 ・大人のための読書活動推進事業
	45	市立図書館(本館)「読書活動告知板」による読書活動情報提供 【継続】 ●市立図書館	読書活動団体による各種活動に関する情報を、市立図書館(本館)「読書活動告知板」(掲示スペース)で共有する。また、市立図書館ホームページで発信する。

おとな	46	市民のための読書活動推進事業の実施 【継続】 ●おはなしボランティア団体 読書活動推進市民団体 藤沢周平記念館 致道ライブラリー 市立図書館・郷土資料館	市民の読書活動を推進するための事業等、広く読書活動のきっかけづくりとなる事業を実施する。 【事業内容】 ・朗読会 ・読書会 ・絵本の勉強会 ・読書活動関連講演会 ・読書活動関連ワークショップ ・懇話会 ・山形小説家、ライター講座鶴岡出張講座 ・郷土資料館 企画展示 ・古文書解読講座 ・歴史講演会 ・郷土史講座
こども・おとな	47	市立図書館の図書資料の充実 【継続】 ●市立図書館	市立図書館における児童図書、一般図書の充実を図る。
	48	市立図書館おすすめ絵本コーナーの設置 【継続】 ●市立図書館	市立図書館（本館・分館）にて、子どもにおすすめの絵本コーナーを設置する。 ・2歳以下の乳児におすすめの絵本 ・子どもにおすすめの絵本 ・読み聞かせ用おすすめ絵本 ・おはなしボランティアのおすすめの本（夏のえほんまつり期間中展示） ・0.1.2歳より少し大きい子と楽しむ本
	49	子どもに関わる施設への市立図書館からの団体貸出の実施 【継続】 ●市立図書館	市立図書館における団体貸出を実施し、各施設の児童図書の充実を図る。 ・学級文庫 ・学習や各活動の参考資料 ・読み聞かせおすすめ絵本セット ・子育て支援施設「育児講話」 ・児童館のイベントへの団体貸出
	50	自動車文庫（移動図書館）による巡回貸出 【継続】 ●市立図書館	自動車文庫を定期運行（6ヶ所、毎月1回）し、図書貸出サービスの充実を図る。 【運行場所】 保育園、認定こども園、小学校、公民館、集会所
	51	郷土出身作家の絵本原画展の開催 【継続】 ●市立図書館	印刷されたものではない絵本の原画に触れ、絵本に一層親しむ機会にするために、郷土出身の絵本作家の原画展を開催する。 ※保育園、認定こども園等は団体観覧も受付している。
	52	市立図書館・郷土資料館での参考相談（レファレンス）の実施 【継続】 ●市立図書館・郷土資料館	調べ学習、自由研究、また郷土に関する資料の案内、参考相談、求めるテーマに沿った図書資料を提供する。
53	各種読書活動コンクール及び奨励・表彰の実施 【継続】 ●社会教育課 市立図書館	市民の読書活動の発表の機会として、様々な分野のコンクールを開催し、展示会等を行う。また、市民の読書活動を奨励し、表彰する。 ・高山樗牛賞・奨励賞 ・上野甚作短歌募集 ・手づくり絵本、紙芝居コンクール	

こ ど も ・ お と な	54	「子ども読書の日」(4月23日)・「文字・活字文化の日」(10月27日)の啓発事業の実施 【継続】 ●市立図書館	「子ども読書の日」及び「文字・活字文化の日」に合わせた啓発事業を実施する。 ポスター啓発及び、読書活動推進をテーマとした展示等を実施。
	55	市立図書館の企画展示の実施 【継続】 ●市立図書館	市民の読書活動の啓発として、市立図書館(本館・分館)で企画展示を実施する。
	56	市立図書館 児童室おたより「シャワー」の発行・配布 【継続】 ●市立図書館	市立図書館、おはなしボランティア「おはなしポケット」と連携して児童室おたより「シャワー」を毎月発行し、配布する。 【掲載内容】 ・おはなし会等、読書活動推進事業情報 ・「子ども室の本棚から」(おすすめの児童書) ・ポケットの穴からこぼれた話 (メンバーの絵本との出会い等を紹介) ・てあそび、わらべうた など

※ **囲み箇所**について

鶴岡市子ども読書活動推進計画において特に重要ととらえている部分

○子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鶴岡市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市子ども読書活動推進計画を策定し、及び推進するために、鶴岡市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の推進に関すること。

(委嘱)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関・団体の代表又は構成員
- (3) 公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、2名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育長が任命する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成28年3月31日までとする。

鶴岡市子ども読書活動推進委員会委員名簿

任期:令和6年8月1日~令和8年7月31日

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
1	井 上 裕 子	おはなしボランティアおはなしポケット会長
2	渡 邊 敦	株式会社 SHONAI BahnFusion SORAI 館長
3	三 浦 洋 介	学識経験者
4	谷 江 る み	民田保育園 主任保育士
5	粕 谷 温 子	鶴岡市立朝暘第二小学校長
6	石 川 敦	鶴岡市立鶴岡第一中学校長
7	田 村 裕	山形県立鶴岡中央高等学校長
8	佐 藤 まりこ	鶴岡市PTA連合会母親委員長
9	富 田 喜 美 子	公募委員

概要版 第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画(案)

令和8年度～

子どもが過ごす家庭、学校、地域などのあらゆる場所に本があり、年齢に応じた多様な本との出会いが生まれることは、子どもたちの心の豊かさや主体的な学びを育みます。大人がその意義を理解し、子どもに寄り添いながらその読書活動を温かく見守ることで、子どもには読書が身近なものとなります。

本計画は、家庭、学校、地域などが連携し、本に触れ楽しさを知るきっかけを広げるとともに、読書環境の整備を通して、生涯にわたる学びへとつながる子どもの読書活動を推進することを目指しています。

計画の対象 0歳から18歳まで
※読書活動の推進については、大人を含むすべての市民を対象とします

目指す子どもの読書活動の姿
「本といっしょ」
読書の楽しさを知ることによって言葉を育み、主体的に考え豊かに表現する子ども

基本方針<3本の柱>

子どもの近くに本がある暮らし

子どもの視点に立った取組みの実施や、学校図書館の充実等により、身近に本がある環境の中で、自然と本に触れ合い、読書の習慣化を目指します。

子どもの近くに本の渡し手がいる暮らし

身近にいる人々の協力により様々な場面で子どもが本に興味を持つきっかけづくりを行い、自主的に本に親しむ環境をつくります。

子どもの近くに読書活動を見守る人がある暮らし

子どもたちを取り巻く環境の変化にも対応しながら、読書環境を確保し活動を見守ります。また、多様な子どもたちに適応した読書環境を整備します。

数値目標



参考数値

学校図書館での貸出年間冊数 [市内小学校・中学校] (生徒1人あたり)	令和6年度実績
	〈小学校〉1年生:163.9冊 2年生:189.2冊 3年生:135.5冊 4年生:114.3冊 5年生: 88.6冊 6年生: 86.3冊 〈中学校〉1年生: 29.6冊 2年生: 25.3冊 3年生: 17.2冊

年代別 子どもの読書活動推進のための取り組み

- プレママ・パパ**
子どもが生まれる前から、読み聞かせや本に触れる大切さを伝え読書活動を支援します。
○母子手帳交付時リーフレット配布
- 0・1・2歳児**
“たねまき”の時期であり、五感で本の楽しさを感じる機会を提供します。
○ブックスタートの実施 ○乳幼児検診会場への絵本コーナーの設置
○子育て応援ギフト事業(R6年度～)
- 3・4・5歳児**
周りの大人が積極的に関わり本と親しむ環境をつくることを支援します。
○保育園・認定こども園での絵本コーナーの設置 ○おはなし会の実施
- 小学生**
絵本から児童書へ移行し読む本の幅が広がる時期です。身近な大人が本の渡し手となりきっかけを与える取り組みを行います。
○学校図書館を活用した授業の実施○図書館リレー企画の実施(R6年度～)
- 中学生**
読書離れが加速する時期です。本に触れることを習慣づける働きかけを行います。
○YAコーナーの充実 ○文芸創作の芽を育む事業の実施検討
- 高校生**
同年代での情報共有が有効です。自習を目的とした図書館の利用が多く見られますが、本への関心につながるような情報提供を継続して行います。
○市立図書館と高校図書委員会の連携
○市立図書館での読書や自習のための環境・居場所の提供
- 大人になっても**
多様なニーズに応え、子どもに関わる大人も図書館が過ごしやすい居場所を目指すとともに、読書活動を支援します。
○市立図書館と他部署との連携展示
○市立図書館の新たな利用者開拓に向けた事業の実施検討



ブックスタート
(7カ月児健診時絵本のプレゼント)



市立図書館ナイトツアー
(図書館の楽しさを体験)



市立図書館と他部署との連携展示
(図書館リレー企画“雛菓子作り”)

計画推進のために

- ①関係機関・施設の連携と情報共有
関係機関への団体貸出の活用の促進や、他部署との連携強化、情報共有により一層の読書活動の推進を図ります。
- ②広報啓発
子どもに関わる全ての市民の理解や関心を深めるため、大人向けの事業も充実させ啓発に努めます。
- ③推進体制の整備
情報を共有しながら計画と取り組みの進捗状況を確認し、一層の推進のため見直しを随時行うなど、効果的な推進を目指していきます。

読書バリアフリー

2019年6月「読書バリアフリー法」成立
障害の有無に関わらず全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律
～今後の図書館での取り組み～
障害や多言語等に配慮した資料の提供に努めます
館内での貸出のほか、学校や施設等への団体貸出も積極的に行います

「第3次鶴岡市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見公募の結果

1 概要

(1) 募集期間 令和8年2月18日（水）から令和8年3月20日（金）まで

(2) 意見提出者 2名 意見総数 2件

2 いただいたご意見への対応状況

分類	対応状況	意見数
賛同	素案に対して同趣旨の意見、賛同をいただいたもの	0
修正	ご意見の趣旨を参考にして案を修正したもの	0
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	2
合 計		2

3 意見と意見に対する考え方

○ご意見の内容により分類して掲載しております。

○ご意見について一部要約等を行っている場合があります。

(1) 素案に対して同趣旨の意見、賛同をいただいたもの

No.	ページ	ご意見	分類	ご意見に対する考え方
		なし	参考	

(2) ご意見の趣旨を参考にして案を修正したもの

No.	ページ	ご意見	分類	ご意見に対する考え方
		なし		

(3) 今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの

No.	ページ	ご意見	分類	ご意見に対する考え方
1	全体について	<p>第三次ともなると、今までの計画の焼き直しが多く、目新しいに欠けてくる。読書活動というものはある意味で普遍的なものだから、そう目新しさを求める必要はないのかもしれないが、子どもたちを取り囲む環境が日々変わる中では、何か新しい切り口とかがあってもいい。</p> <p>特に、探究心を養うとか知的好奇心を刺激する図書館行政があってもいい。幼年期から、新しい技術や科学の進歩に触れさせる施策などがあってもいい。</p> <p>その一方で、デジタル化への反動として、アナログ的なことによる、創作への刺激も欲しい。物語や詩、歌を書くことへの刺激とか。</p> <p>また、幼年期からでも、古典の名作に触れさせる機会や、金子みすゞなど、世代を超えて、愛される作家と作品の紹介など。</p>	参考	現代の子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化してきており、継続的に対応していくことが求められていると考えております。いただいたご意見は、今後の計画の推進の参考とさせていただき、子どもたちの読書活動の推進に努めて参ります。

2	全体について	<p>市立図書館建設計画が中断しているようで、とても残念に思う。</p> <p>市立図書館は、特に中学高校生の居場所としての役割に期待していた。そもそも鶴岡は、中高生の居場所が少ない。</p> <p>一番多感な時期に、ゆったりと本に触れたり、友達とのんびり本を選んだり、読んだりしながら、図書館という空間の楽しさを味わってほしかった。</p> <p>今の図書館でもできるのではないかと思われそうだが、「新図書館ができたので、面白そうだから行ってみよう」という強い動機付けになると思う。広くきれいで多機能で楽しいところであれば、図書館への興味・本への興味も増してくるだろう。</p> <p>SNS と共存して、自分の居場所の一つに位置付けてほしいと思っていた。</p> <p>財政的な問題からの棚上げと思うが、子どもの成長は早い、延び延びになっているうちに大人になってしまう。県内でもミライニや長井市や山形市の図書館など、たくさんの成功事例があるので、ぜひ優先して進めてほしい。将来を担う子どもたちのために、また地域の交流を活性化するためにも図書館建設を強く要望したい。</p>	参考	<p>図書館の老朽化による改築については、財政状況を総合的に判断し、一旦整備時期を見直すこととしたところですが、整備の在り方の検討は、継続して進めて参ります。</p> <p>子どもたちの居場所という役割は、近年より高まっています。建替えまでの期間はソフト事業の充実を図りながら、子どもや家族が気兼ねなく過ごせる空間を整備し、子どもの読書活動と個性を尊重した学びを支えて参ります。</p>
---	--------	--	----	---

議第12号

鶴岡市学校施設長寿命化計画の改定について

鶴岡市学校施設長寿命化計画について、別紙のとおり改定するものとする。

令和8年3月25日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤和則

鶴岡市学校施設長寿命化計画 (案)



令和3年3月策定
令和8年3月改定
鶴岡市教育委員会

目 次

第1章 学校施設の長寿命化計画改定の背景・目的等

①背景	1
②目的	1
③計画期間	1
④対象施設	1

第2章 学校施設の実態

①対象施設一覧	2
②対象施設配置状況	3
③児童・生徒数の推移	5
④小・中学校の学級数の推移	5
⑤施設関連経費の推移	6
⑥学校施設の保有量	6
⑦学校施設の老朽化の評価方法と検証	7
⑧学校施設の老朽化などの実態	8
⑨学校別健全度評価一覧	9

第3章 学校施設の整備方針

①学校のあるべき姿と取組方針	12
②長寿命化と建替えに関する判断の考え方	13
③施設整備サイクル	14
④施設整備の課題	14
⑤今後の維持・更新コスト比較（従来型と長寿命化型）	15
⑥直近5年の実施計画	16
⑦附随する施設の整備について	17

〈資料編〉

①学校施設の規模・配置計画方針	18
②建築物の目標年数	18
③建築物の将来活用方策に係る判定フロー	19
④修繕・改修サイクルによる標準的な工事内容（例）	20

1 学校施設の長寿命化計画改定の背景・目的等

1 背景

平成28年度に策定した「鶴岡市公共施設等総合管理計画」（令和8年3月改訂）において、小中学校施設は市の公共施設全体の約3割を占め、そのうち約5割が築30年を経過しており、今後の老朽化対策が課題となっています。

また人口減少や少子高齢化が進み、財源不足等が懸念されている中で、学校施設の更新や需要が高まるとともに、時代に合わせた学習環境整備が求められており、適切な施設改修や維持管理、施設の有効活用、財政負担の平準化など公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

2 目的

老朽化の進んだ学校施設については、これまで一般的に建築後40～50年程度で改築（建て替え）が行われていましたが、本市に限らず全国的に公共施設の更新時期を迎えている中で、保有施設の長寿命化による有効活用や維持保全の効率化による、財政負担軽減が重要な課題となっています。

既存建物を耐用年数まで長く使い続ける長寿命化計画の導入は、従来の40～50年で改築する整備計画に比べて工事費が抑えられることから、中長期的に見て財政負担の軽減に有効と考えられています。

本計画は、「鶴岡市公共施設等総合管理計画」で取りまとめられた学校施設の維持管理方針に基づき、学校施設・設備の更新・改修及び維持保全の中長期的な見通しを示し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、安全・安心な教育環境を継続的に確保することを目的として、令和3年3月に策定された「鶴岡市学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」）を今般改訂するものです。

3 計画期間

本計画対象期間：令和8（2026）年度～令和12（2031）年度の5年間

長寿命化計画は、令和3年度（2021）から令和33年度（2050）までの30年間の計画とし、原則として5年ごとに見直しを行うものとします。

なお、児童・生徒数の変化、社会経済情勢、国の補助制度の動向等により早急な対応が必要な場合には、随時見直すものとします。

4 対象施設

長寿命化計画における対象施設は、令和7年5月1日現在の以下の施設とします。

学校区分	学校数	棟数
小学校	26校	79棟
中学校	11校	30棟
計	37校	109棟

2 章 学校施設の実態

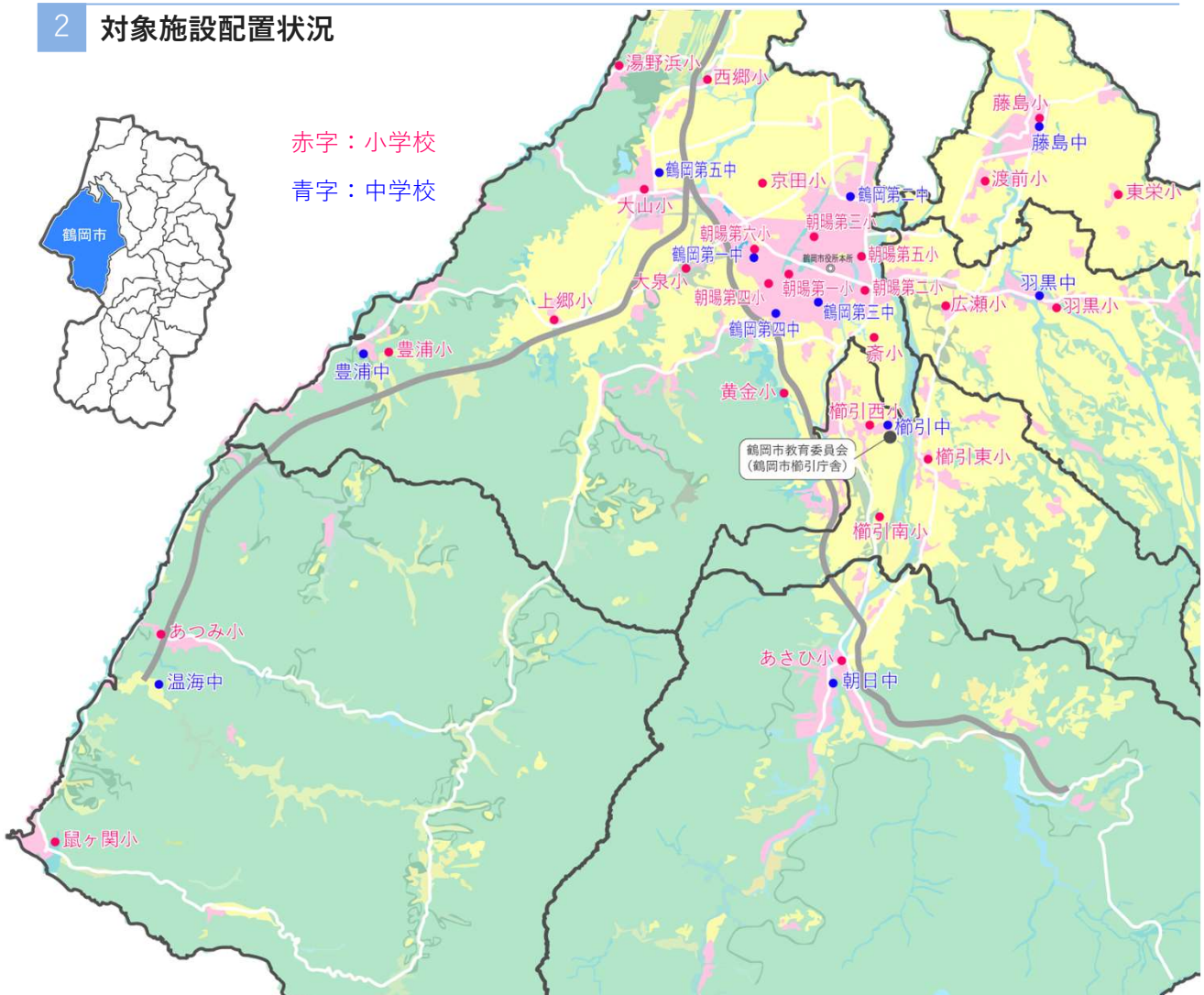
1 対象施設一覧

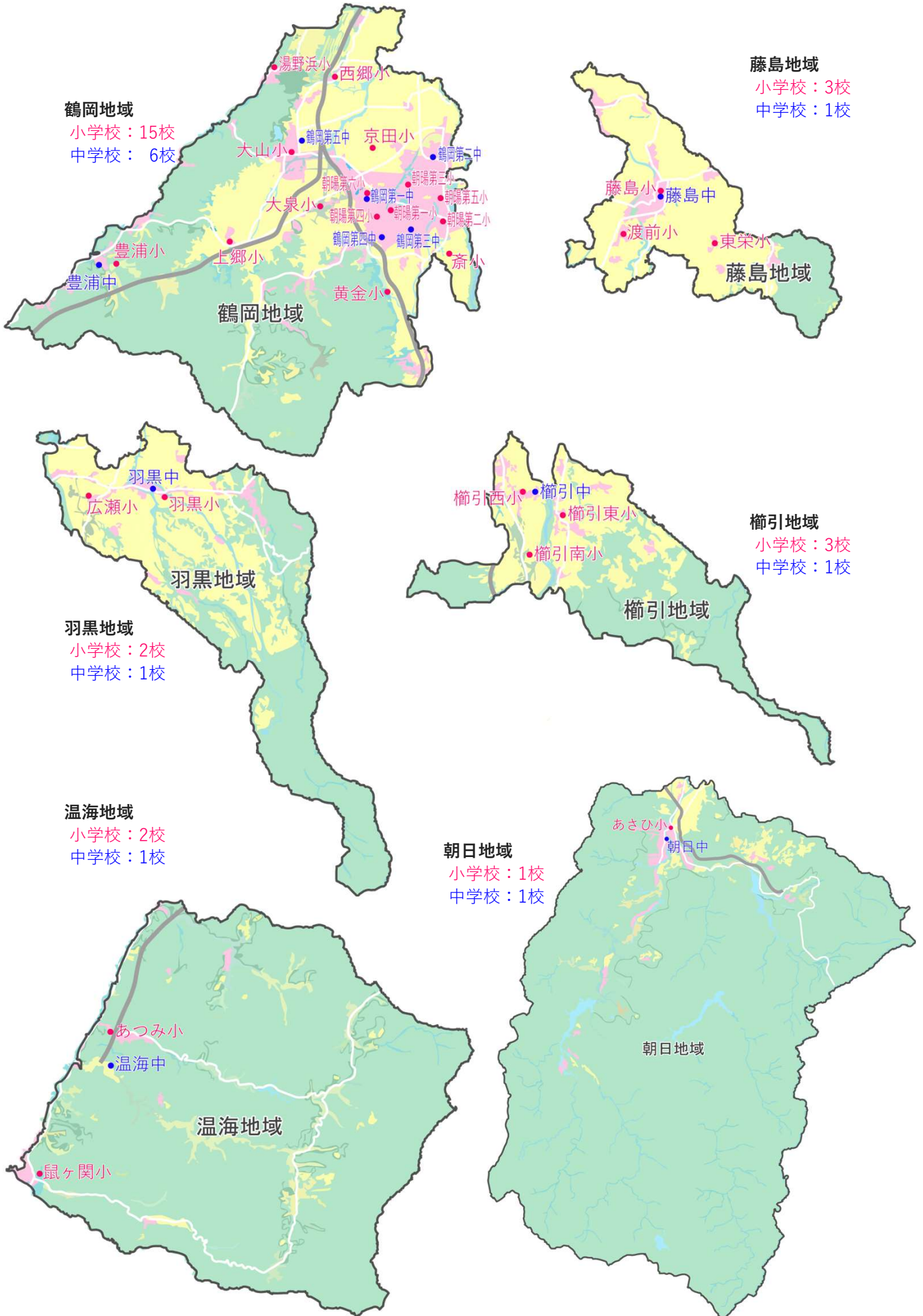
令和7年5月1日時点

施設名	所在地	児童数			学級数			
		普通	特別支援	計	普通	特別支援	計	
小学校	朝陽第一小学校	鶴岡市文園町2番1号	490	29	519	18	7	25
	朝陽第二小学校	鶴岡市東原町25番1号	245	13	258	10	4	14
	朝陽第三小学校	鶴岡市新形町17番24号	528	24	552	18	6	24
	朝陽第四小学校	鶴岡市柳田字田中28番地1	512	30	542	18	6	24
	朝陽第五小学校	鶴岡市切添町15番4号	327	28	355	12	7	19
	朝陽第六小学校	鶴岡市淀川町9番70号	497	24	521	18	6	24
	斎小学校	鶴岡市我老林字野中川原51番地	105	3	108	6	2	8
	黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48番地	62	2	64	6	2	8
	大泉小学校	鶴岡市白山字西野148番地	113	5	118	6	2	8
	京田小学校	鶴岡市高田字下村104番地	118	7	125	6	2	8
	上郷小学校	鶴岡市みずほ33番地3	75	3	78	6	2	8
	豊浦小学校	鶴岡市三瀬字菖蒲田88番地1	69	3	72	6	2	8
	湯野浜小学校	鶴岡市湯野浜一丁目16番38号	75	2	77	6	1	7
	大山小学校	鶴岡市大山二丁目20番1号	289	12	301	12	4	16
	西郷小学校	鶴岡市下川字樋渡100番地	56	2	58	5	1	6
	藤島小学校	鶴岡市藤の花二丁目1番地1	242	4	246	10	2	12
	東栄小学校	鶴岡市川尻字町上14番地	61	1	62	5	1	6
	渡前小学校	鶴岡市渡前字中屋敷1番地	40	5	45	4	2	6
	羽黒小学校	鶴岡市羽黒町荒川字花沢4番地	163	7	170	6	2	8
	広瀬小学校	鶴岡市羽黒町後田字下田元9番地	126	5	131	6	3	9
	榎引東小学校	鶴岡市黒川字小在家90番地	58	3	61	6	2	8
	榎引西小学校	鶴岡市上山添字文栄1番地	170	9	179	6	3	9
	榎引南小学校	鶴岡市東荒屋字竹の内212番地	62	3	65	6	2	8
	あさひ小学校	鶴岡市下名川字落合2番地	94	4	98	6	3	9
	あつみ小学校	鶴岡市温海字荻田240番地1	97	6	103	6	2	8
	鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497番地2	42	1	43	4	1	5
小学校 計		4,716	235	4,951	218	77	295	

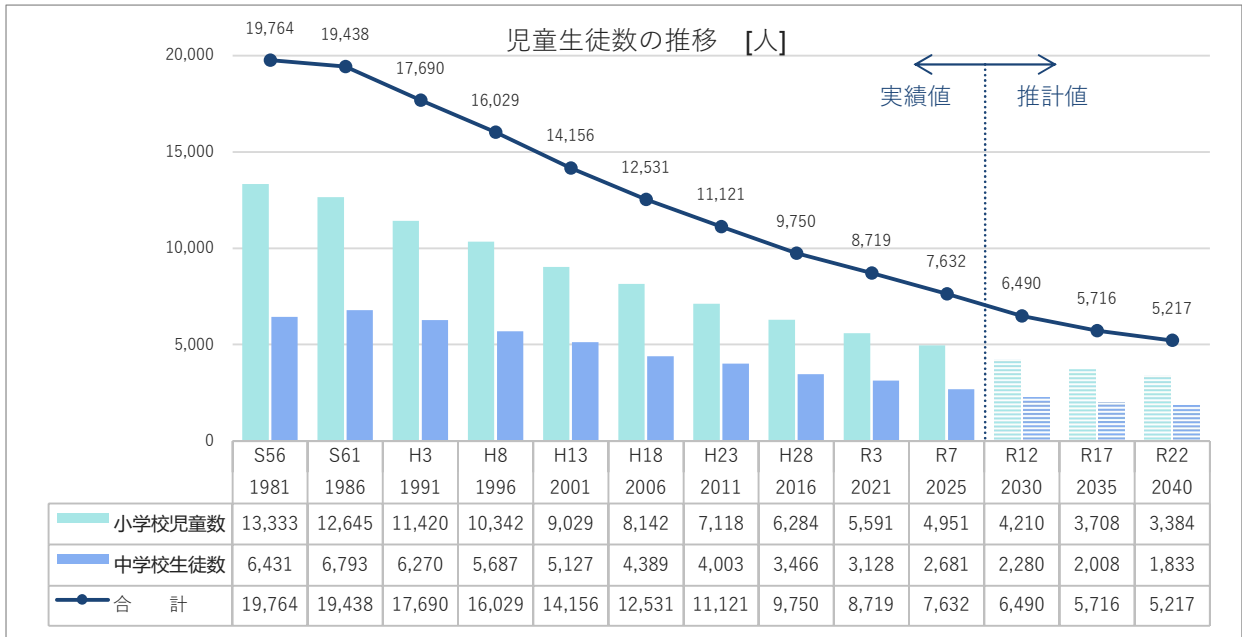
施設名	所在地	生徒数			学級数		
		普通	特別支援	計	普通	特別支援	計
鶴岡第一中学校	鶴岡市道田町1番82号	488	14	502	16	5	21
鶴岡第二中学校	鶴岡市宝田二丁目8番34号	366	14	380	13	4	17
鶴岡第三中学校	鶴岡市城南町25番1号	457	16	473	15	4	19
鶴岡第四中学校	鶴岡市小真木原町3番1号	285	6	291	10	3	13
鶴岡第五中学校	鶴岡市大山字若柳271番地	250	14	264	9	5	14
豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33番地2	50	2	52	3	1	4
藤島中学校	鶴岡市藤島字笹花86番地1	207	5	212	7	2	9
羽黒中学校	鶴岡市羽黒町荒川字宮東28番地1	182	7	189	7	3	10
櫛引中学校	鶴岡市上山添字文栄86番地	150	3	153	6	2	8
朝日中学校	鶴岡市本郷字笹目50番地	60	1	61	3	1	4
温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35番地	99	5	104	3	2	5
中学校計		2,594	87	2,681	92	32	124
小・中学校合計		7,310	322	7,632	310	109	419

2 対象施設配置状況





3 市立小・中学校の児童・生徒数の推移 ※致道館中学校・養護学校生徒数を除く



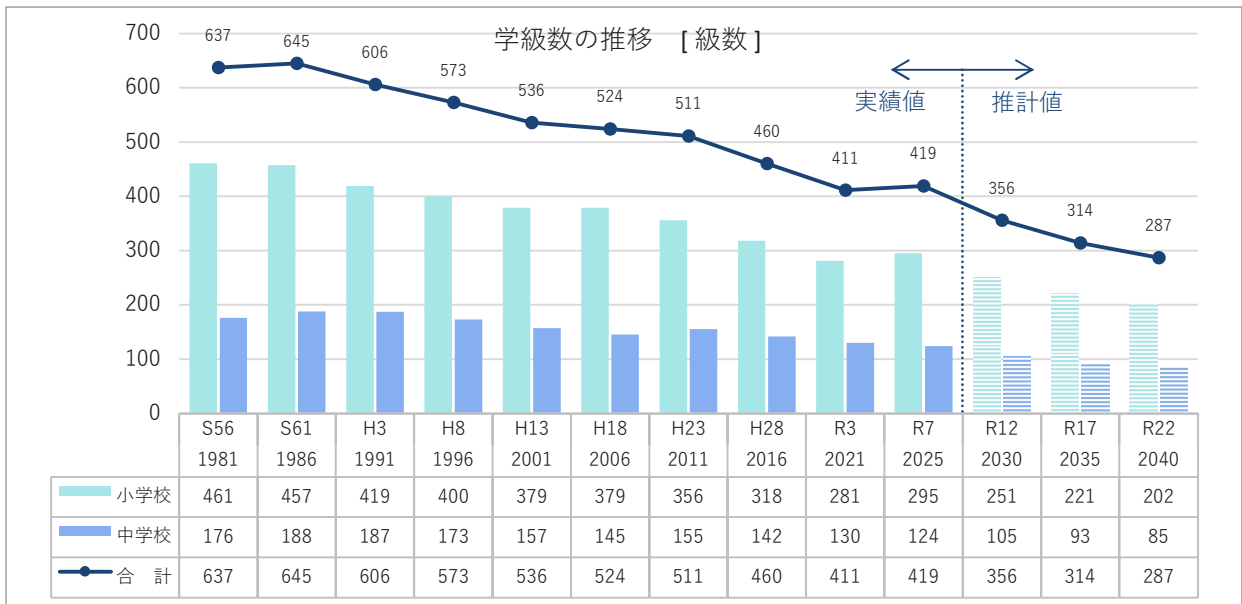
児童・生徒数は、平成23年時点で11,121人だったものが、令和3年では8,719人となっており、10年間で約21.6%減少し、総人口に比例して減少傾向で少子化が進んでいます。

※ 昭和56年（1981）から平成28年（2016）の数値は学校基本調査の数値による

※ 令和2年（2020）の数値は令和2年5月1日の学校基本調査数値による

※ 令和7年（2025）、令和12年（2030）、令和17年（2035）の児童生徒数は、社人研推計準拠による0～14歳までの範囲で人口減少率を利用して算出

4 小・中学校の学級数の推移



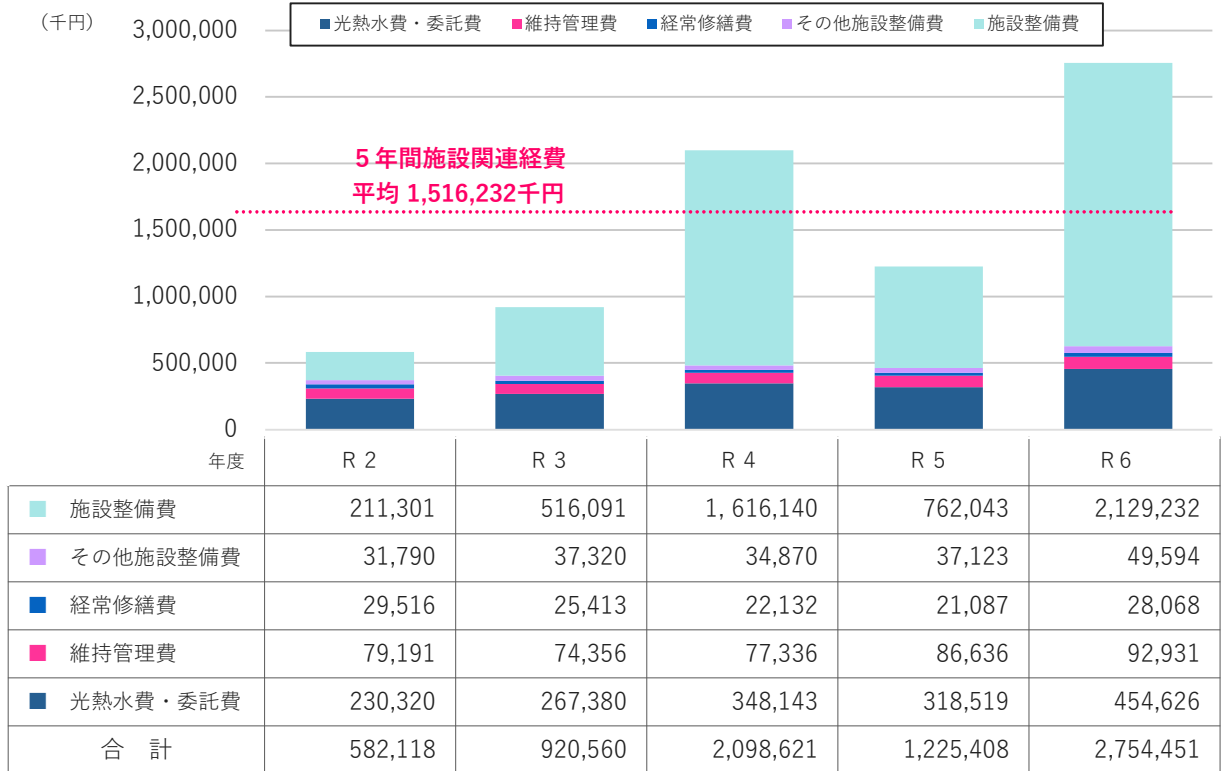
学級数については児童・生徒数に比べ横ばい気味ですが、これは特別支援学級の必要数が近年増えているのが要因と考えられ、一部の小学校では複式学級化しなければいけない状況が発生しています。

※ 学級数の将来推計は学区ごとの児童生徒数推移が出てこないため、令和2年（2020）の学級数

小学校4,951人/295 教室≒16.78人/1学級、中学校2,681人/124学級≒21.62人/1学級と

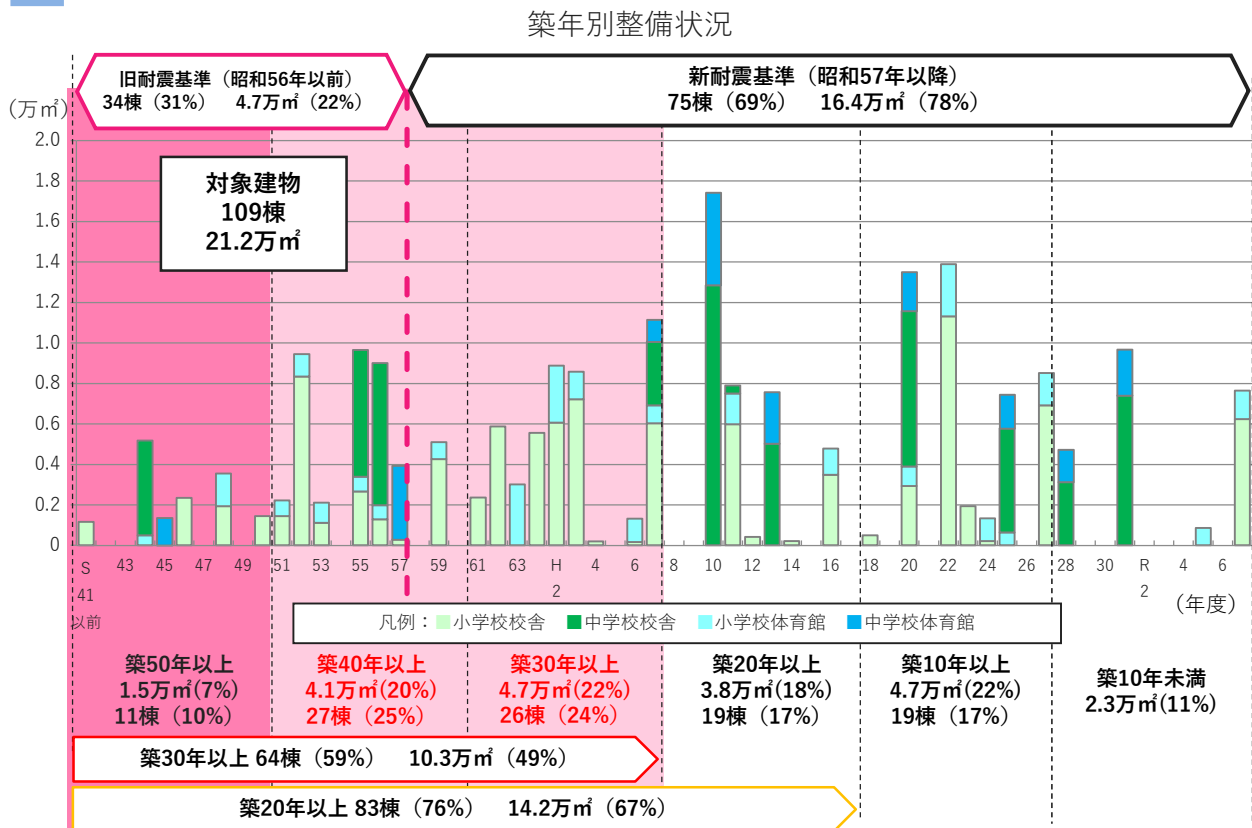
して算出

5 施設関連経費の推移



直近5年間の実績では、令和3・4年度に斎小学校体育館の改築事業が、令和4年度からは朝陽第五小学校の建替え事業があったため、令和4年度以降に施設整備費が大きく増えていきます。

6 学校施設の保有量



築30年以上経過した施設が約6割を占め、そのうち建替えとするか検討が必要となってくる築50年以上の施設も1割となっています。

7 学校施設の老朽化の評価方法と検証

学校施設の実態把握のため、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を、3年に1度（直近：令和5年度）実施しています。また、日々の維持管理業務や学校からの要望・点検等からわかる劣化状況等も考慮し、評価を行っています。

【部位別箇所項目】

以下項目を部位別箇所評価で評価付け

- ① 屋根・屋上
- ② 外壁
- ③ 内部仕上
- ④ 電気・機械設備

部位別箇所評価	
A	概ね良好
B	部分的に劣化
C	広範囲に劣化
D	早急な対応が必要



【施設の健全度評価】

各項目結果を集計し、点数評価

健全度評価	
A	80点以上
B	70点以上～80点未満
C	40点以上～70点未満
D	40点未満

【部位別箇所の主な確認項目】

① 屋根・屋上

- ・屋根葺材・塗装の劣化
- ・防水材の劣化
- ・葺材・雪止め材の破損
- ・ルーフトレンや樋の腐食
- ・雨漏り原因箇所の発生など

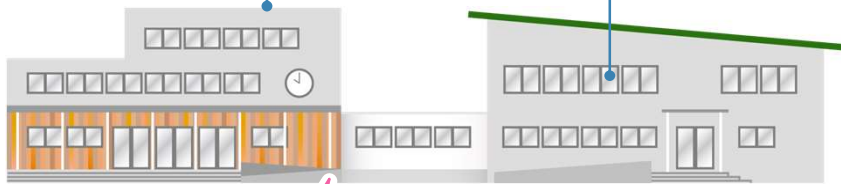


② 外壁（軒天井・外部建具含む）

- ・コンクリート外壁の亀裂
- ・内部鉄筋の腐食
仕上げ材の剥がれ
- ・外壁パネル材の破損
- ・外壁からの雨漏り
- ・シーリング材の破断など



- ・外部建具の腐食
- ・戸車の破損
- ・動作不良・漏水
- ・シーリング材の破断など



屋根や外壁など外部廻りの老朽化は建物寿命に影響をおよぼすだけでなく、日々の生活環境にも大きな影響するため、計画的な予算取りと改修対応が必要となります。

③ 内部仕上げ

- ・床仕上げ材の劣化・剥がれ・ひび割れ
- ・内壁材の汚れ・剥がれ・浮き
- ・内部建具の開閉不良・汚れ
- ・内部天井の劣化・剥がれ・破損
- ・家具（ランドセルロッカーや実験台など）の劣化・更新など



④ 電気設備・機械設備

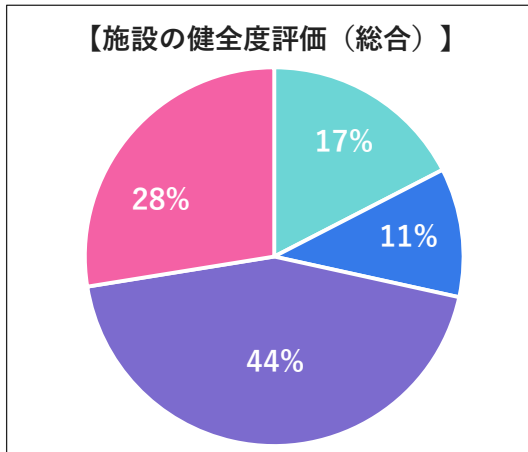
- ・高効率照明器具への切替
- ・防災盤各機器の更新
- ・受水槽等の能力低下
- ・衛生設備の更新・増設
- ・空調設備の設置・更新
- ・受変電設備機器の更新 など



このほか、外構部にかかる外周フェンスの腐食や小学校遊具の点検、バスケットゴールなどの体育器具、屋外部室棟やプール設備の点検、非常用自家発電設備の部品の点検・更新などもチェックし、修繕対応しています。

8 学校施設の老朽化などの実態

健全度状況評価（総合）の集計



A	80点以上
B	70点以上～80点未満
C	40点以上～70点未満
D	40点未満

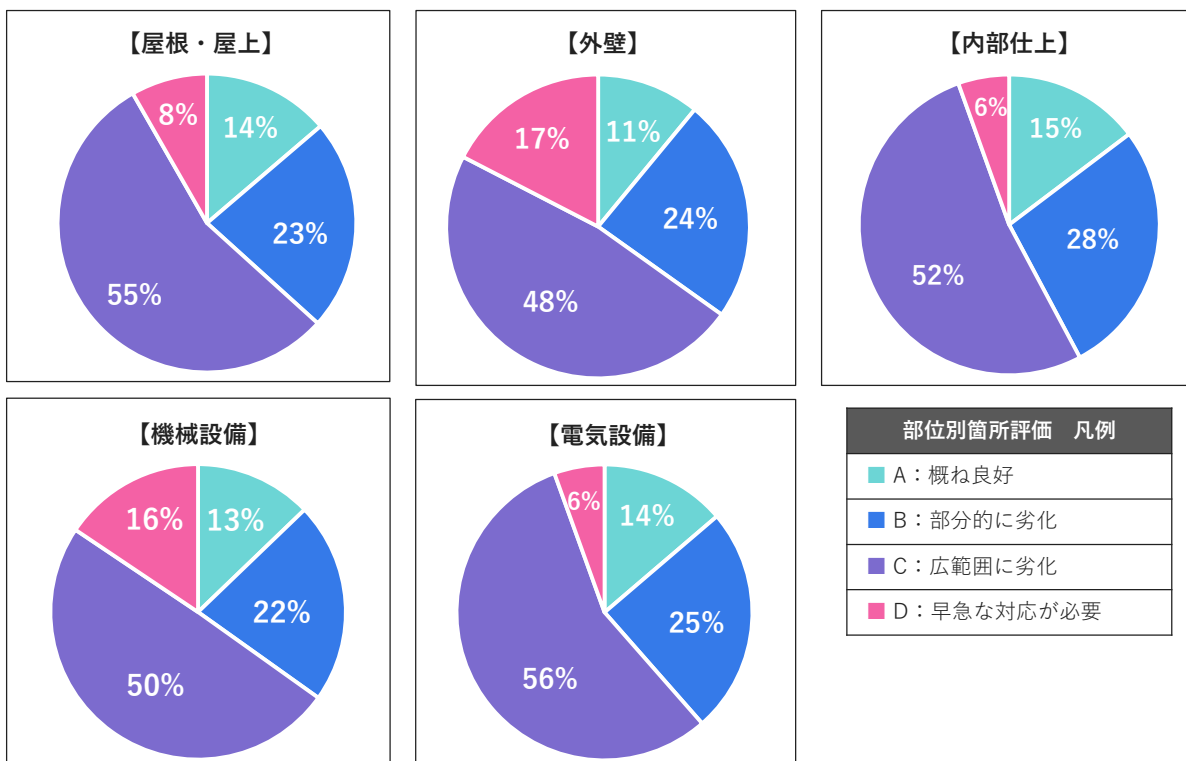
健全度状況評価（総合）小・中学校ごとの集計

小学校評価	A	B	C	D
屋根・屋上	13%	22%	56%	10%
外壁	10%	23%	47%	20%
内部仕上	11%	32%	51%	6%
電気設備	13%	24%	56%	8%
機械設備	11%	24%	43%	22%
全体評価	15%	14%	37%	34%

中学校評価	A	B	C	D
屋根・屋上	17%	27%	53%	3%
外壁	13%	27%	50%	10%
内部仕上	23%	17%	57%	3%
電気設備	17%	27%	57%	0%
機械設備	17%	17%	67%	0%
全体評価	23%	3%	63%	10%

小・中学校を合わせた37校全体での健全度評価は、C評価が最も多く、全体の44%を占めています。施設の築年数や立地・気象条件にもよりますが、C・D評価を合わせた割合は全体の72%となり、改修が必要な施設数が多くなってきています。

部位別箇所項目の集計（小・中学校全体での集計）



A	概ね良好
B	部分的に劣化
C	広範囲に劣化
D	早急な対応が必要

部位別で見ると、ほぼ全項目でのC・D評価が占める割合はいずれも半数以上となっています。日々の学校環境の状況を踏まえ維持管理を行っていくだけ長寿命化する取組が必須です。

9 学校別健全度評価一覧

No.	学校名	建物区分	棟番号	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	点数	評価
1	朝陽第一小学校	校舎	22,23	B	B	B	B	B	75	B
2	朝陽第一小学校	体育館	24	C	B	B	B	B	73	B
3	朝陽第二小学校	校舎	33~39	C	B	B	B	B	73	B
4	朝陽第二小学校	校舎	36	C	B	B	B	B	73	B
5	朝陽第二小学校	体育館	40	C	B	B	B	B	73	B
6	朝陽第三小学校	校舎	2,4	B	B	C	C	C	50	C
7	朝陽第三小学校	校舎	3	B	B	C	C	C	50	C
8	朝陽第三小学校	体育館	1	B	B	C	C	C	50	C
9	朝陽第四小学校	校舎	37~42	B	B	B	A	A	85	A
10	朝陽第四小学校	体育館	43	C	C	B	B	A	71	B
11	朝陽第五小学校	校舎	18	A	A	A	A	A	100	A
12	朝陽第五小学校	校舎	19	A	A	A	A	A	100	A
13	朝陽第五小学校	体育館	20	A	A	A	A	A	100	A
14	朝陽第六小学校	校舎	1	C	D	D	D	D	12	D
15	朝陽第六小学校	校舎	2	B	D	D	D	D	14	D
16	朝陽第六小学校	校舎	3	B	C	C	D	D	31	D
17	朝陽第六小学校	校舎	4	C	D	D	D	D	12	D
18	朝陽第六小学校	校舎	5,6	C	D	D	D	D	12	D
19	朝陽第六小学校	校舎	9,11	D	D	C	D	D	20	D
20	朝陽第六小学校	校舎	12~15	B	B	C	B	B	64	C
21	朝陽第六小学校	体育館	7	C	C	D	C	C	30	D
22	斎小学校	校舎	4	C	C	B	C	C	51	C
23	斎小学校	体育館	8,9	A	A	A	A	A	100	A
24	黄金小学校	校舎	1	C	C	C	C	D	33	D
25	黄金小学校	体育館	2,3	C	C	C	C	D	33	D
26	大泉小学校	校舎	5	C	C	C	C	C	40	C
27	大泉小学校	体育館	6,8,9	A	B	A	A	A	94	A
28	京田小学校	校舎	1	A	C	B	B	B	69	C
29	京田小学校	体育館	2~4	B	C	C	B	B	56	C
30	上郷小学校	校舎	1	B	C	C	C	C	42	C
31	上郷小学校	体育館	2	B	B	C	C	C	50	C
32	豊浦小学校	校舎	1,3	C	C	B	B	B	65	C
33	豊浦小学校	体育館	2	C	C	B	B	B	65	C
34	湯野浜小学校	校舎	15,16	A	A	B	B	B	82	A
35	湯野浜小学校	校舎	17	A	A	B	B	B	82	A
36	湯野浜小学校	体育館	14	A	A	B	A	B	86	A
37	大山小学校	校舎	30	B	B	A	A	A	93	A
38	大山小学校	校舎	14,18,20~22	C	D	C	C	C	33	D
39	大山小学校	体育館	23~26,31	A	A	A	B	B	90	A
40	西郷小学校	校舎	3	C	C	C	C	D	33	D
41	西郷小学校	校舎	10	C	C	C	C	D	33	D

No.	学校名	建物区分	棟番号	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	点 数	評価
42	西郷小学校	校舎	11,12	C	D	C	C	D	26	D
43	西郷小学校	校舎	15-2	C	C	B	C	C	51	C
44	西郷小学校	校舎	19	C	C	B	C	C	51	C
45	西郷小学校	体育館	15-1,16	C	C	B	C	C	51	C
46	藤島小学校	校舎	1~3	C	D	C	C	D	26	D
47	藤島小学校	体育館	4,5	C	C	C	C	D	33	D
48	東栄小学校	校舎	15	D	C	C	C	D	31	D
49	東栄小学校	校舎	19,20	C	D	C	C	D	26	D
50	東栄小学校	校舎	22	C	C	C	C	C	40	C
51	東栄小学校	体育館	16	C	C	C	C	D	33	D
52	渡前小学校	校舎	13,20,22,23	C	C	C	C	D	33	D
53	渡前小学校	校舎	17,18,19	C	C	C	C	C	40	C
54	渡前小学校	体育館	15,16	C	D	C	C	C	33	D
55	羽黒小学校	校舎	21,22	D	C	B	C	C	49	C
56	羽黒小学校	校舎	23~26,32	C	D	B	C	C	45	C
57	羽黒小学校	体育館	2	C	C	C	C	C	40	C
58	羽黒小学校	体育館	27~29	C	D	B	C	C	45	C
59	広瀬小学校	校舎	24-1	C	C	C	C	C	40	C
60	広瀬小学校	校舎	25	C	C	C	C	C	40	C
61	広瀬小学校	校舎	29	C	C	C	C	C	40	C
62	広瀬小学校	体育館	24-2,28	C	C	C	C	C	40	C
63	櫛引東小学校	校舎	2~3,4-1	C	C	C	C	C	40	C
64	櫛引東小学校	体育館	4	C	D	C	C	C	33	D
65	櫛引西小学校	校舎	33,34	D	C	C	C	C	38	D
66	櫛引西小学校	体育館	29,30,35	C	C	C	C	C	40	C
67	櫛引南小学校	校舎	11	B	B	B	B	B	75	B
68	櫛引南小学校	校舎	10	D	C	C	C	C	38	D
69	櫛引南小学校	体育館	12	C	B	B	B	B	73	B
70	あさひ小学校	校舎	1,8	D	D	C	C	C	31	D
71	あさひ小学校	校舎	2,6	D	D	C	C	C	31	D
72	あさひ小学校	校舎	5	D	C	C	C	C	38	D
73	あさひ小学校	体育館	3,7	C	C	C	C	C	40	C
74	あつみ小学校	校舎	15	C	D	C	C	C	33	D
75	あつみ小学校	校舎	21	C	C	B	B	C	56	C
76	あつみ小学校	校舎	26	B	B	B	B	B	75	B
77	あつみ小学校	体育館	24,25	B	B	B	B	B	75	B
78	鼠ヶ関小学校	校舎	15,16	B	C	A	A	B	79	B
79	鼠ヶ関小学校	体育館	15	B	B	A	A	A	93	A

No.	学校名	建物区分	棟番号	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	点 数	評価	
80	鶴岡第一中学校	校舎	1	C	C	C	C	C	40		C
81	鶴岡第一中学校	校舎	2	C	C	C	C	C	40		C
82	鶴岡第一中学校	校舎	3	C	C	C	C	C	40		C
83	鶴岡第一中学校	体育館	5~7	C	C	C	C	C	40		C
84	鶴岡第二中学校	校舎	24,26	B	C	B	B	B	67		C
85	鶴岡第二中学校	体育館	25	C	B	B	B	B	73		B
86	鶴岡第三中学校	校舎	10~12	A	A	A	A	A	100		A
87	鶴岡第三中学校	校舎	13	A	B	A	A	A	94		A
88	鶴岡第三中学校	体育館	14	A	A	A	A	A	100		A
89	鶴岡第四中学校	校舎	1~4	C	C	C	C	C	40		C
90	鶴岡第四中学校	体育館	5,8,9	C	C	C	C	C	40		C
91	鶴岡第五中学校	校舎	1	C	C	C	C	C	40		C
92	鶴岡第五中学校	校舎	2	C	C	C	C	C	40		C
93	鶴岡第五中学校	校舎	3	C	C	C	C	C	40		C
94	鶴岡第五中学校	校舎	4	C	C	C	C	C	40		C
95	鶴岡第五中学校	体育館	5	B	A	C	C	C	56		C
96	豊浦中学校	校舎	28	C	C	C	C	C	40		C
97	豊浦中学校	体育館	29	C	C	C	C	C	40		C
98	藤島中学校	校舎	1~3	D	D	D	C	C	22		D
99	藤島中学校	体育館	10	C	D	C	C	C	33		D
100	藤島中学校	校舎	12,13	C	C	C	C	C	40		C
101	藤島中学校	体育館	6	C	D	C	C	C	33		D
102	羽黒中学校	校舎	20~25	B	B	A	B	B	83		A
103	羽黒中学校	体育館	21,22,2	B	B	A	B	B	83		A
104	榊引中学校	校舎	21,24,25	B	B	B	B	C	67		C
105	榊引中学校	体育館	26~28	B	B	B	B	C	67		C
106	朝日中学校	校舎	23~25,28	A	B	A	A	A	94		A
107	朝日中学校	体育館	26,27	A	A	A	A	A	100		A
108	温海中学校	校舎	1,3	B	B	B	B	C	67		C
109	温海中学校	体育館	2	B	C	C	B	B	56		C

3 章 学校施設の整備方針

1 学校施設のあるべき姿と取組方針

社会的ニーズに応えながら鶴岡の未来を担う子どもたちの
安心・安全と学習環境が確保された学校施設整備



安全・安心な学校

学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、非常災害時には地域住民の応急的な避難場所として役割を果たす施設にもなります。財政的に持続可能な範囲の中で「鶴岡市公共施設等総合管理計画」や「鶴岡市国土強靱化計画」に基づきながら、災害に強く、安心して生活できる教育環境の確保と維持管理に努めます。



柔軟な整備検討

施設の老朽化等による不具合により、学校運営に支障が及ぶ可能性が高いと判断された学校施設については、大規模改修とすべきか建替えとすべきか総合的に判断し、計画的かつ柔軟に整備の検討を行い、児童生徒の生活環境の向上を図ります。

老朽化が進行している学校施設の大規模改修等については、本計画に基づき築年数や健全度、教育環境の実態等を踏まえながら整備の検討を進めます。



環境にやさしい建設整備

良好な教育環境実現のために建替え整備が妥当と判断された学校については、環境負荷や周辺地域・自然との共生、社会的ニーズを考慮した学校整備を行っていきます。



インクルーシブな施設整備

I C Tを活用しながら、インクルーシブ教育環境の整備を積極的に行い、児童生徒一人一人のニーズに応じられる学校施設整備を進めていきます。



教育環境の向上

これまで取り組んできた冷房設備の設置やトイレ洋式化、国の政策に基づいた環境整備などについては引き続き、各学校と協議を図りながら取り組んでいきます。

2 長寿命化と建替えに関する判断の考え方

基本的な考え方

学校施設の長寿命化及び建替えの判断にあたっては、単純な築年数のみをもって一律に判断するのではなく、構造的安全性、劣化状況、機能性、更新の容易さ、教育環境の質的確保等を総合的に評価し、限られた財源の中で最適な更新手法を選択することを基本的方針とします。

特に学校施設は、児童生徒の安全確保を最優先とすべき施設であることから、構造安全性および耐震性能を判断の前提条件として位置づけます。

建設年代を踏まえた評価について

施設の建設年代によって、適用されている法令、設計基準、施工技術、品質管理体制等が異なることから、建設年代は長寿命化・建替えを検討する上での参考指標の一つとして整理し、以下の技術的転換点を踏まえ、建設年代区分ごとの特性を考慮した上で判断を行います。

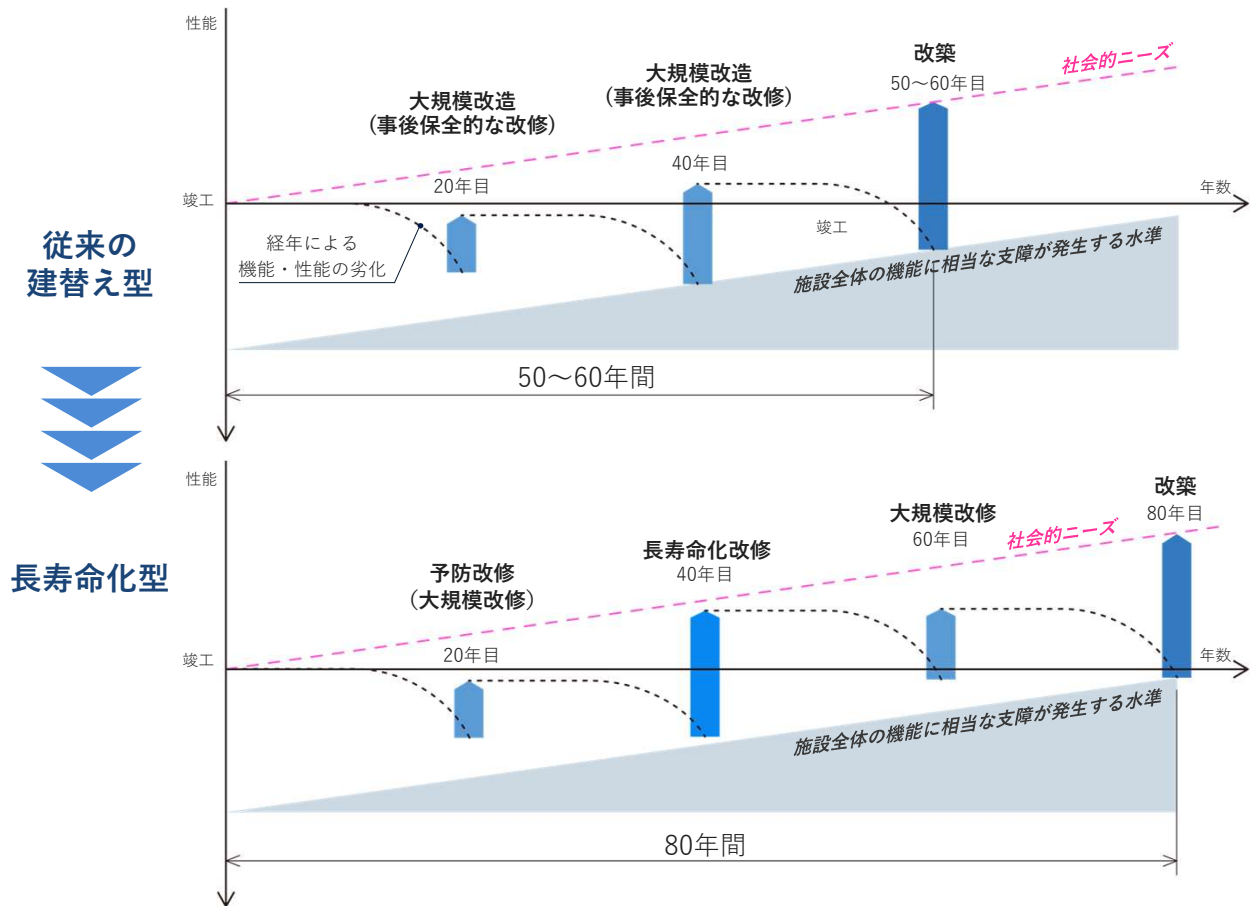
年代区分	技術的転換点と計画上の位置づけ
昭和56年以前	新耐震設計法施行以前に建設された施設については、耐震診断の上補強工事を施しておりますが、耐用年数が過ぎた建物については躯体の劣化状況や維持管理コストの増大の観点から、建替えまたは大規模更新の検討対象とします。
昭和57年～ 平成6年頃	新耐震設計法適用後の施設ですが、建設時の現場の品質管理体制や施設の維持管理状況により躯体性能に個体差が生じている場合があるため、劣化状況、改修履歴等を踏まえて個別に判断します。
平成7年～ 平成11年頃	阪神・淡路大震災以降、構造設計や施工技術の考え方が大きく転換した時期に建設された施設であり、躯体品質や施工記録等を重視しつつ、長寿命化または建替えの適否を総合的に判断します。
平成12年以降	品確法の施行等により、品質管理体制や施工記録の整備が進展し、躯体品質のばらつきが相対的に小さい傾向が見られることから、適切な維持管理を前提として、原則として長寿命化の可能性を検討する対象とします。

教育環境と持続可能性を踏まえた整備

建物の劣化状況や耐震性等の物理的条件に加え、将来の児童生徒数の推移、地域特性に応じた教育環境の在り方、学校規模と教育機能との適合状況等を踏まえ、整備の方向性を総合的に判断していきます。

その際、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境の質を確保・向上させることを基本とし、将来的な維持管理負担にも配慮しながら、施設規模の適正化と機能の充実を両立する持続可能な整備の在り方について検討を行っていきます。

3 施設整備サイクル

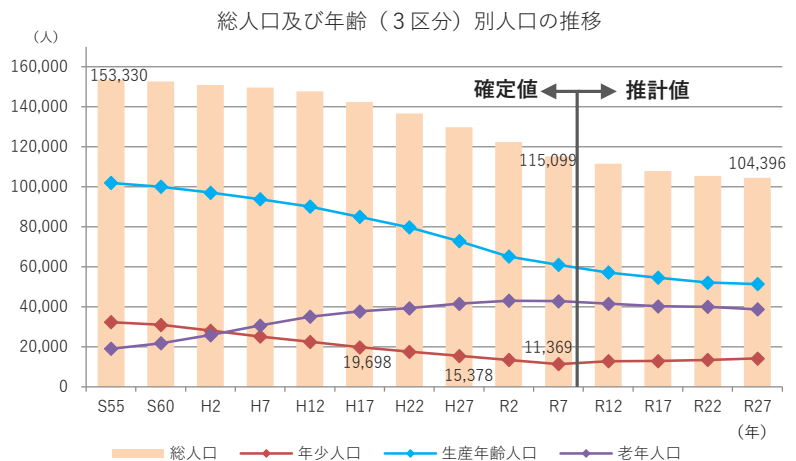


文部科学省の現在の国庫補助メニューでは、長寿命化にかかる予防改修メニューは20年単位で考えられています。学校施設の経年劣化に合わせ、適宜国庫補助メニューを活用しながら、施設機能の維持を図ります。

4 施設整備の課題

「第2章-6 学校施設の保有量」の一覧のとおり、本市の学校施設は築40年以上を越える建物が全体の約3割、予防改修の時期をすでに迎えている築30年以上の建物も含めると全体の半数を占め、改築や改修の時期が一定期間に集中しており、財政への影響が懸念されます。築年数や施設の劣化状況評価に基づいて、健全度が低い施設の整備方法を優先して検討しつつ、部位別にD評価となっている箇所の改修を実施していきます。

また将来総人口が減少することを踏まえ、学校施設の適正配置や小中一貫教育の在り方なども含めた学校施設の計画・検討を進めていきます。

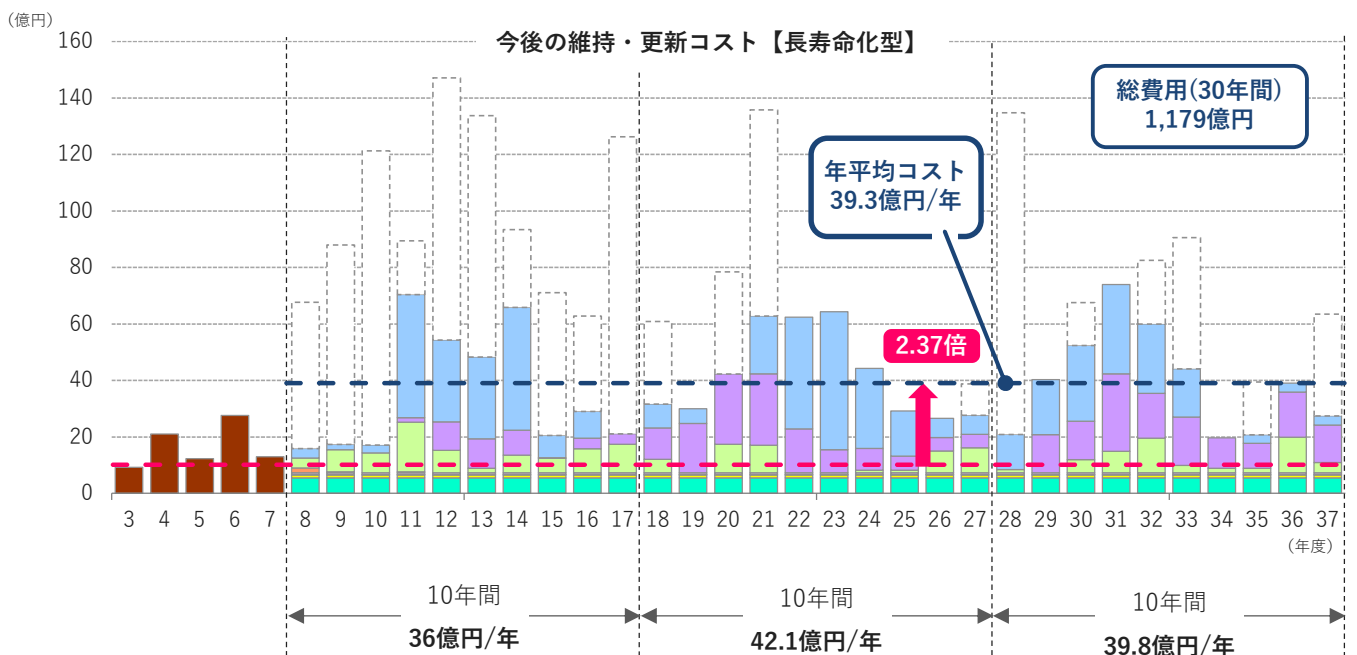
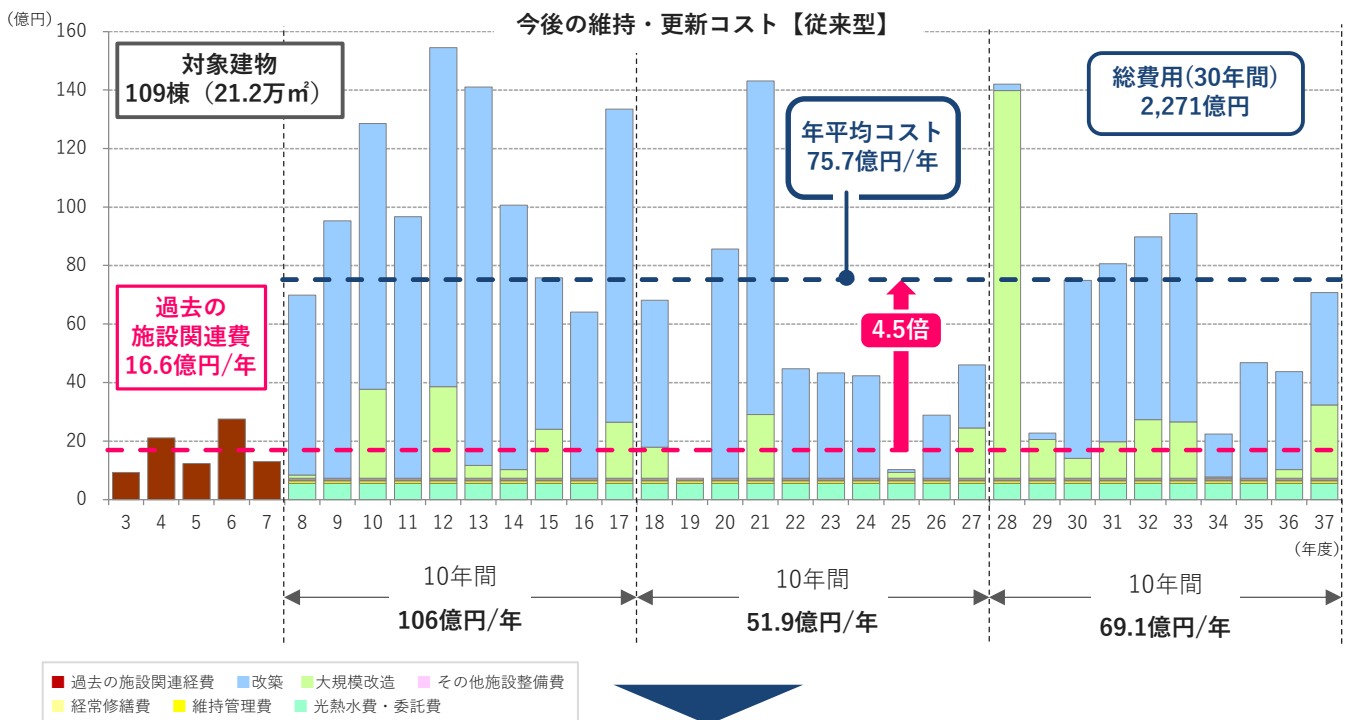


5 今後の維持・更新コストの比較（従来型と長寿命化型）

近年は社会情勢の影響による資材高騰や、働き方改革による労務費の見直しから建設費がこれまでよりもかかる状況が続いています。最新の建設物価状況を反映したサイクルコストで今後の事業費を推計すると、以下のグラフのとおりとなります。

	改築費	改修費
単価 (円/m ²)	750,000円/m ²	300,000円/m ²

	直近10年	直近20年	直近30年	30年間平均
従来型	106億円/年	51.9億円/年	69.1億円/年	75.7億円/年
長寿命型	36億円/年	42.1億円/年	39.8億円/年	39.3億円/年



6 直近5年の実施計画

令和8年度以降5年間の改修等については、築年数や劣化状況を踏まえて主な事業として以下のものを予定しています。なお、すべて国庫活用の予定です。

予定事業	R8	R9	R10	R11	R12
義務教育学校整備	藤島地区設計	藤島地区設計	藤島地区工事	藤島地区工事	藤島地区工事
予防改修事業	鶴五中校舎 温海中屋体	鶴五中校舎 鶴二中	鶴五中校舎 鶴二中	朝一小 鼠ヶ関小	朝一小 大山小校舎
長寿命化改修			大泉小校舎	朝三小屋体	朝三小校舎 榎引西小屋体
屋体棟照明改修	榎引東小 あさひ小 あつみ小 鼠ヶ関小	—	—	—	—
校舎棟照明改修		朝二小 朝六小 齋小 大泉小 京田小 上郷小	朝三小 朝四小 黄金小 豊浦小 湯野浜小 大山小 西郷小	鶴五中 豊浦中 温海中	羽黒小 羽黒中 榎引中 朝日中
屋体棟空調増設		朝四小 鶴三中			榎引西小

予定事業について

予防改修事業	長寿命化改修	屋体棟照明改修
築40年未満の校舎・屋内運動場の機能回復として、主に外周部（屋根・外壁・外部建具）の更新・改修を施すもの	築40年を超えた学校施設の機能回復と機能向上を目的に大規模な建物・設備の改修を行うもの	屋内運動場の高効率照明器具への更新 令和8年度に実施予定の4校で事業は完了となります。
校舎棟照明改修	屋体棟空調増設	
校舎棟の高効率照明器具への更新 ※上記記載年度の前年に設計業務を行います。	屋内運動場への断熱改修および空調設備整備を検討・整備 朝四小・鶴三中にてトライアルを行い、他の学校へ展開していく予定で検討していきます。	

このほか、学校施設の日常の維持管理上必要なものについても改修・修繕を行っていきます。また、藤島地域義務教育学校整備事業については、本市にとって初めての校舎一体型の教育の場になる学校施設となるため、建替える施設についてはもちろんのこと、統合後の既存学校施設の取扱いについても地域の皆様と協議を重ねて進めていきます。

7 附随する施設の整備について

本計画の主たる建物である校舎と屋内運動場のほかにも、検討が必要な施設として、学校プール施設や部室棟などがあります。

プール施設については、校舎等と同様に老朽化対策が課題となっていることから、今後の運営方針の基礎資料とするため、令和6～7年度に校外プール利用の実証を実施しました。

維持管理費の削減、教職員の水質管理等負担の軽減、専門指導による泳力及び指導力の向上について検証した結果、教職員・児童とも継続意向が高く、安全性の確保に加え、天候に左右されない環境や水温等の質の高さ等により満足度と技能向上が認められました。

今後も学校規模や費用対効果などを検証しながら、現地改修と校外プール活用を適切に組み合わせ、整備の方向性を検討していきます。

また部室等の係る諸室についても、学校運営上の必要性を踏まえつつ、老朽度や安全性、利用頻度、維持管理コストの観点から総合的に点検し、計画的な改修・更新を進めていきます。あわせて、活動実態に応じた室数や規模の適正化を図ります。

改修に当たっては、雨漏りや腐食等の劣化対策に加え、防災性・防犯性の確保、収納の整理、動線の改善等を行い、安全性の確保と維持管理の効率化に配慮しながら整備を進めていきます。



令和3年度以降実施した事業

右上：斎小学校体育館改築

右下：校外プール利用実証

左：朝陽第五小学校改築

参考 資料編

1 学校施設の規模・配置計画方針

学校規模や配置計画についての基本的な検討基準は、第一期鶴岡市学校適正配置基本計画で検討された以下の内容で考えられてきました。新基準は令和8年度以降検討していきます。

区 分	基 準
望ましい学校規模 (適正規模)	小学校：6～24学級 中学校：3～18学級 複式学級の解消に努める 1学級あたり15～20人以上確保できる規模を目指す
適正化の方法	学校統合または通学区域の変更による※1
検討対象校	5年間連続して複式学級の編成が見込まれ、かつ、その後においてもその解消の見込みがないと判断される学校

※1：鶴岡市学校適正配置基本計画に基づく学校統合(対象14校)は第一期で11校、第二期で3校実施し平成30年3月完了済み

2 建築物の目標年数

本計画における目標年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会1988）および「建築工事標準仕様書解説（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）を参照し、80年以上を構造躯体の目標耐用年数とします。

建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会1988）

用途	SRC・RC造		S造			CB・ れんが造	W造
	高品質 の場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量 鉄骨		
			高品質 の場合	普通品質 の場合			
学校 官庁	100年 以上	60年 以上	100年 以上	60年 以上	40年 以上	60年 以上	60年 以上

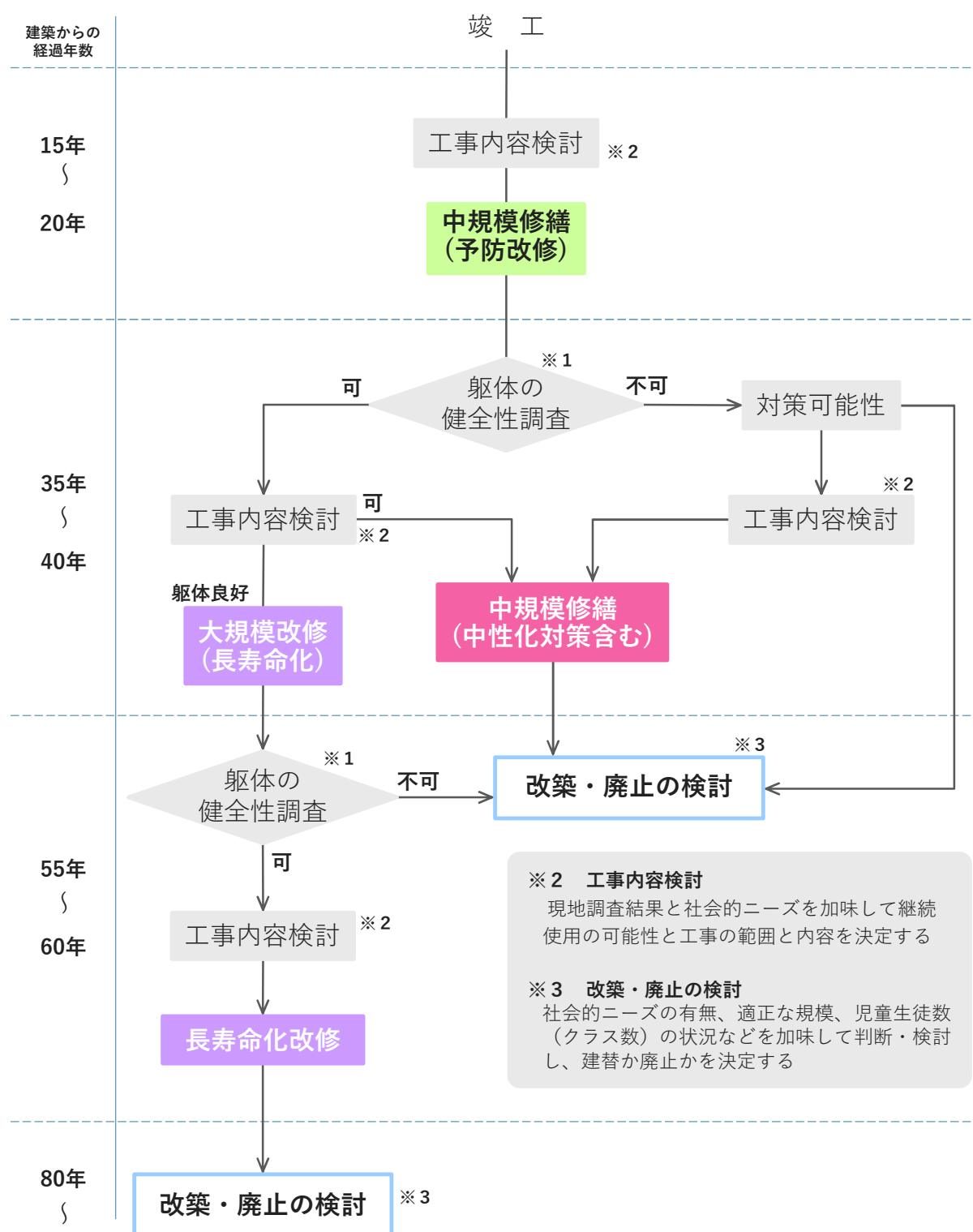
建築工事標準仕様書解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会2009）

構造 区分	種 別	設計基準強度	大規模補修不要／供用限界
SRC ・ RC造	短 期	18N/mm ²	30年／65年
	標 準	24N/mm ²	65年／100年
	長 期	30N/mm ²	100年
	超長期	36N/mm ²	200年

構造凡例

SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造
RC造：鉄筋コンクリート造
S 造：鉄骨造
CB造：コンクリートブロック造
W 造：木造

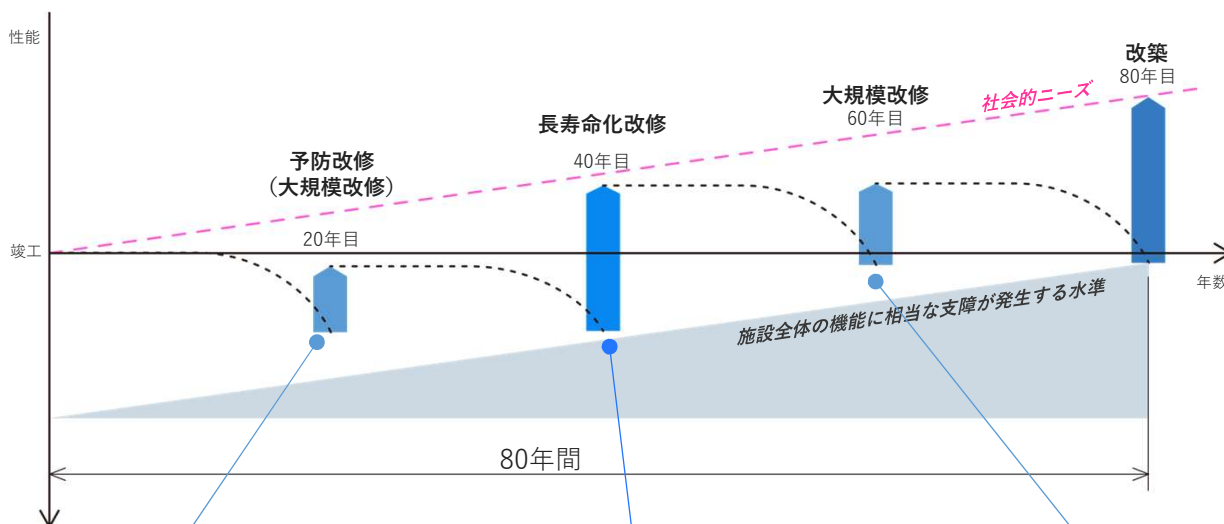
4 建築物の将来活用方策に係る判定フロー



※1 躯体の健全性確認 (構造区分によって評価項目がちがう)

R C 造	S 造	W 造	C B 造
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート中性化進行度 ・鉄筋の腐食進行度 ・コンクリートコア抜取調査による強度確認など 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋交いのたわみ ・鉄骨腐食度 ・架構剛性性能など 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材腐朽度 ・基礎の状態 ・部材の傾斜・たわみなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート中性化進行度 ・充填コンクリート中性深さ ・鉄筋かぶり厚さなど

5 修繕・改修サイクルによる標準的な工事内容（例）



大規模改修（予防改修） 築15～20年目 〈機能回復〉	長寿命化改修 築40年目 〈機能回復 + 機能向上〉	大規模改修 築55～60年目 〈機能回復〉
-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------

共通 ・老朽化の著しい箇所の修繕
 ◎ 安全性、適法性において実施が必要と判断された箇所の改修

外部	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水の更新 ・外壁洗浄・再塗装 ・外部開口部の調整 ・シーリング共 ・外部鉄部の再塗装 	外部	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水の更新 ・屋上防水の断熱化改修 ・外壁洗浄・再塗装 ・外部開口部の更新 ・外部開口部の調整・シーリング共 ・外部鉄部の再塗装 	外部	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水の更新 ・外壁洗浄・再塗装 ・外部開口部の調整 ・シーリング共 ・外部鉄部の再塗装
内部	<ul style="list-style-type: none"> ・内装材の再塗装 ・劣化部分の更新 	内部	<ul style="list-style-type: none"> ・内装材の再塗装 ・老朽化の著しい箇所の修繕 ・建具の更新 	内部	<ul style="list-style-type: none"> ・内装材の再塗装 ・劣化部分の更新
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・照明等機器の更新 ・配線等の更新 ・受変電設備の更新 	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・照明等機器の更新 ・老朽化の著しい箇所の修繕 ・受変電設備の更新 	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・照明等機器の更新 ・配線等の更新 ・受変電設備の更新
給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水管の更生 ・ポンプ等機器の更新 ・衛生機器等の更新、改修 	給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水管の更生 ・ポンプ等機器の更新 ・衛生機器等の更新・改修 	給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水管の更生 ・ポンプ等機器の更新 ・衛生機器等の更新、改修
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調等機器の更新、改修 ・換気設備の更新 	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調等機器の更新・改修 ・老朽化の著しい箇所の修繕 	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調等機器の更新、改修 ・換気設備の更新
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・構内舗装の不陸調整 	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・構内舗装の不陸調整 ・老朽化の著しい箇所の修繕 	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・構内舗装の不陸調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外部木仕上げ部の塗装は風化程度を勘案しながら、3～5年程度の間隔で実施 ・昇降機の更新 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・構造フレームスケルトン化による構造劣化部の復旧、防錆処理、木部の蟻害対策 ・外部木仕上げ部の塗装は、風化程度を勘案しながら、3～5年程度の間隔で実施 ・昇降機の更新 ・消火栓設備の更新 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外部木仕上げ部の塗装は風化程度を勘案しながら、3～5年程度の間隔で実施 ・昇降機の更新

議第13号

令和8年度市職員人事異動について

令和8年度教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり任免するものとする。

令和8年3月25日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤和則